

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく 許可等の手引

令和8年4月1日

佐賀県県土整備部 建設・技術課

[法令等の略称]

本手引に記載の法令等の略称は以下のとおりです。

盛土規制法、法律又は法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
細則	佐賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和7年佐賀県規則第51号）
手数料条例	佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）
マニュアル	盛土等防災マニュアル

[適用・運用について]

- 本手引は、佐賀県内で行われる盛土規制法の規定に基づく工事に適用します。
- 当該工事の他に、他法令（農地法、森林法等）による規制がある場合には、当該法令にも適合する計画としてください。
- 本手引に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアルの解説」等、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。
- 本手引は、今後の運用により、法令の範囲内において、適宜、見直しを行います。

目次

第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨	1
1-1 法の趣旨	1
1-2 用語の定義	2
1-3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域	13
第2章 工事の許可等	14
2-1 許可を要する工事	15
2-2 届出を要する工事	20
2-3 許可又は届出が不要となる工事	21
2-3-1 災害の発生のおそれがないものと認められる工事	21
2-3-2 その他の許可・届出不要工事	28
2-4 国又は都道府県の特例	30
2-5 都市計画法による許可の特例	31
2-6 関係法令等	35
第3章 土地の保全	36
3-1 土地の保全	36
第4章 許可・届出等の手続	38
4-1 手続きの流れ	38
4-2 標準処理期間	42
4-3 土地の形質変更に関する工事の必要書類等（一覧表）	48
4-4 土石の堆積に関する工事の必要書類等（一覧表）	54
4-5 住民への周知	58
4-6 土地所有者等の同意	63
4-7 工事主の資力・信用	67
4-8 工事施行者の能力	70
4-9 設計者の資格	71
4-10 許可又は不許可の通知	75
4-10-1 許可情報の公表	77
4-10-2 標識の掲示	79
4-10-3 変更の許可又は届出	80
4-10-4 軽微な変更	83
4-10-5 中間検査	85
4-10-6 完了検査・確認	90
4-10-7 定期報告	97
4-10-8 届出関係（特定盛土等規制区域内における許可規模未満の届出）	102
第5章 その他の届出	105
5-1 区域指定時着手工事の届出	105
5-2 擁壁等を除却する工事の届出	110
5-3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出	112
第6章 工事の技術基準	113
6-1 技術基準全般	113
6-2 みなし許可との関係	118
6-3 原地盤及び周辺地盤の把握	119
6-4 締め固め	121
6-5 地滑り抑止ぐい等	123
6-6 段切り	124
6-7 崖面の排水	126

6-8	盛土のり面	127
6-9	盛土全体の安定性の検討	133
6-10	渓流等における盛土における考え方	136
6-11	渓流等における盛土に講ずる措置	138
6-12	切土のり面の勾配と形状	141
6-13	切土のり面の検討	143
6-14	擁壁の設置義務	145
6-15	擁壁の種類	149
6-16	擁壁設置上の留意事項	151
6-17	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造	153
6-18	鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計定数	155
6-19	練積み造の擁壁の構造	161
6-20	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用	165
6-21	擁壁の水抜穴及び透水層	166
6-22	特殊の材料又は工法による擁壁	168
6-23	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用	169
6-24	崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準	170
6-25	崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準	173
6-26	治水・排水対策の考え方	178
6-27	排水工に関する技術的基準	180
6-28	工事施工中の防災措置	190
6-29	土石の堆積	192
6-30	土石の堆積に関する工事の技術基準	199
第7章	手数料・その他	200
7-1	手数料	200
7-2	適合証明	202
7-3	申請様式等	204
7-4	問い合わせ先	205

第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

1-1 法の趣旨

法 律

(目的)

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）は、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する一定の工事を許可・届出制及び行政処分等の対象として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的としています。

法の規制対象は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域において行われる「宅地造成」、「特定盛土等」及び「土石の堆積」です。

[佐賀県の特徴]

- 佐賀県では、盛土災害のリスクが高い傾斜地や山間部を中心に特定盛土等規制区域を指定しています。（宅地造成等工事規制区域は指定しません。）
※指定後も必要に応じて規制区域の区分・範囲の見直しを行う場合があります。

1-2 用語の定義

本手引内の用語の定義は、以下のとおりです。

(1) 宅地

法 律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

政 令

(公共の用に供する施設)

第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

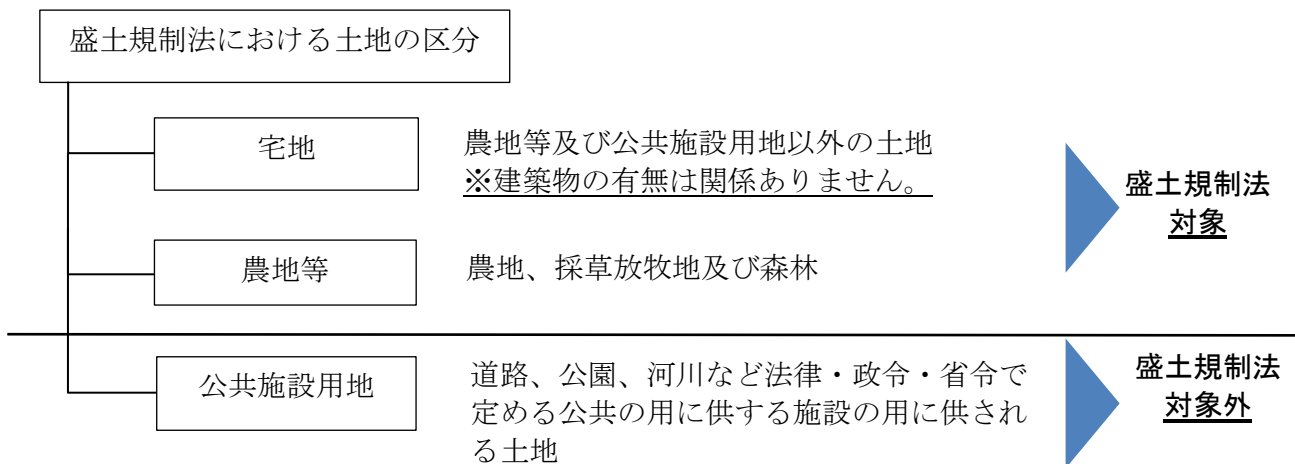
省 令

(公共の用に供する施設)

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。

- 2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

法において、土地は「宅地」、「農地等」及び「公共施設用地」に区分されます。これらのうち、「公共施設用地」については、盛土規制法の規制対象外となります。



[公共施設用地]

○法律

道路、公園、河川

○政令

砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設

○省令

雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設（省令第1条第1項）

国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（省令第1条第2項）

[補 足]

- 公共施設用地は、法律、政令及び省令により限定的に定められており、公共施設用地内で行う工事は、盛土規制法の規制対象外となります。（国有地、県有地、市町有地であっても、公共施設用地に該当しない場合は、規制対象となります。）
- 例えば、法律で定められている公共の用に供する道路工事は、盛土規制法の規制対象外となります。
なお、法律、政令及び省令により定められていない公共事業（庁舎や図書館の建設等）における盛土等は規制対象となります。
- 公共施設の用に供されなくなることが決定している土地については、公共施設用地に含まないものと考え、当該土地において行われる盛土等は、宅地又は農地等において行う盛土等として規制対象となります。

(道路)

- 道路法による道路等の国又は地方公共団体が管理又は監督する道路については公共施設用地となり、規制対象外となります。

私道は、私人により管理・監督されることから、通常は盛土規制法の規制対象となります。農道や里道（法定外公共物）は、明確な定義がなく、道路法上の道路と異なり公的機関が指定・認定する仕組みもないことから、原則、規制対象となります。

なお、省令第8条第1号に規定する土地改良事業等により整備される農道については、許可不要となります。

いずれの場合も、実際の管理状況等を踏まえて判断しますので、ご相談ください。

(公園)

- 都市公園法による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法に基づく公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設は規制対象外となります。

(砂防施設)

- 砂防法第1条に定める砂防設備が規制対象外となります。

(港湾施設・漁港施設)

- 港湾法に定める港湾施設や漁港漁場整備法に定める漁港施設の土地における臨海部の埋立て行為や土石の堆積行為は行為者によらず規制対象外となります。

(鉄道)

- 私鉄の場合や、鉄道に附帯する駅舎や変電施設等についても、鉄道事業法・軌道法の適用を受ける事業の用に供するため、規制対象外となります。

(学校)

- 国又は地方公共団体が管理するものが規制対象外であり、私立学校は規制対象となります。幼稚園は学校教育法に基づく学校であるため、公立の場合は規制対象外となります。保育所は学校ではないため、公立の場合も含めて規制対象となります。

(緑地・広場)

- 地方公共団体又はその指定管理者等による管理の位置付けがされた緑地や広場が規制対象外となります。

(防衛施設)

- 防衛省が所管する職員用の宿舎、団地、レーダー施設及び灯台等も規制対象外となります。

(雨水貯留浸透施設)

- 特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に規定する雨水貯留浸透施設が規制対象外となります。

(下水道)

- 水道法2条1項2号に定義される下水道のほか、地方公共団体が管理する小規模集合排水処理施設やコミュニティ・プラント等は規制対象外となります。
なお、浄化槽は公共団体が管理していないため規制対象となります。

(農業用ため池)

- 農業用ため池の用途を廃止して、公共施設以外の用途にするために盛土や切土等を行う場合は、規制対象となります。

(廃棄物処理施設)

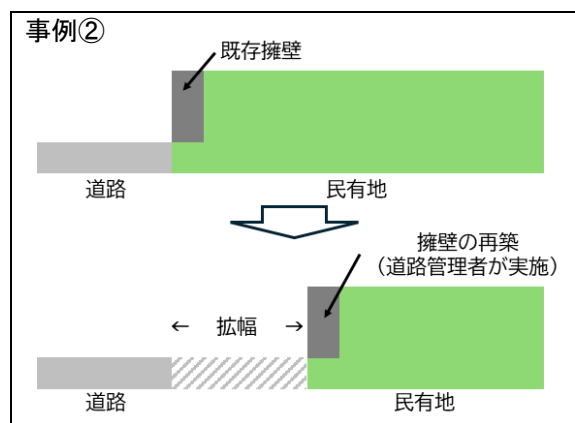
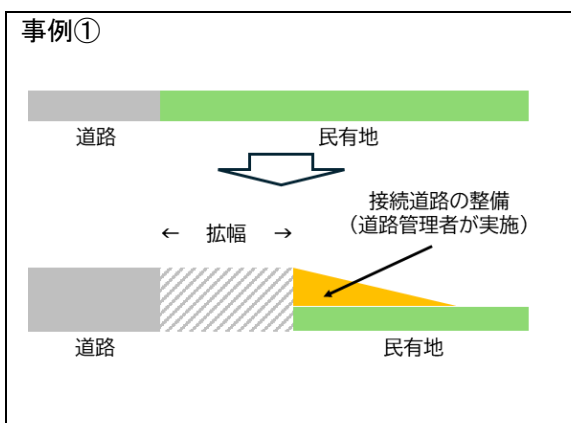
- 国又は地方公共団体が管理する廃棄物処理施設においては、埋立てにおいて行う盛土も規制対象外となりますが、施設外で覆土に用いる土石を一時堆積する場合は、規制対象となります。

(残土処分場)

- 公共工事により発生した残土の処分については、残土処分を行う土地が公共施設用地外であれば、規制対象となります。
また、地方公共団体が残土処分場を整備する場合であっても規制対象となります。

(道路拡幅工事等の取扱い)

- 公共施設管理者が、公共施設用地内における工事（道路の拡幅工事等）に必要なものとして、公共施設用地外である私有地等で接続通路の整備、切土及び擁壁の再築の工事等を一体的に行う場合、その規模等から当該工事を行う範囲を含めて公共施設用地における工事として取り扱うことが妥当と認められる場合、施工中は規制対象外となります。ただし、竣工後は接続道路や擁壁等の私有地等の部分は公共施設用地として取り扱われないことから既存盛土等として規制対象となり、災害等のおそれがある場合には改善命令等の対象となります。



(2) 土地の形質変更

法律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。

三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。

政令

(宅地造成及び特定盛土等)

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さ二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さ二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さ二メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

「宅地造成」及び「特定盛土等」の定義は、以下のとおりです。

[参考] 土地の形質変更のイメージ図

土地の形質変更

盛土や切土を行うこと

宅地造成

宅地以外の土地を宅地にするために行う土地の形質変更

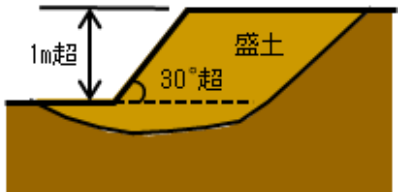
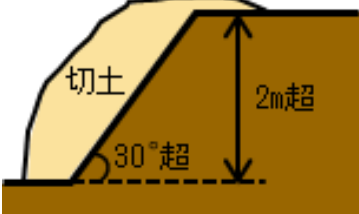
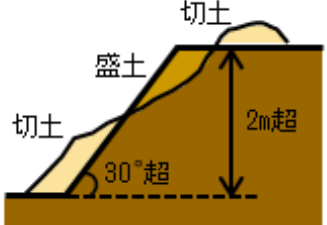
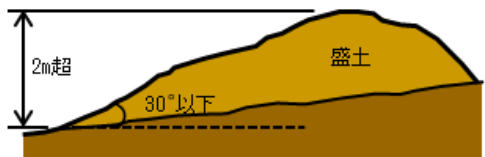
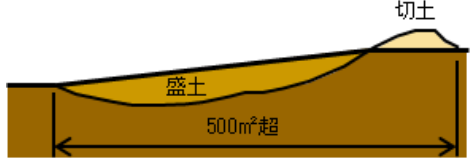
特定盛土等

宅地又は農地等において行う土地の形質変更で、近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいもの

※ 本手引きにおいて、「宅地造成」と「特定盛土等」を合わせて「土地の形質変更」と記載します。

また、「土地の形質変更に関する工事」と「土石の堆積に関する工事」を合わせて「工事」と記載します。

「土地の形質変更」の定義は、以下のとおりです。①～④は、面積にかかわらず、該当工事がある場合は規制対象となります。

工事の内容	図
① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	
② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
④ 盛土で高さが2m超となるもの (①、③を除く)	
⑤ 盛土又は切土する土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)	

上記⑤「盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの」の高さと面積について、以下のとおり、取り扱います。

「盛土又は切土の高さ」

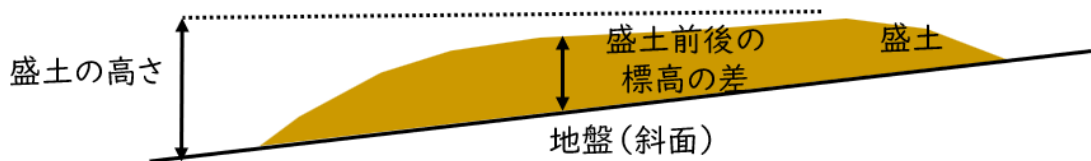
盛土等を行う土地の一部において1m超の盛土又は切土を行う場合は、「形質の変更」が行われるものとして扱います。

(参考)

用語	定義
盛土、切土の高さ	盛土又は切土をした後の地盤面の高低差の最大値
盛土、切土をする前後の地盤面の標高の差	同一位置における盛土又は切土をする前後の標高の差

※土石の堆積も同様の考え方

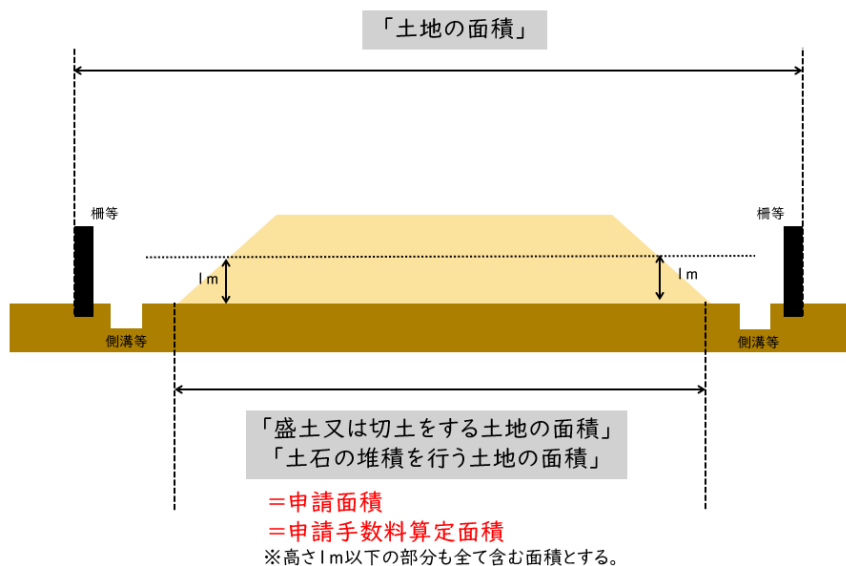
イメージ図



「面積」

一団の土地で、盛土、切土をする前後の地盤面の標高の差が1m超の部分と1m以下の部分がある場合、その合わせた範囲の面積が500㎡を超える場合は、規制の対象とします。ただし、地盤標高差1m以下の部分的である場合については、個別に検討しますのでご相談ください。

イメージ図



(3) 崖

政 令

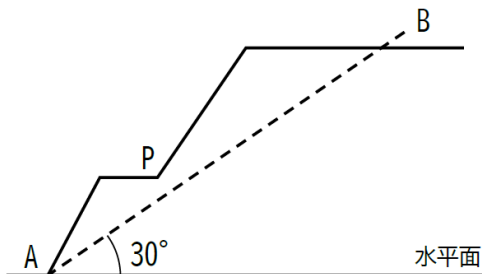
(定義等)

- 第一条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。
- 2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。
 - 3 小段その他の崖以外の土地によって分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。
 - 4 擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。)を含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

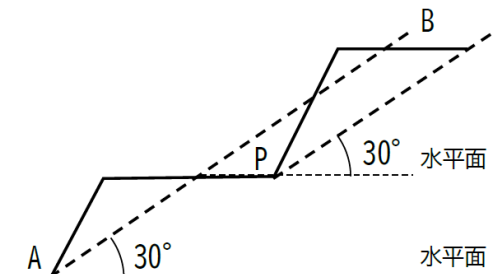
「崖」とは、地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいいます。

なお、崖の途中に小段等の水平面があり、崖が分離されている場合であっても、一体の崖とみなすことがあります。

【分離された崖の考え方】



下層の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB
よりも上層の崖面の下端 P が上方にある場合
⇒ 一体の崖とみなす



下層の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB
よりも上層の崖面の下端 P が下方にある場合
⇒ 別の崖とみなす

(4) 土石の堆積

法律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

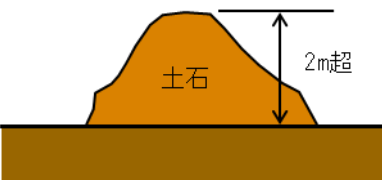
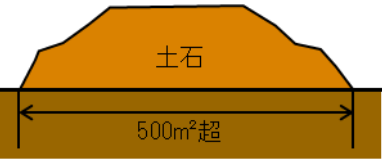
政令

(土石の堆積)

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが二メートルを超える土石の堆積
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

「土石の堆積」の定義は、以下のとおりです。

工事の内容	図
①最大時に堆積する高さが2mを超えるもの	 A cross-sectional diagram of a pile of soil and stones. The pile is orange and sits on a brown base. A vertical double-headed arrow on the right side indicates the height, labeled '2m超' (exceeding 2m). The word '土石' (soil and stones) is written inside the pile.
②土石の堆積を行う土地の面積が500㎡となるもの（①を除く）	 A cross-sectional diagram of a wide, low pile of soil and stones. The pile is orange and sits on a brown base. A horizontal double-headed arrow at the bottom indicates the area, labeled '500㎡超' (exceeding 500 square meters). The word '土石' (soil and stones) is written inside the pile.

上記②「土石の堆積を行う土地の面積が500㎡となるもの」における高さと同面積については、盛土又は切土をする場合と同様の取り扱いとなります。

「土石の堆積」は、一定期間経過後に当該土石を除却するものに限り、残土の埋立てなど、除却を前提としない堆積については、土地の形質変更として取り扱います。

「土石」

土砂若しくは岩石又はこれらの混合物のことをいいます。

※ 廃棄物処理法に規定する廃棄物については、土石に該当しません。

「土砂」

「土石」のうち「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいいます。

- ① 地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）
- ② 地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
- ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
- ④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
- ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの

「岩石」

「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。

「一定期間」

法第2条第4号の「一定期間の経過後」とは、許可日から5年以内とします。

※ストックヤード業等の5年以内に土石を除却できない工事

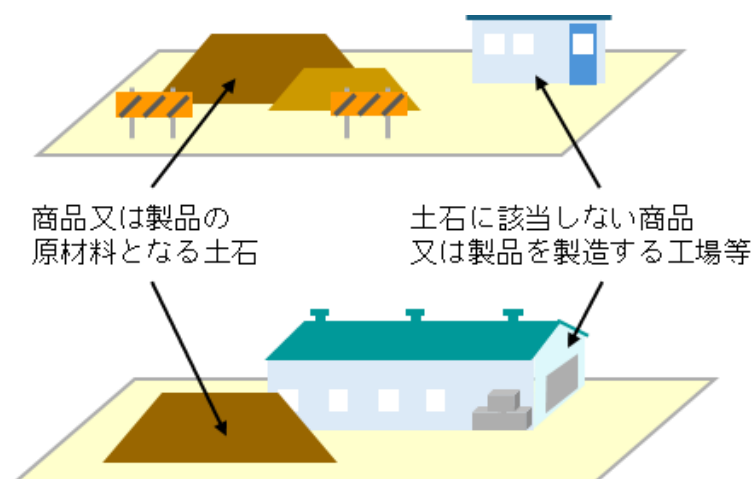
土石の堆積の期間は5年以内としているため、基本的には当該期間内（実際には許可された期間内）に土石の堆積を除却することとなります。

他方で、ストックヤード業など、やむを得ず許可した期間を超えて土石の堆積を継続することが適当である場合には、変更の許可が必要となります。

[補 足]

- 土地改良事業において工事区域以外の土地に表土等を一時的に仮置きする場合は、公共施設用地以外であれば規制対象となります。ただし、当該工事に付随して工事現場やその付近で仮置きするものについては、工事と一体的に安全管理が可能であることから規制対象外となります。
- 以下に該当する場合については、土石の堆積に該当しません。
 - ・ 試験、検査等のための試料の堆積

- ・ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- ・ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの
- ・ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積



なお、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、法の規制対象となります。

(5) 工事主・工事施行者

法律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

「工事主」とは、工事の請負契約の注文者又は自ら工事をする者をいい、原則として、許可申請者や届出者となります。

「工事施行者」とは、工事の請負契約の請負人又は自ら工事をする者をいいます。

1-3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域

法律

(宅地造成等工事規制区域)

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

(特定盛土等規制区域)

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

盛土規制法では、基礎調査の結果に基づき、盛土等の崩落により人家等に危害を及ぼしうる区域を規制区域として指定できる旨規定しています。佐賀県では、以下のとおり令和8年1月5日に区域指定を行いました。

[宅地造成等工事規制区域]

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に被害を及ぼしうるエリア **※宅地造成等工事規制区域はありません。**

[特定盛土等規制区域]

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※ 宅地造成等工事規制区域内では届出制度はなく、全て許可制です。
(規制区域指定時に工事中の工事の届出等を除く。)

※ 特定盛土等規制区域内では、許可と届出制度があります。

規制区域については、佐賀県ホームページで公表しています。

URL : <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003115406/index.html>

佐賀県 盛土規制法 検索

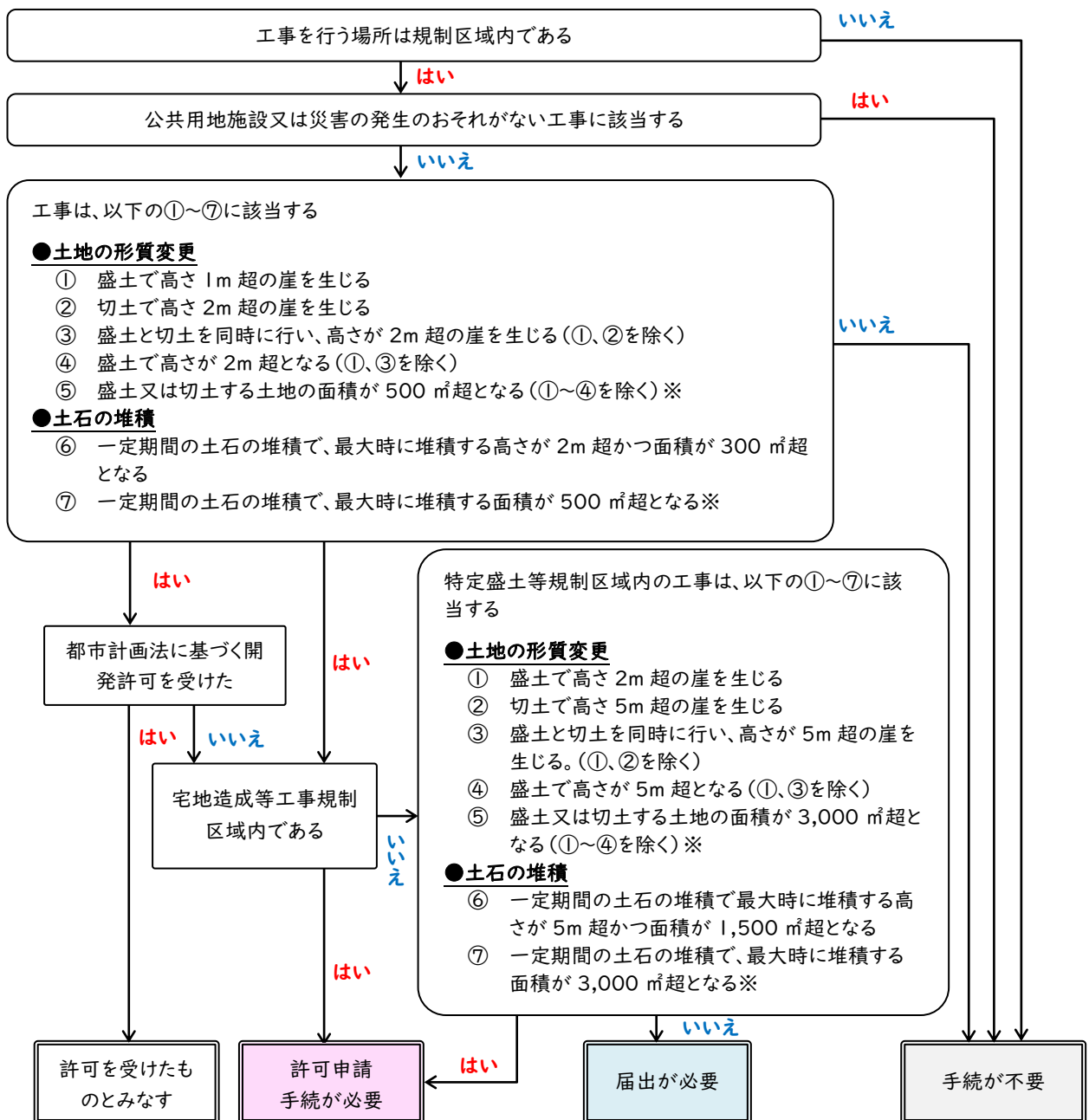


第2章 工事の許可等

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行われる盛土等に関する工事について、工事主は工事に着手する前に、知事の許可等を受ける必要があります。（公共施設用地に該当する工事は「工事」に該当しません。公共施設用地については、P 3 参照）

また、盛土等に伴う災害の発生のおそれがないものと認められる工事は、許可等は不要です。（災害の発生のおそれがないものと認められる工事はP 2 0 参照）

土地の形質の変更・土石の堆積に関する工事の許可申請・届出の要否については、以下の図をご確認ください。（「手続が不要」である場合であっても、他法令に基づく手続が必要な場合があります。）



※盛土又は切土の高さ、若しくは土石の堆積を行う前後の地盤面の標高差が1m超のもの

2-1 許可を要する工事

法律

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可)

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

政令

(許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第二十八条

2 法第三十条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

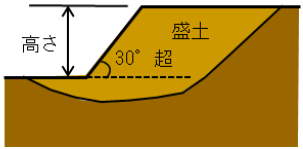
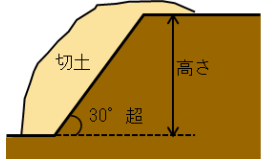
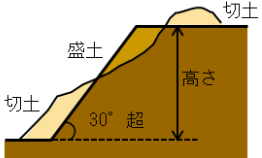
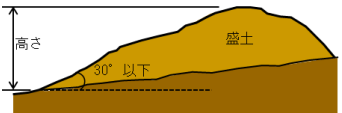
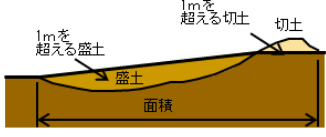
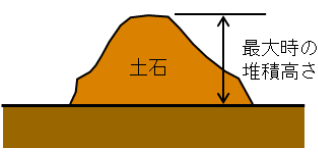
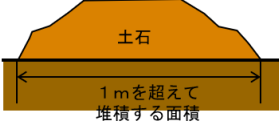
第二十五条

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であって土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であって土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行われる工事は、法令等により許可が不要となる場合を除き、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する前に、許可又は届出が必要となります。許可を要する工事は、以下の「許可又は届出を要する工事」の表のとおりです。

許可又は届出を要する工事

行為	宅地造成等工事 規制区域	特定盛土等規制区域		図
手続	許可	許可	届出	
土地の 形質変更	① 盛土で高さが 1m 超の崖を生ずるもの	① 盛土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの	① 盛土で高さが 1m 超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが 5m 超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 5m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
	④ 盛土で高さが 2m 超となるもの (①、③を除く)	④ 盛土で高さが 5m 超となるもの (①、③を除く)	④ 盛土で高さが 2m 超となるもの (①、③を除く)	
	⑤ 盛土又は切土をする部分の面積が 500 m ² を超えるもの※ (①～④を除く)	⑤ 盛土又は切土をする部分の面積が 3,000 m ² を超えるもの※ (①～④を除く)	⑤ 盛土又は切土をする部分の面積が 500 m ² を超えるもの※ (①～④を除く)	
土石の 堆積	⑥ 最大時に堆積する高さが 2m を超え、かつ面積が 300 m ² を超えるもの。	⑥ 最大時に堆積する高さが 5m を超え、かつ面積が 1,500 m ² を超えるもの。	⑥ 最大時に堆積する高さが 2m を超え、かつ面積が 300 m ² を超えるもの。	
	⑦ 最大時に堆積する面積が 500 m ² を超えるもの。※	⑦ 最大時に堆積する面積が 3,000 m ² を超えるもの。※	⑦ 最大時に堆積する面積が 500 m ² を超えるもの。※	

※ 盛土又は切土の高さ、若しくは土石の堆積を行う前後の地盤面の標高差が 1 m 超のもの

[補 足]

① 規制対象規模の判断時点

規制対象規模の該当の有無については、完成形状で判断します。工事の過程において、例えば、一時的に2mを超える崖が生じるといった、一連の工事の中で一時的に崖になる場合は、規制対象外です。

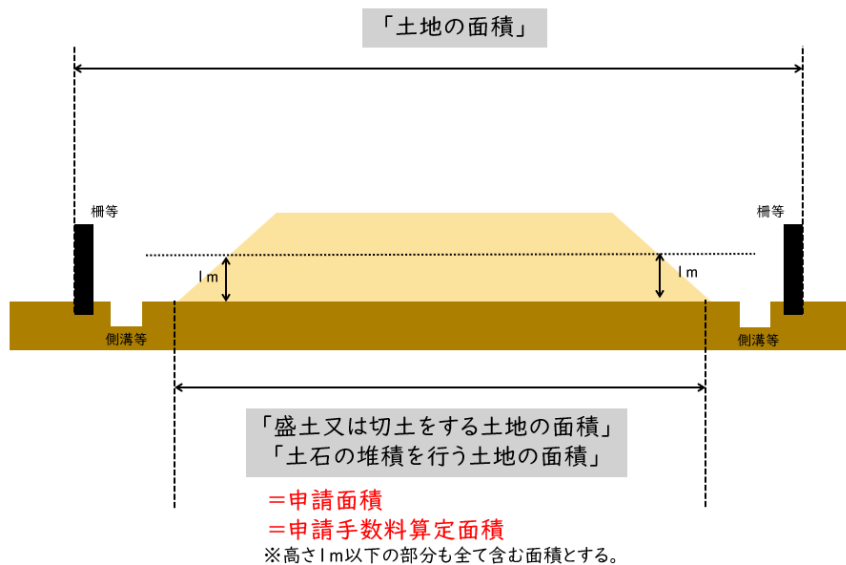
他方で、例えば、複数期に分ける工事で、一定期間崖の状態で作成される場合などは、個別具体的に検討し、状況に応じて規制対象になることがありますのでご相談ください。

② 上記⑤「盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの」における面積と高さの考え方

「面積の考え方」

一団の土地で、盛土、切土をする前後の地盤面の標高の差が1m超の部分と1m以下の部分がある場合、その合わせた範囲の面積が500㎡を超える場合は、規制の対象とします。ただし、地盤標高差1m以下の部分的である場合については、個別に検討しますのでご相談ください。

イメージ図



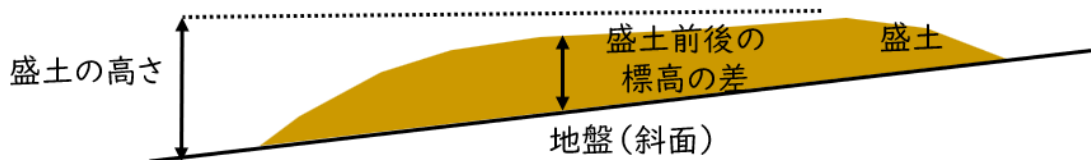
「盛土等の高さ及び標高差の考え方」

(参考)

用語	定義
盛土、切土の高さ	盛土又は切土をした後の地盤面の高低差の最大値
盛土、切土をする前後の地盤面の標高の差	同一位置における盛土又は切土をする前後の標高の差

※土石の堆積も同様の考え方

イメージ図



③ 一体性の判断

許可対象規模の盛土等を行う場合は法に基づく許可を受けた上で工事を行う必要がありますが、許可対象規模未満の盛土等を繰り返し行い、許可制度から逃れようとする場合が想定されます。このような盛土等は許可対象規模に相当する盛土等となり災害が発生するおそれがあるため、盛土等の一体性が認められるか判断し、適切に対処する必要があります。

盛土等が一体であるか判断するには、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から総合的に判断します。

[事業者の同一性]

事業者の同一性とは、事業者が実質的に同一主体と認められる場合であり、同一の事業者が行っている場合の他、異なる名義の事業者であっても親子会社等の関連性がある事業者が行っている場合や同一人物が複数の名義で行っている場合などが該当します。

[物理的一体性]

「物理的一体性」とは、①複数の盛土等が「隣接」しており、外形上一体の盛土等を形成する場合、②複数の盛土等が「近接」しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、「両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ」又は「他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれ」のある場合や、③同じ場所に盛土等が繰り返し行われ混然一体となり「一体不可分」となる場合などが該当します。

[機能的一体性]

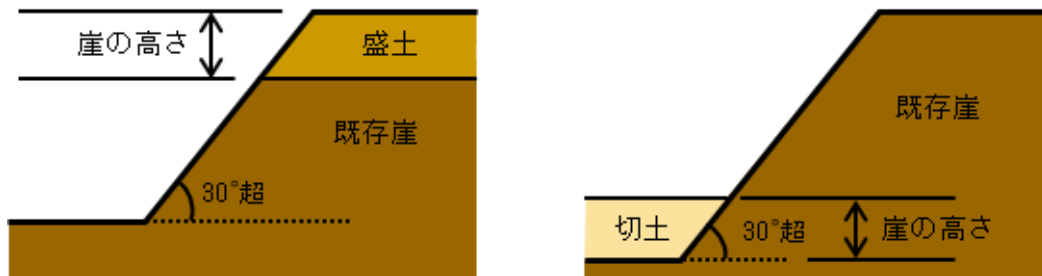
機能的一体性とは、事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合を指します。

[時期的近接性]

時期的近接性とは、盛土等が行われた時期が近い場合を指します。

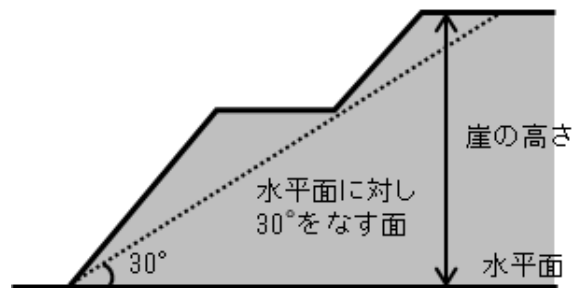
④ 既存の崖に盛土又は切土を行う場合

盛土又は切土を行うことにより発生した崖の高さにより、規制対象となるか否かを判断します。



⑤ 分離された崖が一体の崖となる場合

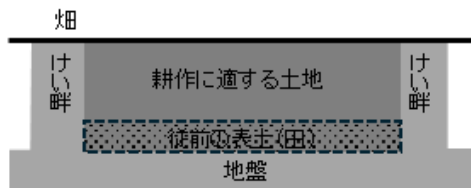
一体の崖としての高さで規制対象となるか否かを判断します。



※複数の崖がある場合の考え方は「1-2 用語の定義 (3) 崖」参照

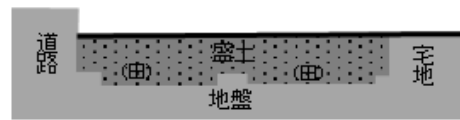
⑥ 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせてかさ上げを行い平坦になる場合や、平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合

(例) 田にけい畔の高さまで耕作に適する土を搬入して畑にする場合



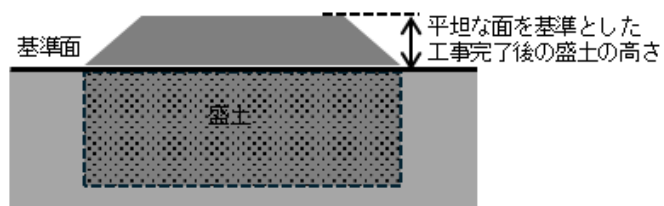
⇒ 規制対象外

(例) 四方の土地で最も低い土地の高さまでかさ上げする場合



⇒ 規制対象外

(例) 四方の土地より高く盛土をする場合



⇒ 平坦な面を基準とした工事完了後の盛土の高さや面積で判断

2-2 届出を要する工事

法律

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3・4 略

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

特定盛土等規制区域内において行われる工事のうち、届出対象の規模に該当する工事は、その工事に着手する日の30日前までに届出を行う必要があります。

届出を要する工事は、「許可又は届出を要する工事」(P16)の表のとおりです。

届出を受理した工事は、法令の規定に基づき、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地等を公表します。

なお、盛土規制法の届出対象となる規模の盛土又は切土で、都市計画法第29条第1項又は第2項等に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による届出をしたものとみなされるため、同法による届出の必要はありません。

2-3 許可又は届出が不要となる工事

2-3-1 災害の発生のおそれがないものと認められる工事

法律

(宅地造成等に関する工事の許可) ※宅造区域

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可) ※特盛区域

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積（大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれ大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。）に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

政令

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事) ※特盛区域

第二十七条 法第二十七条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等) ※特盛区域

第二十九条 法第三十条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

省 令

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

- 六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- イ 地方住宅供給公社
- ロ 土地開発公社
- ハ 日本下水道事業団
- ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ホ 独立行政法人水資源機構
- ヘ 独立行政法人都市再生機構
- 九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であって盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあっての値）を超えない盛土又は切土をするもの
- 十 次に掲げる土石の堆積に関する工事
- イ 令第四条第一号の土石の堆積で、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの
- ロ 令第四条第二号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあっては、その値）を超えないもの
- ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

鉱山保安法や採石法に基づく工事など、他法令により盛土等の安全性が確保されている工事で、政令又は省令に規定がある以下の工事については許可又は届出は不要です。ただし、許可又は届出が不要となった工事であっても、土地所有者等に対して土地を保全する責務が発生するため、危険な場合には改善命令等の対象となります。

[他の法令等により確認が行われるもの]

- ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
- ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
- ・ 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業

※ 「土地改良事業に準ずる事業」とは、土地改良法の手続きには基づかないものの、同法2条2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、国の補助事業のほか、都道府県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も該当します。

なお、「土地改良事業に準ずる事業」は、盛土等の施工に際して土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要であり、また、該当する国、都道府県、市町村、土地改良区等が定める要綱・要領等にその旨を明記することが必要です。

(例：農地の区画整備や農業用排水施設の長寿命化対策（修繕事業） 等)

※ 土地改良事業等に係る工事について、土地改良法の手続きを行わない農地の区画整備や農業用排水施設の長寿命化対策（修繕事業）については、当該事業の実施要綱又は実施要領の実施要件に土地改良事業と同一の技術的基準（土地改良事業計画設計基準等）を遵守して施工することが明記されていれば、土地改良事業に準ずる事業として許可不要となります。

- ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- ・ 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分

[森林施業に必要な作業路網の整備工事]

以下の森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

- ・ 森林作業道
- ・ 土場

※ 森林施業に必要な作業路網の整備工事は、工事を行う土地の市町村森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、国が示す森林作業道作設指針や主伐時における伐採・搬出指針に即して整備されるものが許可等の対象外となります。

なお、林道は公共施設である道路に含まれるため、盛土規制法の規制対象外となります。

[応急措置工事]

以下のものが非常災害のために必要な応急措置として行う工事

- ・ 国、地方公共団体
- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 土地開発公社
- ・ 日本下水道事業団

- ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・ 独立行政法人水資源機構
- ・ 独立行政法人都市再生機構

[一定規模以下の工事]

省令第8条第9号及び10号イ・ロに該当する工事について、地盤面の標高差について、1 m以下の場合は、災害の発生のおそれがないものと認められるため、許可等は不要です。

[工事の施行に付随して行う土石の堆積]

工事に使用する土石の堆積や工事で発生した土石の仮置きで、以下に該当するものは、許可等は不要です。

① 土石の性質（以下の両方に該当することが必要）

- ・ 工事に使用する土石や当該工事から発生した土石であること
- ・ 当該土石は、本体工事の主任技術者等が当該工事の管理と併せて一体的に管理するものであること

② 堆積する場所（いずれか一つに該当する必要）

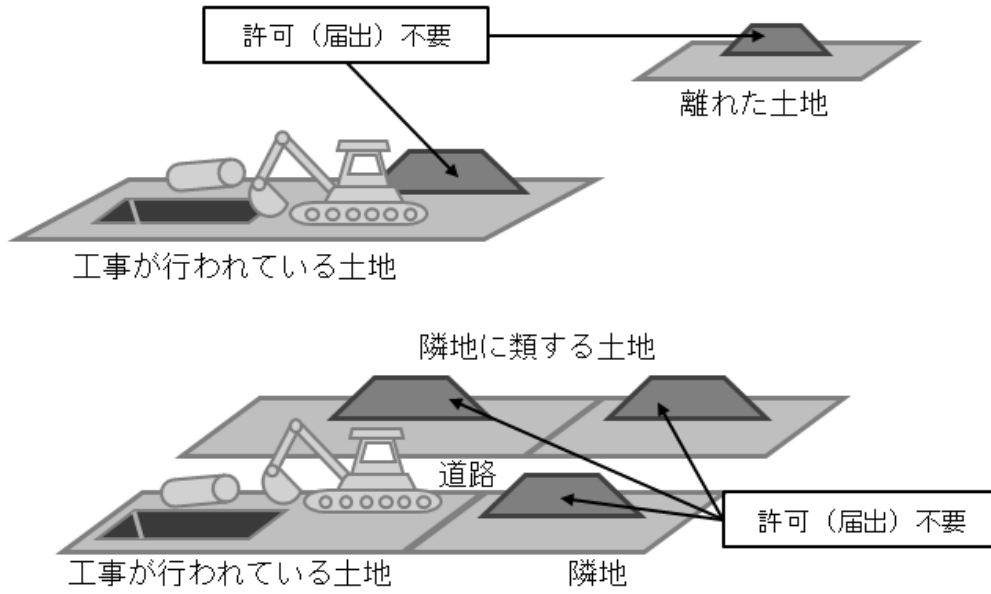
- ・ 工事が行われている土地
- ・ 工事が行われている土地の隣地等
- ・ 工事施工計画書等に工事現場として位置づけられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む）



【補 足】

- 「工事の施行に付随して行う土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土砂の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。
- 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地は、工事の現場として取り扱います。
- 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。
- 工事の現場の付近における土砂の堆積や、やむを得ず本体工事期間後継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

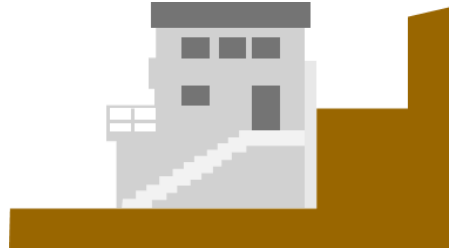
請負契約図書や工事施工計画等に
工事現場として位置づけられた土地



2-3-2 その他の許可・届出不要工事

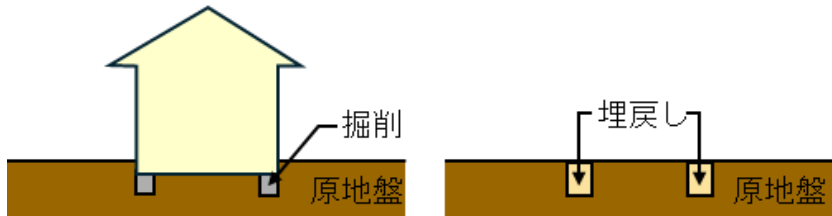
- 建築物の建築や解体自体と不可分な一体の工事と認められる基礎地業、土地の掘削等の行為は盛土又は切土には該当しません。

[建築物の一部が擁壁を兼ねる場合]



[建築物の建築・解体に伴う掘削の埋戻し]

埋戻しの範囲は埋め戻す周囲の地盤高さまでとしこれを超えるものは盛土として取り扱います。



[既存擁壁のやり替え]

位置や高さが変わらない既存擁壁の通常の改修等であれば、盛土規制法の対象となる土地の形質変更には該当しないため、許可不要となります。この場合、擁壁等に関する除却工事の届出も不要です。



○ 土地利用のため土地の形質を維持する行為

土地利用のために「土地の形質を維持する行為」については、法の規定する「土地の形質の変更」に該当しないため、許可又は届出の対象外となります。

(例：通常の営農行為の範疇にある耕起、森林において行われる林業行為、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し 等)

なお、農地に関する取扱いについては以下のとおりです。

区分	主な行為	補足説明等
↓盛土規制法の規制対象外 土地の形質の維持に該当する行為(通常の営農行為)	耕起、代かき、整地、畝立て 土壌改良材(たい肥等)の投入※ ¹ 表土の補充※ ² ・※ ³ けい畔の新設・補修・除去 農業用暗渠排水の新設・改修 樹園地における樹木の改植 耕作道の維持管理 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生(抜根、整地等)	※1：土砂を含まない土壌改良材は土石の扱いとならない。 ※2：作物生産のために耕起、施肥等が行われる土地である表土が(ア)降雨によって流出した場合や(イ)特定の作物栽培上で表土の厚さが不足する場合に行う補充を想定している。 表土補充のイメージ (ア)の場合 (イ)の場合 ①表土の補充前の地盤面(———) ②表土の補充後の地盤面(———) ③表土の補充後で畝立て後の地盤面(-----) ※3：表土を補充する前後の土地の地盤面の高低差が省令第8条第10号ロを踏まえて都道府県等が定める値を超えないもの。
↓盛土規制法の規制対象となりうる行為 土地の形質の変更	ほ場の大区画化・均平・勾配修正 盛土を伴う田畑転換 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 農業用施設用地の整備 農道の整備	ほ場の大区画化のイメージ 盛土を伴う田畑転換のイメージ

※ 農地や農道等の管理の一環として、崩壊した法面等を原状回復する行為は、土地の形質の維持に該当する行為のため、許可又は届出の対象外となります。

また、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事についても許可等の対象外となります。

2-4 国又は都道府県の特例

法律

(許可の特例) ※宅造区域

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第十二条第一項の許可があったものとみなす。

(許可の特例) ※特盛区域

第三十四条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第三十条第一項の許可があったものとみなす。

国又は県、政令指定市、中核市（以下「国等」といいます。）が宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において行う盛土等に関する工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされます。

協議を行おうとする者は、県に許可申請と同等の書類を提示する必要があります。

「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（参考様式第7号）」又は「土石の堆積に関する工事の協議申出書（参考様式第8号）」に図面等を添付した上で協議を行ってください。

また、協議成立後、工事内容に変更があった場合は、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（参考様式第10号）」又は「土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（参考様式第11号）」に図面等を添付した上で、変更協議を行ってください。

許可の特例によりみなし許可となった工事についても、中間検査、定期報告、完了検査等の対象となること、また、監督処分の対象となり得ることから、通常の許可における技術的基準に照らした内容となっているかを協議します。

なお、国等以外の市町などが行う工事は、協議ではなく許可を受ける必要があります。

[国等以外の工事主が行う工事の許可の特例の適用]

一部の独立行政法人等は、個別法により国等とみなされ協議の対象となります。

団体の名称	根拠法令
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法施行令第2条第1項第6号
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第9条第1項第3号
日本下水道事業団	日本下水道事業団法施行令第7条第1項第6号
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第28条第1項第6号
独立行政法人水資源機構	独立行政法人水資源機構法施行令第56条第1項第6号
国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人）	国立大学法人法施行令第25条第1項20号
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令第2条第1項第9号
独立行政法人都市再生機構	独立行政法人都市再生機構法施行令第34条第1項第7号
国立研究開発法人森林研究・整備機構	国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令第14条第1項第4号

2-5 都市計画法による許可の特例

法律

(許可の特例) ※宅造区域

第十五条 1 略

- 2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等) ※宅造区域

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3・4 略

- 5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

(完了検査等) ※宅造区域

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

- 3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4・5 略

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等) ※特盛区域

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2～4 略

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

(許可の特例) ※特盛区域

第三十四条 1 略

2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について当該特定盛土等規制区域の指定後に都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第三十条第一項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等) ※特盛区域

第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3・4 略

5 前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

(完了検査等) ※特盛区域

第三十六条 特定盛土等に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第三十一条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。

4・5 略

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。（いわゆる「みなし許可」）

また、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出についても同様に、盛土規制法等によるものとみなされます。ただし、許可後の手続については、都市計画法の規定のほか、盛土規制法の規定も適用されることとなります。

内容	条項	盛土規制法	備考
住民への周知	法第 11 条・29 条	—	
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・許可の公表・通知等	法第 12 条・30 条	—	都市計画法適用
技術的基準等	法第 13 条・31 条	適用	都市計画法第 33 条 第 1 項 7 号適用
許可証の交付又は 不許可の通知	法第 14 条・33 条	—	都市計画法適用
変更の許可等	法第 16 条・35 条	—	都市計画法適用
完了検査等	法第 17 条・36 条	—	都市計画法適用
中間検査	法第 18 条・37 条	適用	
定期の報告	法第 19 条・38 条	適用	
監督処分	法第 20 条・39 条	適用	
標識の掲示	法第 49 条	適用	

[補 足]

○ 開発許可の変更許可について

盛土規制法第15条第2項、第34条第2項のみなし許可は、当初の開発許可の際に盛土規制法の規制対象であったものに限り適用されます。このため、開発許可の変更に伴い、その変更後の工事計画の内容が法の規制対象に該当することとなった場合は、改めて盛土規制法の許可を受ける必要があります（当初からみなし許可であった開発許可を変更する場合は、開発の変更許可により、盛土規制法も変更許可とみなされます。）

○ 特定盛土等規制区域における届出について

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、法第27条に基づく届出をしたものとみなされます。

都市計画法に基づく開発許可については、佐賀県のホームページ「都市計画法に基づく開発許可等について」をご覧ください。

(https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00367311/index.html)

ご不明の点がありましたら、佐賀県県土整備部まちづくり課開発担当へご相談ください。(TEL (0952) 25-7158)

2-6 関係法令等

法の目的が異なること等により、盛土規制法以外の法令等においても、手続を要する場合があります。

以下のとおり、関係法令等を例示しますが、記載されているものに限らず、他法令を含めた違反がないよう、確認をしてください。

- ・ 佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- ・ 佐賀県環境の保全と創造に関する条例
- ・ 都市計画法
- ・ 国土利用計画法
- ・ 環境影響評価法
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律
- ・ 農地法
- ・ 森林法
- ・ 文化財保護法
- ・ 建築基準法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 自然公園法
- ・ 資源有効利用促進法

※ 上記のほか、各市町における条例・指導要綱等による届出等が必要な場合があります。詳細については、各市町に確認をお願いします。

第3章 土地の保全

3-1 土地の保全

法律

(土地の保全等) ※宅造区域

第二十二条 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(土地の保全等) ※特盛区域

第四十一条 特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、特定盛土等又は土石の堆積（特定盛土等規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない

- 2 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地について、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

(改善命令) ※宅造区域

第二十三条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

- 3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

法 律

(改善命令) ※特盛区域

第四十二条 都道府県知事は、特定盛土等規制区域内の土地で、特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該特定盛土等規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の特定盛土等又は土石の堆積に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第三十九条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

盛土等に伴う災害を防止するため、規制区域内の土地所有者等（土地の所有者、管理者、占有者）は、土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。災害防止に必要な場合には、許可権者が土地所有者等に対し勧告又は改善命令を行うことがあります。

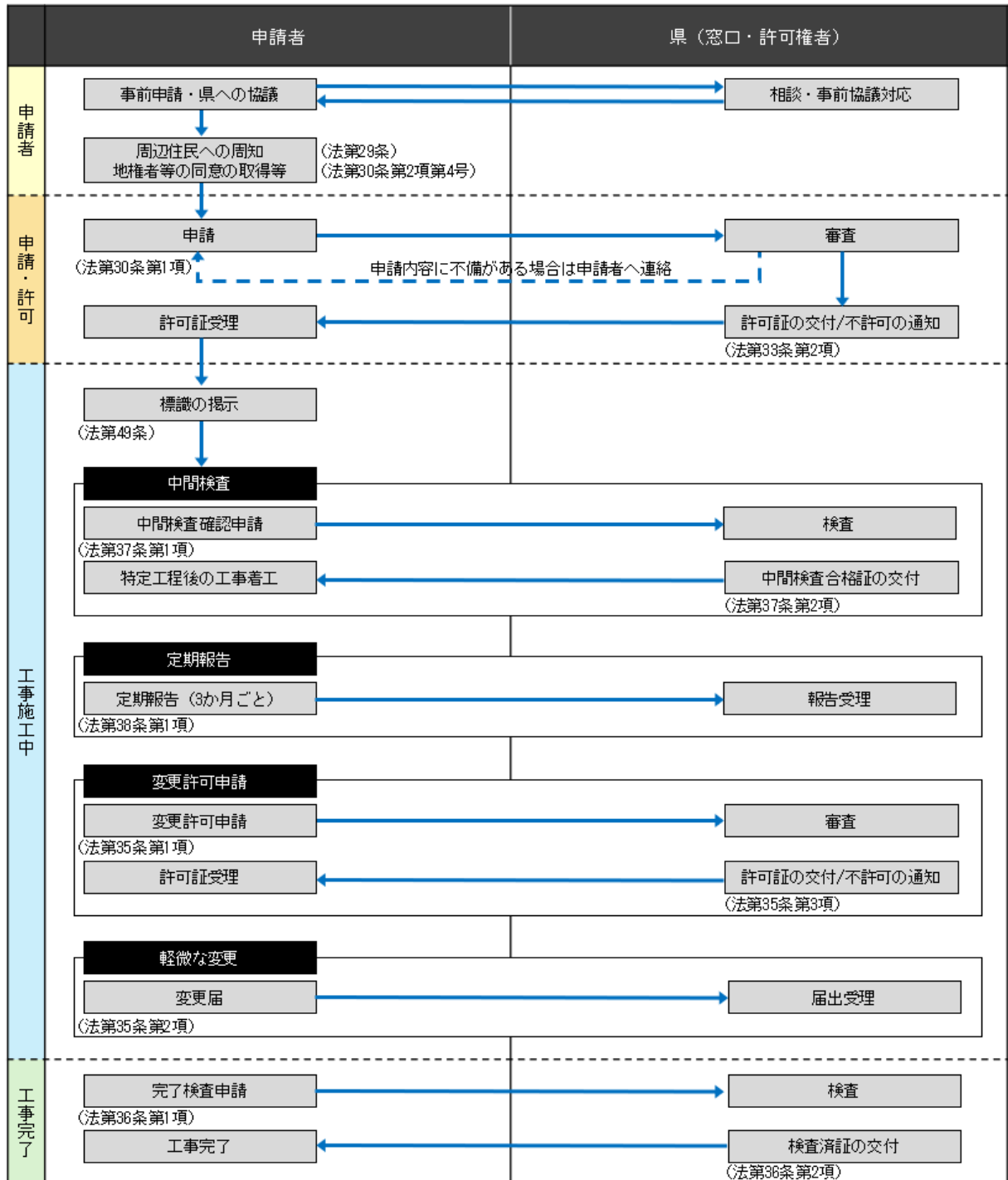
なお、規制区域の指定前に工事が行われた土地についても同様に、土地所有者等はその土地を保全する保全努力義務が課せられます。

第4章 許可・届出等の手続

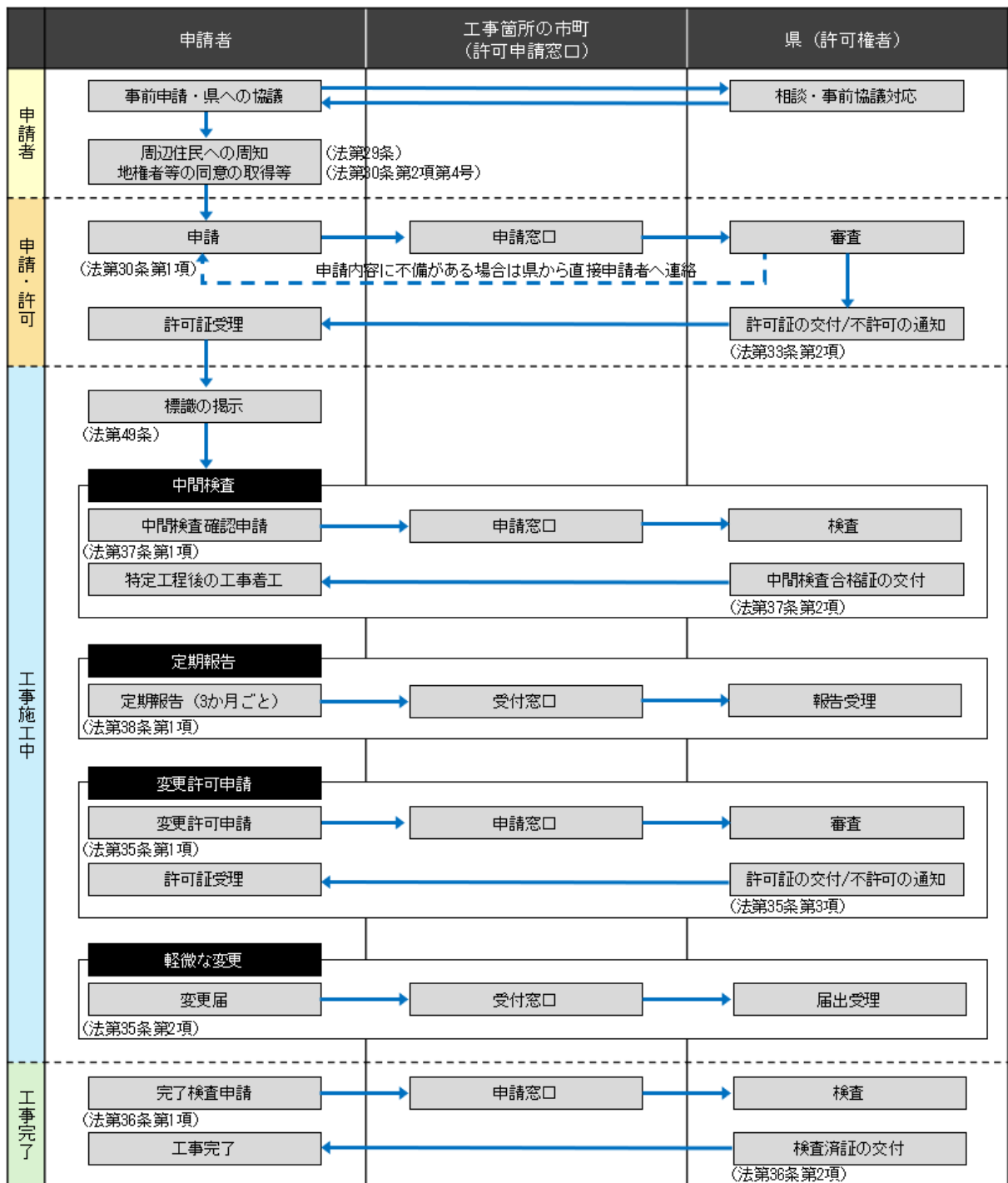
4-1 手続の流れ

土地の形質変更に関する工事の手続の流れを以下のとおりに示しています。

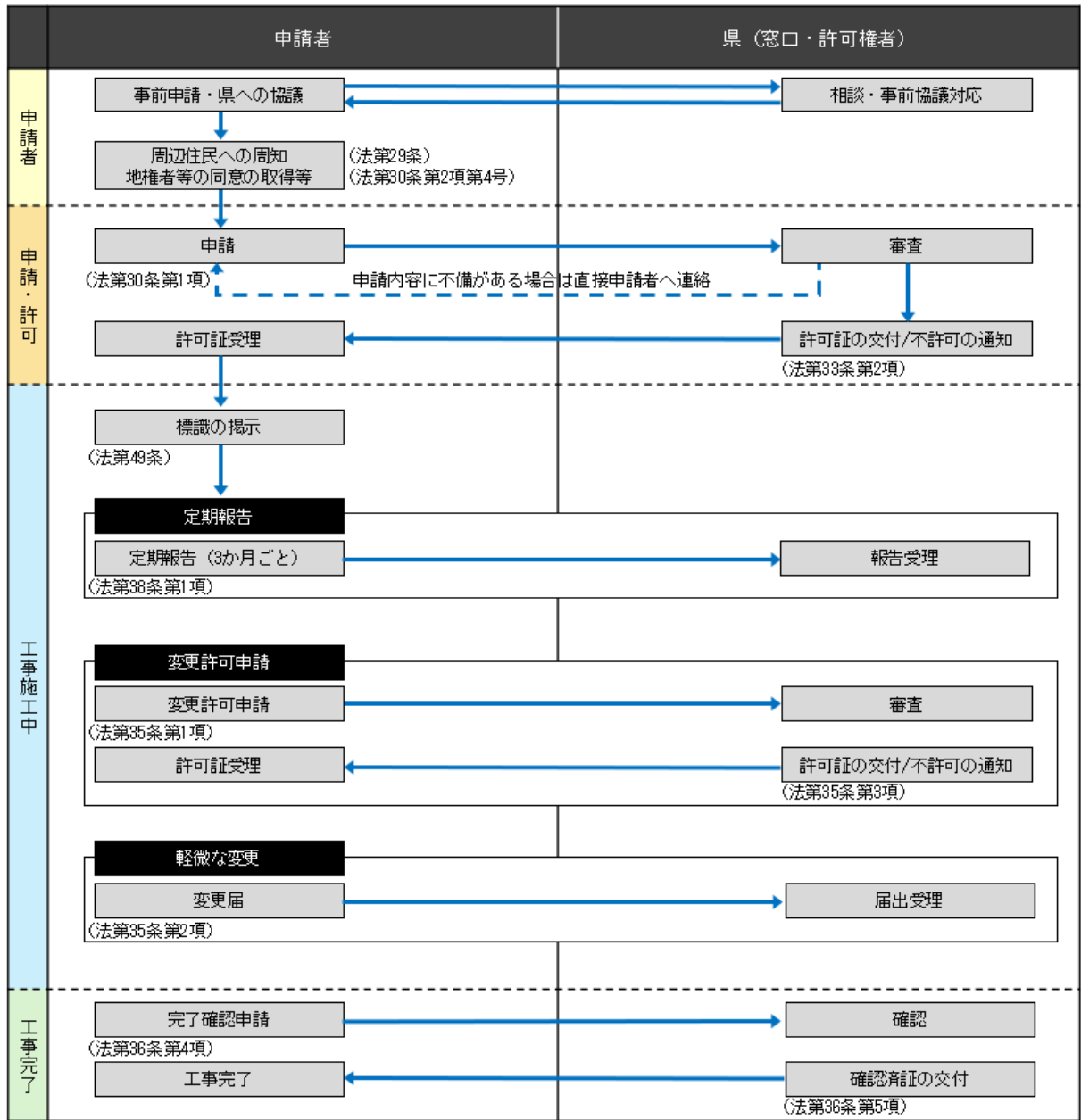
[土地の形質変更] (佐賀市・鳥栖市・伊万里市・大町町・玄海町管内)



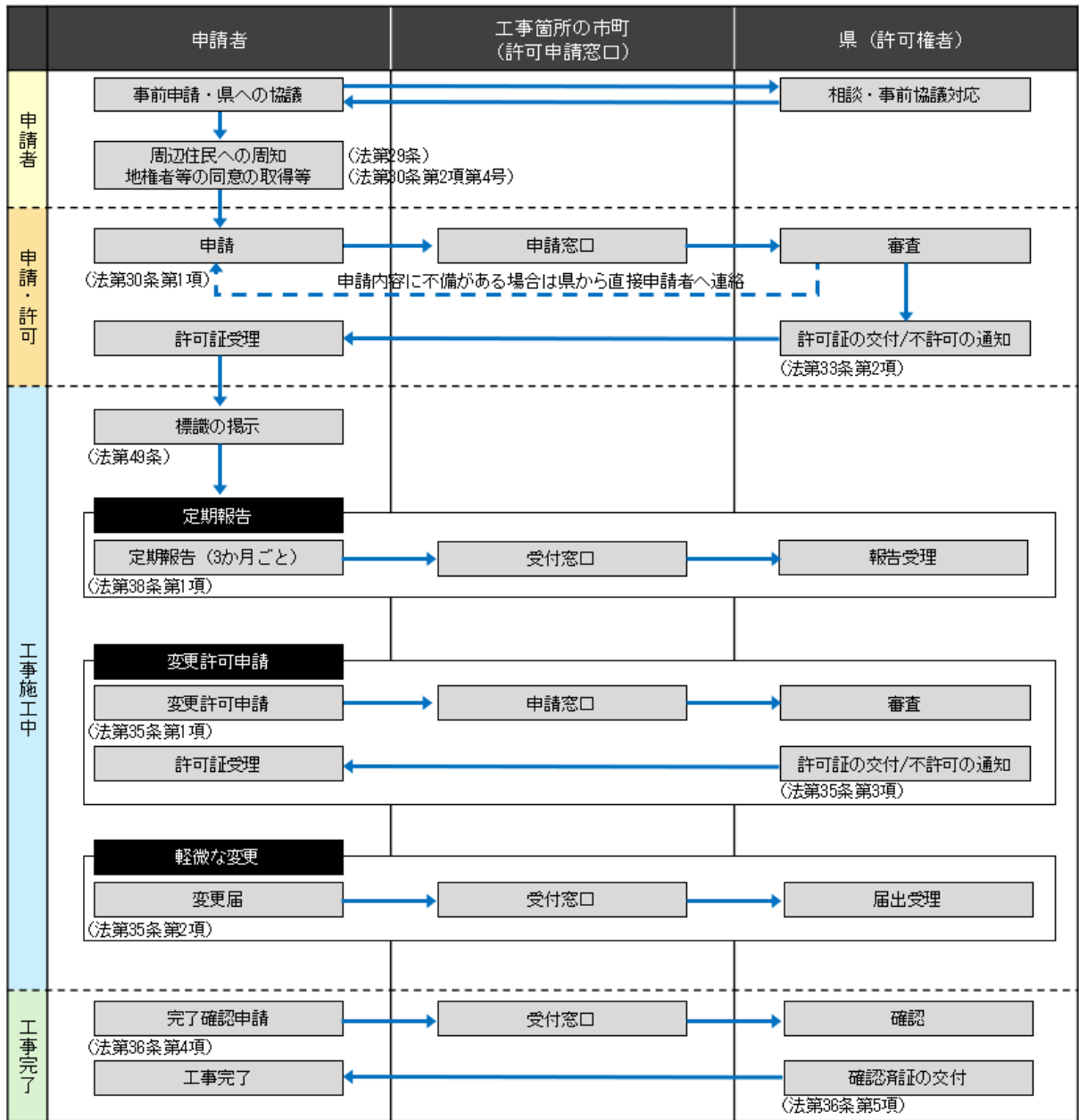
[土地の形質変更] (前頁以外の市町管内)



[土石の堆積] (佐賀市・鳥栖市・伊万里市・大町町・玄海町管内)



[土石の堆積] (前頁以外の市町管内)



4-2 標準処理期間

- 「標準処理期間」とは、申請が行政庁の事務所に到達してから処分をするまでに通常要すべき標準的な目安となる期間のことです。そのため、申請の内容や混雑具合などによって、実際の処理期間がこれを超えることもあります。
- 期間の計算については次のとおり取り扱います。
 - ・ 期間の計算に当たり、許可申請があった日は含みません。
 - ・ 期間には、個別の審査基準に定めがある場合を除き閉庁日（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日まで）を含みます。
 - ・ 申請が県の現地機関その他機関を経由する場合は、期間には、当該経由に要した期間を含めます。
- 次のような期間は原則として標準処理期間に算入されませんので、御留意ください。
 - ・ 申請を補正するために要する期間
 - ・ 申請の途中で申請者が申請内容を変更するための期間
 - ・ 審査のために必要なデータを追加するための期間

(受付市町を経由する場合)

事務		標準処理期間（日数）
土地の形質変更	工事の許可	40日
	工事の変更の許可	40日
土石の堆積	工事の許可	24日
	工事の変更許可	24日

(受付市町を経由しない場合)

事務		標準処理期間（日数）
土地の形質変更	工事の許可	30日
	工事の変更の許可	30日
土石の堆積	工事の許可	14日
	工事の変更許可	14日

【許可申請又は届出に必要な書類等】

許可申請又は届出は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを提出することにより行います。

申請書の提出先は工事等を行う場所により異なります。

なお、申請書及び添付書類等に記載された個人情報、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係区市町村、関係法令の所管部局等）への情報提供に利用します。

各種申請に必要な様式について、佐賀県のホームページで公表しています。

URL : https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji003115406/index.html



佐賀県 盛土規制法

[許可担当部署]

部署名	所在地	電話番号
佐賀県 県土整備部 建設・技術課 盛土担当	〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号 新館8階	0952-25-7180

[許可申請書・届出書の受付窓口]

県内の佐賀市、鳥栖市、伊万里市、大町町、玄海町を除く15市町については、許可申請や届出に関する受付事務の権限を移譲しています。

工事箇所が位置する市町が15市町に該当する場合は、当該市町の窓口、その他の市町は県建設・技術課に対して申請書等を提出してください。

市町名	受付窓口	郵便番号	所在地	連絡先
佐賀市	佐賀県 県土整備部 建設・技術課 盛土担当	840-8570	佐賀市城内1丁目1番59号 新館8階	0952-25-7180
鳥栖市				
伊万里市				
大町町				
玄海町				
唐津市	都市計画課 計画景観係	847-8511	唐津市西城内1-1 (市役所4階9番窓口)	0955-72-9136
多久市	都市建設課 都市計画係	846-8501	多久市北多久町大字小侍7-1 (東庁舎1階)	0952-75-4827
武雄市	都市政策課 都市計画・ 交通係	843-8639	武雄市武雄町大字昭和12-10 (市役所2階)	0954-27-7162
鹿島市	都市計画課 都市計画係	849-1312	鹿島市大字納富分2643-1 (市役所2階東)	0954-63-3414
小城市	都市計画課 都市整備係	845-8511	小城市三日月町長神田2312-2 (市役所東館1階)	0952-37-6121

嬉野市	新幹線・まち づくり課 都市計画・ 公園・新幹線 グループ	843-0392	嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 (嬉野庁舎 2 階)	0954-27-7020
神崎市	建設課 都市 計画係	842-8601	神崎市神崎町鶴 3542- 1 (市 役所 2 階)	0952-37-0103
吉野ヶ里町	建設事業課 管理係	842-0193	神埼郡吉野ヶ里町三津 777 (東脊振庁舎 1 階)	0952-37-0348
基山町	定住促進課 都市計画係	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦 666 (庁舎 3 階)	0942-92-7920
上峰町	建設課 建設 係	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所 383-1	0952-52-7414
みやき町	建設課 管理 担当	840-1106	三養基郡みやき町大字市武 1381 (三根庁舎 2 階)	0942-96-5531
有田町	建設課	849-4192	西松浦郡有田町立部乙 2202 (庁舎 3 階)	0955-46-5615
江北町	地域づくり課 管理振興係	849-0592	杵島郡江北町大字山口 1651- 1 (庁舎 1 階)	0952-86-5618
白石町	建設課 建築 住宅係	849-1192	杵島郡白石町大字福田 1247- 1 (庁舎 2 階)	0952-84-7124
太良町	建設課 管理 係	849-1698	藤津郡太良町大字多良 1-6 (庁舎 2 階)	0954-67-0313

〔許可申請書・届出書の提出部数〕

各申請・届出について、工事箇所が位置する市町によって、提出先や提出部数が異なります。部数については、「正本1部+副本部数」を合わせた数です。

また、申請書・届出書を提出する際は、県ホームページ掲載のチェックリストに✓をつけたものを申請書・届出書に添えて提出をお願いします。

(土地の形質変更に関する工事)

手続き	書類	市町受付分 (佐賀市、鳥栖市、伊万里市、大町町、玄海町を除く)	県受付分 (佐賀市、鳥栖市、伊万里市、大町町、玄海町分)
許可申請 協議申出	○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書(様式第二) ○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書(参考様式第8号)	3部	2部
変更許可申請 変更協議申出	○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書(様式第七) ○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書(参考様式第10号)	3部	2部
(軽微な変更) 届出	宅地造成等に関する工事の変更届出書(参考様式第9号)	2部	1部
(該当する場合) 中間検査申請	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書(様式第十三)	2部	1部
完了検査申請	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書(様式第九)	2部	1部
(該当する場合) 定期報告	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(参考様式第12号)	2部	1部
(区域指定時着手工事) 届出	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書(様式第十五)	2部	1部
(特定盛土等規制区域内における許可規模未満) 届出	特定盛土等に関する工事の届出書(様式第十九)	2部	1部
(上記の変更届) 届出	特定盛土等に関する工事の変更届出書(様式第二十一)	2部	1部

(土石の堆積に関する工事)

手続き	書類	市町受付分 (佐賀市、鳥栖市、伊万里市、大町町、玄海町を除く)	県受付分 (佐賀市、鳥栖市、伊万里市、大町町、玄海町分)
許可申請 協議申出	○土石の堆積に関する工事の許可申請書(様式第四) ○土石の堆積に関する工事の許可申出書(参考様式第8号)	3部	2部
変更許可申請 変更協議申出	○土石の堆積に関する工事の変更許可申請書(様式第八) ○土石の堆積に関する工事の変更協議申出書(参考様式第11号)	3部	2部
(軽微な変更) 届出	宅地造成等に関する工事の変更届出書(参考様式第9号)	2部	1部
完了確認申請	土石の堆積に関する工事の確認申請書(様式第十一)	2部	1部
(該当する場合) 定期報告	土石の堆積に関する工事の定期報告書(参考様式第13号)	2部	1部
(区域指定時着手工事) 届出	土石の堆積に関する工事の届出書(様式第十六)	2部	1部
(特定盛土等規制区域内 における許可規模未満) 届出	土石の堆積に関する工事の届出書(様式第二十)	2部	1部
(上記の変更届) 届出	土石の堆積に関する工事の変更届出書(様式第二十二)	2部	1部

(その他の工事)

手続き	書類	市町受付分 (佐賀市、鳥栖市、伊万里市、大町町、玄海町を除く)	県受付分 (佐賀市、鳥栖市、伊万里市、大町町、玄海町分)
届出	擁壁に関する工事の届出書(様式第十七)	2部	1部
届出	公共施設用地の転用の届出書(様式第十八)	2部	1部

(適合証明)

手続き	書類	県受付分 ※すべて県で受付
適合証明書交付申請	適合証明書交付申請書	2部

4-3 土地の形質変更に関する工事の必要書類等（一覧表）

許可申請又は届出（法第27条）に必要な書類等は以下のとおりです。

NO	書類名 根拠法令	◎必須 ○該当ある場合		内容	備考
		許可	届出		
許可申請書					
1	・省令第7条第1項 ・省令第63条第1項	◎	—	<input type="checkbox"/> 許可申請書	省令別記様式第二 ・押印不要
届出書					
2	・省令第58条第1項	—	◎	<input type="checkbox"/> 届出書	省令別記様式第十九 ・押印不要
委任状					
3		○	○	<input type="checkbox"/> 申請又は届出を代理人に委任したことが確認できる書類	参考様式第1号 ・代理人が申請又は届出を行う場合 ・行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されています（他の法律に別段の定めがある場合を除く）。 ・建築を伴う場合には、建築士法第21条により、建築士による書類作成の代理も可能。 ・押印不要
現況写真・撮影位置図					
4	・省令第7条第1項第6号 ・省令第63条第1項第1号 ・省令第58条第1項第1号	◎	◎	<input type="checkbox"/> 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 <input type="checkbox"/> 撮影位置図	任意様式 ・撮影位置図には、位置・方向・日時等を記載すること
申請者（届出者）確認書類					
5	・省令第7条第1項第7号、8号 ・省令第63条第1項第1号 ・省令第58条第1項第1号	◎	◎	①申請者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し等 ・住民票の写し（個人番号が省略されたもの） ・個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し ・運転免許証の写し ・上記に類するもの	・住民票の写し等は、いずれかを添付すること
				②申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の住民票の写し等（個人の場合と同じ）	・登記事項証明書は、「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷したものでも可 ・住民票等の提出が必要な役員の範囲については、株式会社における取締役など、法人の業務を執行する者及び事業について決定権を持つ者とする。（申請に係る法人の業務

					執行権限を有しない役員や事業決定権を有しない役員については提出の必要ない。）
申請者の資力・信用確認書類					
6	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第1項第9号、12号 ・省令第63条第1項第1号、2号 ・細則第3条第1項1号 	◎	—	<input type="checkbox"/> 工事主の資力及び信用に関する申告書 <input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る誓約書	工事主の資力及び信用に関する申告書 (参考様式第3号) 資金計画書 (省令別記様式第三) 誓約書 (参考様式第14号)
				①申請者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し等 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し(個人番号が省略されたもの) ・個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し ・運転免許証の写し ・上記に類するもの <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 残高証明等	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し等は、いずれかを添付すること(申請者確認書類で添付するため、省略可。) ・納税証明書は、前年度分の所得税及び住民税の納税証明書を添付 ・残高証明書等は、必要に応じて求める。 [4-7 工事主の資力・信用] 参照
				②申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 残高証明等	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書は、「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷した書類でも可 ・納税証明書は、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書を添付 ・残高証明書等は、必要に応じて求める。 [4-7 工事主の資力・信用] 参照
権利者全ての同意を得たことを証する書類					
7	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第1項第10号 ・省令第63条第1項第1号 	◎	—	<input type="checkbox"/> 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の施行同意書 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 同意した者の本人確認資料 ①個人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証等 ②法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・法人登記簿、社員証等 	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の施行同意書 (参考様式第5号) [4-6 土地所有者等の同意] 参照
8	周辺住民への周知を行ったことを証する書類				

	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第1項第11号 ・省令第63条第1項第1号 	◎	—	<input type="checkbox"/> 周知措置報告書 <input type="checkbox"/> 周知に使用した資料	周知措置報告書 (参考様式第2号) [4-5 住民への周知] 参照
工事施行者の能力を証する書類					
9	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第1項第12号 ・省令第63条第1項第2号 ・細則第3条第1項2号 	◎	—	<input type="checkbox"/> 工事施行者の能力に関する申告書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 ①個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し等 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し(個人番号が省略されたもの) ・個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し ・運転免許証の写し ・上記に類するもの <input type="checkbox"/> 建設業許可通知書の写し 又は建設業許可証明書 ②法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 建設業許可通知書の写し 又は建設業許可証明書	工事施行者の能力に関する申告書(参考様式第4号) <ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合における住民票の写し等は、いずれかを添付すること ・個人の場合における納税証明書は、前年度分の所得税及び住民税の納税証明書を添付 ・法人の場合における納税証明書は、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書を添付 ・登記事項証明書は、「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷した書類でも可 [4-8 工事施行者の能力] 参照
設計者の資格を証する書類					
10	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第1項第5号 ・省令第63条第1項第1号 	○	—	<input type="checkbox"/> 設計者の資格に関する申告書 <input type="checkbox"/> 設計者が資格(政令22条各号)を有する者であることを証する書類	以下の施設を設置する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・高さ5m超の擁壁 ・盛土又は切土をする面積が面積1,500㎡超の土地における排水施設 設計者の資格に関する申告書(参考様式第6号) 「4-9 設計者の資格」参照
擁壁の構造計算書					
11	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第1項第2号 ・省令第63条第1項第1号 	○	—	<input type="checkbox"/> 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定等を記載した構造計算書	以下の擁壁を設置する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造 ・無筋コンクリート造
盛土の安定計算書					
12	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第1項第3号 ・省令第63条第1項第1号 	○	—	<input type="checkbox"/> 土質試験等に基づく地盤の安定計算書	溪流等において高さ15m超の盛土をする場合(政令第7条第2項第2号)
崖面の安定計算書					
13	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第1項第4号 ・省令第63条第1項第1号 	○	—	<input type="checkbox"/> 土質試験等に基づく地盤の安定計算書	崖面を擁壁で覆わない場合(政令第8条第1項1号ロ)
14	排水能力を確認する書面				

	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第1項第12号 ・省令第63条第1項第号 ・細則第3条第1項3号 	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 排水計算書 <input type="checkbox"/> 排水端末の接続許可を証する書類 <input type="checkbox"/> 雨水抑制施設（調整池等を含む）を設置する場合は、その設計に関する資料を提出すること。 	
擁壁認定証等					
15	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第1項第12号 ・省令第63条第1項第2号 ・細則第3条第1項2号 	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 擁壁の認定に係る書類の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・大臣認定擁壁を設置する場合 ・工場製品の擁壁を設置する場合は、国土交通大臣による認定証の写しとカタログの当該擁壁の掲載されたページの写し

[提出図面等]

図面の種類	書類の要否		明示すべき事項	縮尺	備考
	◎必須 ○該当ある場合				
	許可	届出			
位置図	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 方位 道路及び目標となる地物 	1/10,000 以上	
地形図	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線（赤枠で囲むこと） 	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 方位 土地の境界線 盛土又は切土をする土地の部分 崖 擁壁 崖面崩壊防止施設 排水施設 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 	1/2,500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること
土地の断面図	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 盛土又は切土をする前後の地盤面 盛土の施工方法（施工手順、機種、排水層、段切り等） 	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること。 施工方法は別紙による作成も可。
排水施設の平面図	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 水の流れの方向 吐口の位置 放流先の名称 	1/500 以上	
崖の断面図	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 崖の高さ及び勾配 土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） 盛土又は切土をする前の地盤面 崖面の保護の方法 	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面は、土質に関する事項は示すことを要しない。
擁壁の断面図	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の寸法、勾配 擁壁の材料の種類及び寸法 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 	1/50 以上	
擁壁の背面図	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の高さ 水抜穴の位置、材料及び内径 透水層の位置及び寸法 	1/50 以上	

図面の種類	書類の要否		明示すべき事項	縮尺	備考
	◎必須 ○該当ある場合				
	許可	届出			
崖面崩壊防止施設の断面図	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質 透水層の位置及び寸法 	1/50 以上	
崖面崩壊防止施設の背面図	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 崖面崩壊防止施設の寸法 水抜穴の位置，材料及び内径 透水層の位置及び寸法 	1/50 以上	水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載すること。
求積図	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 盛土又は切土をする土地の部分 	指定なし	

4-4 土石の堆積に関する工事の必要書類等（一覧表）

許可申請又は届出に必要な書類等は以下のとおりです。

NO	書類名 根拠法令	書類の要否		内容	備考
		◎必須 ○該当ある 場合			
		許可	届出		
許可申請書					
1	・省令第7条第2項 ・省令第63条第2項	◎	—	<input type="checkbox"/> 許可申請書	省令別記様式第四 ・押印不要
届出書					
2	・省令第58条第2項	—	◎	<input type="checkbox"/> 届出書	省令別記様式第二十 ・押印不要
委任状					
3		○	○	<input type="checkbox"/> 申請等を代理人に委任したことが確認できる書類	参考様式第1号 ・代理人が申請又は届出を行う場合 ・行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されています（他の法律に別段の定めがある場合を除く）。 ・建築を伴う場合には、建築士法第21条により、建築士による書類作成の代理も可能。 ・押印不要
現況写真・撮影位置図					
4	・省令第7条第2項第4号 ・省令第63条第2項第1号 ・省令第58条第2項第1号	◎	◎	<input type="checkbox"/> 土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 <input type="checkbox"/> 撮影位置図	任意様式 ・撮影位置図には、位置・方向・日時等を記載すること
申請者（届出者）確認書類					
5	・省令第7条第2項第5号、第6号 ・省令第63条第2項第1号 ・省令第58条第2項第1号	◎	◎	①申請者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し等 ・住民票の写し（個人番号が省略されたもの） ・個人番号カード（番号を黒塗りしたもの）の写し ・運転免許証の写し ・上記に類するもの ②申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の住民票の写し等（個人の場合と同じ）	・住民票の写し等は、いずれかを添付すること ・登記事項証明書は、「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷したものでも可 ・住民票等の提出が必要な役員の範囲については、株式会社における取締役など、法人の業務を執行する者及び事業について決定権を持つ者とする。

					(申請に係る法人の業務執行権限を有しない役員や事業決定権を有しない役員については提出の必要ない。)
申請者の資力・信用確認書類					
6	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第2項第7号、10号 ・省令第63条第2項第1号、2号 ・細則第3条第2項 	◎	-	<input type="checkbox"/> 工事主の資力及び信用に関する申告書 <input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る誓約書	資力信用申告書 (参考様式第3号) 資金計画書 (省令別記様式第五) 誓約書 (参考様式第14号)
				①申請者が個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し等 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し(個人番号が省略されたもの) ・個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し ・運転免許証の写し ・上記に類するもの <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 残高証明等	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し等は、いずれかを添付すること(申請者確認書類で添付するため、省略可。) ・納税証明書は、前年度分の所得税及び住民税の納税証明書を添付 ・残高証明書等は、必要に応じて求める。 [4-7 工事主の資力・信用] 参照
				②申請者が法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 残高証明等	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書は、「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷した書類でも可 ・納税証明書は、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書を添付 ・残高証明書等は、必要に応じて求める。 [4-7 工事主の資力・信用] 参照
権利者全ての同意を得たことを証する書類					
7	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第2項第8号 ・省令第63条第2項第1号 	◎	-	<input type="checkbox"/> 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の施行同意書 <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 同意した者の本人確認資料 ①個人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証等 ②法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・法人登記簿、社員証等 	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の施行同意書 (参考様式第5号) [4-6 土地所有者等の同意] 参照
8	周辺住民への周知を行ったことを証する書類				

	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第2項第9号 ・省令第63条第2項第1号 	◎	—	<input type="checkbox"/> 周知措置報告書 <input type="checkbox"/> 周知に使用した資料	周知措置報告書 (参考様式第2号) [4-5 住民への周知] 参照
工事施行者の能力を証する書類					
9	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第2項第10号 ・省令第63条第2項第2号 ・細則第3条第2項 	◎	—	<input type="checkbox"/> 工事施行者の能力に関する申告書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 ①個人の場合 <input type="checkbox"/> 住民票の写し等 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し(個人番号が省略されたもの) ・個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し ・運転免許証の写し ・上記に類するもの <input type="checkbox"/> 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書 ②法人の場合 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書	工事施行者の能力に関する申告書(参考様式第4号) <ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合における住民票の写し等は、いずれかを添付すること ・個人の場合における納税証明書は、前年度分の所得税及び住民税の納税証明書を添付 ・法人の場合における納税証明書は、法人税又は所得税及び事業税の納税証明書を添付 ・登記事項証明書は、「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷した書類でも可 [4-8 工事施行者の能力]参照
土石の崩壊防止措置の設計書					
10	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第2項第2号 ・省令第63条第2項第1号 	○	—	<input type="checkbox"/> 構台等の設計書 <input type="checkbox"/> 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画書 <input type="checkbox"/> 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画書	土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置等する場合(省令第32条) <ul style="list-style-type: none"> ・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等を明示
土砂流出防止措置の設計書					
11	<ul style="list-style-type: none"> ・省令第7条第2項第3号 ・省令第63条第2項第1号 	○	—	<input type="checkbox"/> 鋼矢板の設計書 <input type="checkbox"/> 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画書 <input type="checkbox"/> 土石の傾斜部の安定化に関する計画書	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合(省令第34条第1項) <ul style="list-style-type: none"> ・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等を明示

[提出図面等]

図面の種類	書類の要否		明示すべき事項	縮尺	備考
	◎必須 ○該当ある場合				
	許可	届出			
位置図	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・道路及び目標となる地物 	1/10,000 以上	
地形図	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地の境界線（赤枠で囲むこと） 	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする。
土地の平面図	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地の境界線 ・勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置、措置内容 ・空地の位置、措置内容 ・柵その他これに類するものを設置する位置、措置内容 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置、措置内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置、措置内容 	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
土地の断面図	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積をする前後の地盤面 	1/500 以上	申請書（届出書）の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること。
求積図	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積をする土地の部分 	指定なし	

4-5 住民への周知

法律

(住民への周知) ※宅造区域

第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

(住民への周知) ※特盛区域

第二十九条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

省令

(住民への周知の方法) ※宅造区域

第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（中略）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

(宅地造成等に関する工事の許可の申請) ※宅造区域

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一～十 略

十一 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十二 略

2 土石の堆積に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一～八 略

九 法第十一条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類

十 略

(住民への周知の方法) ※特盛区域

第六十二条 法第二十九条の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、第六条各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する場合にあつては、同項第一号に掲げる方法により行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請) ※特盛区域

第六十三条 特定盛土等に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類

二 略

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第二項第一号から第九号までに掲げる書類

二 略

工事の許可申請に当たっては、工事をする土地の周辺地域の住民等に対し、工事の内容を周知させるための措置を講ずる必要があります。

なお、法令上、周辺地域の住民からの意見・反対をもって不許可となるものではありませんが、当該住民等からの意見も踏まえ、周辺環境に十分配慮した上で、工事を行ってください。

なお、周辺住民への周知については、都市計画法の開発許可を受けたことによる法のみなし許可となる工事の場合は適用されません。

[周知の方法]

周知は次の①～③のいずれかの方法により、行ってください。(ただし、災害が生ずるおそれが特に大きい土地において、高さ15m超の盛土をする場合は、法令上、①による周知が必須となります。)

なお、許可申請書には、住民への周知の措置を講じたことを証する書類の添付が必要です。「周知措置報告書(参考様式第2号)」及び周知に使用した資料を添付してください。により、工事内容の周知を行ったことを確認します。

周知の方法	周知に使用した資料(例)
① 説明会の開催	<ul style="list-style-type: none">説明会資料開催結果(質疑等)がわかる資料周知範囲がわかる資料
② 書面の配布	<ul style="list-style-type: none">配布資料周知範囲がわかる資料
③ 工事を行う土地又はその周辺での掲示+ウェブページへの掲載	<ul style="list-style-type: none">掲示状況がわかる写真WEBサイトのアドレス掲載内容の写し

※ 許可を受けた場合、許可情報を公表しますので、周知期間は、許可を受けるまでを目安としてください。

【説明会の開催が必須となる土地】

[災害が生ずるおそれが特に大きい土地（省令第12条）]

- ① 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- ② 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- ③ 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

[周知の内容]

周知を行う事項は以下のとおりとします。

工事の種類	周知内容
共通	<ul style="list-style-type: none">○ 工事目的○ 工事主の氏名又は名称○ 工事が施行される土地の所在地○ 工事施行者の氏名又は名称○ 工事の着手予定日及び完了予定日○ 施行期間中の安全面の対策
盛土又は切土	<ul style="list-style-type: none">○ 盛土又は切土の高さ○ 盛土又は切土をする土地の面積○ 盛土又は切土の土量
土石の堆積	<ul style="list-style-type: none">○ 土石の堆積の最大堆積高さ○ 土石の堆積を行う土地の面積○ 土石の堆積の最大堆積土量

[計画変更に伴う再周知]

法令上、工事の計画等の内容の変更の場合、再度住民へ周知することを義務付ける規定はありませんが、大幅な変更が生じた場合など、再度の周知が望ましいときは、変更計画の内容を再周知するように行政指導する場合があります。

[周知の範囲]

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方	参考図
<p>①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積</p>	<ul style="list-style-type: none"> 盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図の範囲） 盛土等を行う土地の隣接地 盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲 	
<p>腹付け盛土</p>	<ul style="list-style-type: none"> 盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方及び横方向の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図の範囲） 上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 	
<p>①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を</p>	<ul style="list-style-type: none"> 下流の渓床勾配が2度以上の範囲（※参考図の範囲） 上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 	

盛土の区分	住民への周知を行う 範囲の考え方	参考図
除く) ④腹付け盛土の うち、参考図Iの 範囲に溪流等の 溪床が存在する もの（①及び② を除く）		

4-6 土地所有者等の同意

法律

(宅地造成等に関する工事の許可) ※宅造区域

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 略

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3・4 略

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可) ※特盛区域

第三十条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一～三 略

四 当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（土地区画整理法第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

3・4 略

政 令

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等) ※宅造区域

第五条 略

- 2 法第十二条第二項第四号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。
 - 一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業
 - 二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業
 - 三 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業
 - 四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号に規定する住宅街区整備事業
 - 五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第五号に規定する防災街区整備事業六所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第三項に規定する地域福利増進事業のうち同法第十九条第一項に規定する使用権設定土地において行うもの

(特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等) ※特盛区域

第二十九条 1 略

- 2 法第三十条第二項第四号（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、第五条第二項各号に掲げるものとする。

省 令

(宅地造成等に関する工事の許可の申請) ※宅造区域

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一～九 略

十 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

十一・十二 略

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一～七 略

八 法第十二条第二項第四号の全ての同意を得たことを証する書類

九・十 略

省 令

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請) ※特盛区域

第六十三条 特定盛土等に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類

二 略

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第二項第一号から第九号までに掲げる書類

二 略

工事の許可申請に当たって、あらかじめ、工事をしようとする土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る必要があります。(土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除きます。)

その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者としては、永小作権や地役権(内容に応じて同意が必要か判断)等があります。

抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物件(当該土地を占有する不動産質権者を除く)については、土地の使用収益に支障のある権利ではないため、同意の対象とはなりません。

なお、建築物又は工作物のみに係る権利者(賃借人等)の同意は不要です。

申請書には、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の施行同意書(参考様式第5号)の他に、公図の写し、土地登記事項証明書、同意した者の本人確認資料(個人においては運転免許証等、法人においては法人登記簿、社員証等)等を添付してください。

なお、土地登記事項証明書に記載されている権利者が死亡している場合については、以下のとおり取り扱います。

① 相続人が正式に決まっている場合

相続人であることを証する書面の写しを添付してください。

② 相続人が決まっていない場合

法定相続人の全てとします。(相関図を作成し添付してください。)

※相続人の同意を得ることが困難な事情等がある場合は、ご相談ください。

[補 足]

○ 公共機関が権利を有する土地について

公共機関が土地の権利を有する場合には、許可申請前にあらかじめ同意を得ることが難しいことがあります。(例：他法令の許認可が得られていないことから、公共機関との間の土地の貸付け等に係る契約締結が行われないような場合)

このような場合は、「申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明」等により同意が得られているものを確認しま

す。ただし、実効性の確認のために、許可後に貸付け等に係る契約締結の書類の写しの提出を求めることがあります。

4-7 工事主の資力・信用

法 律

(宅地造成等に関する工事の許可) ※宅造区域

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可) ※特盛区域

第三十条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

省 令

(宅地造成等に関する工事の許可の申請)

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一～八 略

九 別記様式第三の資金計画書

十～十二

2 土石の堆積に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一～六 略

七 別記様式第五の資金計画書

八～十 略

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請)

第六十三条 特定盛土等に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第七条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類
- 二 略

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第四の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 第七条第二項第一号から第九号までに掲げる書類
- 二 略

工事の許可申請に当たっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められます。提出資料により、工事主の資力及び信用を確認します。

「工事を行うために必要な信用がある」とは、工事主が工事を行うに当たっての信用を有していることです。過去の工事における処分歴や違反是正指導に従わない常習歴がある場合等は、ただちに信用があるとはいえません。

また、税金の滞納がある場合は、資力、信用が両方ともあるとはいえません。

なお、信用要件の審査の中で、必要に応じて都道府県警に暴力団情報を照会します。暴力団関係者でないとの誓約書を提出したにもかかわらず、暴力団関係者と判明した場合は、法第20条第1項等の「偽りその他不正な手段により許可を受けた者」に該当します。

申請者が個人の場合	申請者が法人の場合
○工事主の資力及び信用に関する申告書 (参考様式第3号)	○工事主の資力及び信用に関する申告書 (参考様式第3号)
○資金計画書 (省令様式第三) ※宅地造成、特定盛土等 (省令様式第五) ※土石の堆積	○資金計画書 (省令様式第三) ※宅地造成、特定盛土等 (省令様式第五) ※土石の堆積
○宅地造成、特定盛土等又土石の堆積に関する工事の許可に係る誓約書 (参考様式第14号)	○宅地造成、特定盛土等又土石の堆積に関する工事の許可に係る誓約書 (参考様式第14号)
○住民票の写し等 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し(個人番号が省略されたもの) ・個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し ・運転免許証の写し ・上記に類するもの 	○登記全部事項証明書(登記情報提供サービスにて閲覧できる登記情報を印刷した書類でも可)
○納税証明書(前年度分の所得税及び住民税の納税証明書)	○納税証明書(法人税又は所得税及び事業税)
○残高証明等 ※必要に応じて	○残高証明等 ※必要に応じて

[補 足]

「残高証明等」については、納税証明書等で資力・信用が確認できないと判断した場合に添付を求める場合があります。

また、納税証明書等で資力・信用が確認できないと判断した場合に添付を求める場合があります。具体的には、以下のとおりです。

- ・ 事業経歴書
- ・ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいる場合は、該当するものの役員の氏名及び住所を証する書類及び当該株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類
- ・ 前年度分の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表

4-8 工事施行者の能力

法律

(宅地造成等に関する工事の許可) ※宅造区域

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一・二 略

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可) ※特盛区域

第三十条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一・二 略

三 工事施行者に当該特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を完成するために必要な能力があること。

工事の許可申請に当たっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められます。提出資料により、工事施行者の能力を確認します。

申請者が個人の場合	申請者が法人の場合
<ul style="list-style-type: none"> ○工事施行者の能力に関する申告書 (参考様式第4号) ○納税証明書(前年度分の所得税及び住民税の納税証明書) ○住民票の写し等 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し(個人番号が省略されたもの) ・個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し ・運転免許証の写し ・上記に類するもの ○建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書(建設業の許可を受けている場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事施行者の能力に関する申告書 (参考様式第4号) ○納税証明書(法人税又は所得税及び事業税) ○登記事項証明書(登記情報提供サービスにて閲覧できる登記情報を印刷した書類でも可) ○建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書(建設業の許可を受けている場合)

[補 足]

- ・納税証明書については、上記「4-7 工事主の資力・信用」と同様の考え方です。
- ・許可申請の段階で、工事施行者が未定の場合は、その理由書を添付し、施行者が決まり次第、速やかに提出してください。

4-9 設計者の資格

法律

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等) ※宅造区域

第十三条 1 略

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等) ※特盛区域

第三十一条 1 略

- 2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

政令

(資格を有する者の設計によらなければならない措置) ※宅造区域

第二十一条 法第十三条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

(設計者の資格) ※宅造区域

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

(資格を有する者の設計によらなければならない措置等) ※特盛区域

第三十一条 法第三十一条第二項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める措置は、第二十一条各号に掲げるものとする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める資格は、第二十二条各号に掲げるものとする。

省 令

(宅地造成等に関する工事の許可の申請) ※宅造区域

第七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一～四

五 第一号の表に掲げる図面（令第二十一条各号に掲げる措置に係るものに限る。）を作成した者が令第二十二条各号に掲げる資格を有する者であることを証する書類

六～十二 略

(設計者の資格) ※宅造区域

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条第一号トに規定する講習を修了した者

二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請) ※特盛区域

第六十三条 特定盛土等に関する工事について、法第三十条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第二の申請書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 第七条第一項第一号から第十一号までに掲げる書類

二 略

2 略

建設省告示第1005号

(昭和三十七年建設省告示第千五号) 宅地造成等規制法施行令第十七条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第二十二條第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第三十六号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者を含む。)
- 三 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の資格を有する者
- 四 前三号に掲げる者のほか、主務大臣が宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第三十五条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

専門的知識及び経験を必要とする工事の設計のためには、一定の資格が求められません。

[一定の資格が必要な工事]

- ① 高さが5mを超える擁壁の設置
- ② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

「設計者の資格に関する申告書（参考様式第6号）」のほか、下表に示す書類により、設計者が必要な資格を有していることを確認します。

政令	設計者の資格	設計者の資格を証する書類
第1号	大学の土木・建築過程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	<input type="checkbox"/> 卒業証明書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書
第2号	短期大学(3年制)の土木・建築過程を卒業後3年以上の実務経験を有する物	
第3号	短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
第4号	高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
第5号	土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者 (省令第35条第1号)	<input type="checkbox"/> 宅地造成技術講習会終了証書 <input type="checkbox"/> 実務経験証明書
	大学院で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者 (建設省告示第1005号第1号)	<input type="checkbox"/> 大学院に1年以上在学したことの証明書
	技術士（建設部門、農業部門（選択科目「農業農村工学」に限る）、森林部門（選択科目「森林土木」に限る）、水産部門（選択科目「水産土木」に限る）など） (建設省告示第1005号第2号)	<input type="checkbox"/> 技術士の資格証明書
	一級建築士 (建設省告示第1005号第3号)	<input type="checkbox"/> 一級建築士の資格証明書
	前3号に掲げる者のほか、国土交通大臣が省令35条1号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者	

4-10 許可又は不許可の通知

法 律

(宅地造成等に関する工事の許可) ※宅造区域

第十二条 1・2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4 略

(許可証の交付又は不許可の通知) ※宅造区域

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可) ※特盛区域

第三十条 1・2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

4・5 略

(許可証の交付又は不許可の通知) ※特盛区域

第三十三条 都道府県知事は、第三十条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

省 令

(許可証の様式) ※宅造区域

第三十六条 法第十四条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

- 2 都道府県知事は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第十四条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第七条第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 前二項の規定は、法第十六条第三項において準用する法第十四条第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、前項中「第七項第二項」とあるのは「第三十七条第二項」と読み替えるものとする。

(許可証の様式) ※特盛区域

第六十六条 法第三十三条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める様式は、別記様式第六とする。

- 2 都道府県知事は、特定盛土等に関する工事について法第三十三条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第六十三条第一項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、土石の堆積に関する工事について法第三十三条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第六十三条第二項の申請書の副本を添えて、申請者に交付するものとする。
- 4 前二項の規定は、法第三十五条第三項において準用する法第三十三条第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第六十三条第一項」とあるのは「第六十七条第一項」と、前項中「第六十三条第二項」とあるのは「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可に当たり、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付ける場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。不許可の場合は、その理由を明示した上で書面による通知を行います。

[工事の施行に伴う注意事項]

次のとおり、工事の施行に伴う注意事項を示す予定です。

- ① 工事の施行
- ② 工事の際に必要な手続き
- ③ 許可標識の掲示
- ④ 工程写真の撮影
- ⑤ 許可事項等の変更
- ⑥ その他

4-1-1 許可情報の公表

法 律

(宅地造成等に関する工事の許可) ※宅造区域

第十二条 1～3 略

- 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可) ※特盛区域

第三十条 1～3 略

- 4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

省 令

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法) ※宅造区域

- 第九条 法第十二条第四項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項) ※宅造区域

- 第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表の方法) ※特盛区域

- 第六十四条 法第三十条第四項(法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項) ※特盛区域

- 第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

盛土規制法に基づく許可をしたときは、地域の住民等への周知や不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可を行った工事に関する以下の事項について、インターネットを基本として公表するとともに、関係市町長に通知します。（公表期間は、許可後から工事完了までの期間です。）

なお、開発許可によるみなし許可の場合は適用されません。

- ① 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ② 工事の許可年月日及び許可番号
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑤ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

なお、申請内容について変更があった場合には、変更後の内容で公表します。

4-12 標識の掲示

法律

(標識の掲示)

第四十九条 第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

省令

(標識の様式及び記載事項)

第八十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十三によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識は、別記様式第二十四によるものとする。

3 法第四十九条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 現場管理者の氏名又は名称
- 五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 六 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 七 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 八 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 九 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 十 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 十一 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

盛土等に係る許可を受けた工事主又は届出をした工事主は、工事に着手した日から完了する日までの間、公衆の見やすい場所に以下に示す項目を記載した標識（省令別記様式第二十三又は第二十四）を設置する必要があります。

なお、都市計画法の開発許可を受けて、盛土規制法の見なし許可とされた工事についても、上記と同様に標識の掲出を行う必要があります。

[標識に記載する項目]

- ① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 現場管理者の氏名又は名称
- ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- ⑪ 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

4-13 変更の許可又は届出

法 律

(変更の許可等) ※宅造区域

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 略

3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

(変更の許可等) ※特盛区域

第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第三十条第二項から第四項まで、第三十一条から第三十三条まで及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第一項又は第二項の場合における次条から第三十八条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第三十条第一項の許可の内容とみなす。

5 前条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

省 令

(変更の許可の申請) ※宅造区域

第三十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第七条第一項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第七条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(変更の許可の申請) ※特盛区域

第六十七条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第六十三条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第六十三条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

工事の許可を受けた者は、当該許可に係る工事の計画（工事区域の位置、区域及び規模、盛土等又は土石の堆積に関する工事の概要）を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

変更許可は、当初の工事の許可手続に準じて、許可基準、許可に付する条件、許可事項の公表や関係市町長への通知が適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するため、完了検査等が必要となります。

また、内容に応じて中間検査、定期報告が必要となります。

工事の計画を変更する場合には、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書（省令別記様式第七）」又は「土石の堆積に関する工事の変更許可申請書（省令別記様式第八）」に、変更の内容及び理由等を記載し、位置図、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類等（当初許可申請の内容と変更許可申請の内容を比較できる書類）を添付して、提出してください。

なお、都市計画法第29条第1項又は第2項に基づく開発許可を受けたことにより、盛土規制法による許可を受けたものとみなされた工事について、都市計画法第35条の2第1項に基づく変更開発許可を受けたときは、盛土規制法による変更許可を受けたものとみなされます。ただし、法第16条第5項、第35条第5項の変更のみなし許可は、当初の開発許可の際に法の規制対象であったもの（法第15条第2項や第34条第2項に基づき許可があったとみなされたもの）に限り適用されます。

このため、当初は法の規制対象である宅地造成、特定盛土等に該当しない工事が、開発許可の変更に伴い、法の規制対象に該当することとなった場合は、改めて法の許可を受ける必要がありますのでご注意ください。

[ストックヤード等（土石の堆積）の5年以内に除却できない工事の変更許可]

- 土石の堆積の期間は5年以内としているため、基本的には当該期間内（実際には許可された期間内）に土石の堆積を除却することとなります。
- 他方で、ストックヤード業など、やむを得ず許可した期間を超えて土石の堆積を継続することが適当である場合には、変更の許可が必要となります。
- 変更の許可をする場合、工事着手以降の土砂の搬入・搬出量を確認すること等（許可申請書に記載された搬入・搬出量等と実態が乖離していないか等）により、土石の堆積として引き続き取り扱うことが適当であることを確認した上で、工事の期間が変更の許可の日から5年以内であることを改めて確認します。

4-14 軽微な変更

法 律

(変更の許可等) ※宅造区域

第十六条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(変更の許可等) ※特盛区域

第三十五条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第三十条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

省 令

(軽微な変更) ※宅造区域

第三十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。以下この号において同じ。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

(軽微な変更) ※特盛区域

第六十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第一項各号に掲げるものとする。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第二項第各号に掲げるものとする。

工事の許可を受けた者は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

次の事項に該当する変更は、軽微な変更として取扱います。軽微な変更をしたときは、遅滞なく「宅地造成等に関する工事の変更届出書（参考様式第9号）」に、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

【土地の形質変更に関する工事】

- ① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ④ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

【土石の堆積に関する工事】

- ① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- ④ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限り。）

なお、工事主の主体を変更する場合は、変更許可ではなく新規の許可が必要となります。設計者、工事施行者の主体の変更は、変更許可の対象となります。

また、土石の堆積に関する工事について、変更前の工事予定期間を超える変更は、軽微な変更ではなく、変更許可が必要となります。

4-15 中間検査

法 律

(中間検査) ※宅造区域

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 略

5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

(中間検査) ※特盛区域

第三十七条 第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 都道府県は、第一項の検査について、特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。

5 都道府県知事は、第一項の検査において第三十一条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

政 令

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模) ※宅造区域

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(特定工程等) ※宅造区域

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

- 2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程とする。

(中間検査を要する特定盛土等の規模等) ※特盛区域

第三十二条 法第三十七条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

- 2 法第三十七条第一項の政令で定める工程は、第二十四条第一項に規定する工程とする。
- 3 前項に規定する工程に係る法第三十七条第三項の政令で定める工程は、第二十四条第二項に規定する工程とする。

省 令

(中間検査の申請期間) ※宅造区域

第四十五条 法第十八条第一項の主務省令で定める期間は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内とする。

(中間検査の申請) ※宅造区域

第四十六条 法第十八条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式) ※宅造区域

第四十七条 法第十八条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

省 令

(中間検査の申請期間) ※特盛区域

第七十五条 法第三十七条第一項の主務省令で定める期間は、第四十五条に規定する期間とする。

(中間検査の申請) ※特盛区域

第七十六条 法第三十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

(中間検査合格証の様式) ※特盛区域

第七十七条 法第三十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

政令で定める規模の工事であって、政令で定める特定工程を含む工事については、中間検査を受ける必要があります。

また、中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができません。

都市計画法に基づく許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた場合であっても、要件に該当する場合、中間検査の対象になります。

当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に、下記に掲げる書類を添付し、検査を申請する必要があります。

なお、土石の堆積に関する工事は対象外です。

また、都市計画法の開発許可を受け、盛土規制法の見なし許可となる工事についても、特定工程を含む工事については、上記と同様の中間検査が必要となります。

[中間検査の対象となる工事の規模]

規模	①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが5m超となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの (①～④を除く)
図					

- ① 盛土で当該盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 切土で当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（②に該当する盛土又は切土を除く。）
- ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
- ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの

[特定工程と特定工程後の工程]

- ① 特定工程：盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事
- ② 特定工程後の工程：排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事

[中間検査項目]（参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集（初版））

○盛土工事における排水施設

暗渠排水管を対象としており、着眼点は以下のとおりです。

- ① 暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか。
- ② 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか。
- ③ 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か。
- ④ 現況地盤からの湧水は適切に処理されているか。
- ⑤ 溪流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか。

○切土工事における排水施設

暗渠配水管を対象としており、着眼点は以下のとおりです。

- ① 暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか。
- ② 暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか。
- ③ 暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か。
- ④ 湧水は適切に処理されているか。
- ⑤ 溝掘りは適切に施工されているか。

[必要書類]

- ① 省令別記様式第十三
- ② 特定工程平面図（審査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示）
- ③ 写真（施工前後の全景写真、施行中の写真）
- ④ その必要と認める図面

○中間検査項目（図面等を基に机上及び現地で確認）

番号	項目	内容	検査方法 関連書類	確認頻度 (参考)
1	暗渠排水管 (盛土工事)	暗渠排水管の配置と規格は、許可申請書の機能を満足しているか	施設状況書類 (図面・写真等)	施工箇所毎
		暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか	施設状況書類 (写真等)	
		暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か		
		現況地盤からの湧水は適切に処理されているか		
		溪流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか		
2	暗渠排水管 (切土工事)	暗渠排水管の配置と規格は、許可申請書の機能を満足しているか	施設状況書類 (図面・写真等)	施工箇所毎
		暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか	施設状況書類 (写真等)	
		暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か		
		湧水は適切に処理されているか		
		溝掘りは適切に施工されているか		

4-16 完了検査・確認

法 律

(完了検査等) ※宅造区域

第十七条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。
- 4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

(完了検査等) ※特盛区域

第三十六条 特定盛土等に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第三十一条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第三十一条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 第三十四条第二項の規定により第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。
- 4 土石の堆積に関する工事について第三十条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第三十条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

省 令

(完了検査の申請期間) ※宅造区域

第三十九条 法第十七条第一項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(完了の検査の申請) ※宅造区域

第四十条 法第十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式) ※宅造区域

第四十一条 法第十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間) ※宅造区域

第四十二条 法第十七条第四項の主務省令で定める期間は、工事が完了した日から四日以内とする。

(確認の申請) ※宅造区域

第四十三条 法第十七条第四項の確認を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式) ※宅造区域

第四十四条 法第十七条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

(完了検査の申請期間) ※特盛区域

第六十九条 法第三十六条第一項の主務省令で定める期間は、第三十九条に規定する期間とする。

(完了検査の申請) ※特盛区域

第七十条 法第三十六条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(検査済証の様式) ※特盛区域

第七十一条 法第三十六条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。

(確認の申請期間) ※特盛区域

第七十二条 法第三十六条第四項の主務省令で定める期間は、第四十二条に規定する期間とする。

(確認の申請) ※特盛区域

第七十三条 法第三十六条第四項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(確認済証の様式) ※特盛区域

第七十四条 法第三十六条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。

土地の形質変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に関する工事を完了したときは除却の確認を受ける必要があります。

[土地の形質変更に関する工事における完了検査]

土地の形質変更に関する工事における完了検査では、技術的基準に従い擁壁設置等必要な措置が完了していることを確認し、問題がなければ検査済証を交付します。検査は目視、実測、写真、書類等により行います。

なお、中間検査を受検し合格証を交付された工事範囲については、完了検査での確認は行いません。

許可を受けた工事が完了したときは、工事が完了した日から4日以内に下記に掲げる書類を添付し、検査を申請する必要があります。

なお、都市計画法に基づく開発許可を受け、許可を受けたものとみなされた工事は、みなし許可の工事については、都市計画法第36条による検査済証をもって盛土規制法による完了検査済証を交付したものとみなされるため、完了検査を受検する必要はありません。

[土地の形質変更に関する完了検査項目（主なもの）]

- ① 雨水等の排水処理施設が適切な配置、構造で適切に施工されていること。
- ② 盛土又は切土のり面の地面の安定が図られていること。
- ③ 盛土地盤が緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の対策が講じられていること。
- ④ 崖面は、擁壁又は崖面崩壊防止施設若しくは保護工により崩壊又は土砂が流出しないよう対策が講じられていること。
- ⑤ 擁壁又は崖面崩壊防止施設が適切に施工されていること。
- ⑥ 地盤等地盤条件が悪い場合は、地盤改良工事等の対策が講じられていること。
- ⑦ 工事を行う土地の周辺へ溢水等の被害が及ばないよう対策が講じられているか。

[土地の形質変更に関する必要書類]

- ① 省令別記様式第九
- ② 土地の平面図
- ③ 工事の施行状況を確認することができる写真
(施工前後の全景写真、施行中の写真)
- ④ その他知事が必要と認める図面等

○完了検査項目（図面等を基に机上及び現地で確認）

許可申請どおりに施行されているかを確認

番号	項目	内容	検査方法 関連書類	確認頻度 (参考)
1	位置	許可工事に係る位置	位置	許可毎
2	面積	許可工事に係る面積	面積	
3	許可条件	適切に遵守されているか	許可条件	
4	盛土	計画高さ（申請種類）	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・断面図（完成形） 	施工延長 200m につき 1 カ所
		計画勾配（原則 30 度以下）		延長 200m 以下 のものは、1 施 工箇所につき 1 カ所
		盛土材料は適切であるか	受け入れ管理書類	施工箇所毎
		計画締固め度は（90%以上を標準）は 確保できているか（安定計算を要す る盛土）	試験結果（締固め度）	500m ³ につき 1 回 1500m ³ 以下 は、1 施工箇所 につき 1 回
		まきだし厚さは概ね 30cm 以下か	締固め状況書類（写真 等）（まきだし厚さ・転 圧回数）	施工延長 200m につき 1 カ所
		転圧回数は試験施工により決定して いるか		
伐開、表層処理、段切り、地下水処 理等の措置は適切か	基盤状況書類（写真等）			
5	盛土地盤	伐開、表層処理、段切り、地下水処 理等の措置は適切か	基盤状況書類（写真等）	延長 200m 以下 のものは、1 施 工箇所につき 1 カ所
6	切土	計画高さ（申請種類）	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図 ・断面図（完成形） 	延長 200m 以下 のものは、1 施 工箇所につき 1 カ所
		計画勾配		
		想定地盤に対し、不良な地盤でない か のり面の安定に影響を及ぼす要因は ないか。	切土状況書類（写真等）	
7	切土地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でない か	切土地盤	施工箇所毎
8	擁壁	擁壁形式（申請種類）	擁壁状況書類 （図面・写真・納品書 等）	施工延長 40m につき 1 カ所
		擁壁形状（材料・寸法等）		
		想定地盤に対し、不良な地盤でない か	地盤状況書類（写真等）	延長 40m 以下 のものは、1 施 工箇所につき 2 カ所
		計画の配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋 径、かぶり厚さ等申請どおりである か。（鉄筋構造物の場合）	配筋状況書類（写真等）	
		水抜き穴は申請どおりであるか（配 置、材料、内径等）	水抜き穴状況書類 （写真等）	
	施設形式（申請種類）			

番号	項目	内容	検査方法 関連書類	確認頻度 (参考)	
9	崖面崩壊 防止施設	施設形状（材料・寸法等）	施設状況書類 （図面・写真・納品書 等）		
		想定地盤に対し、不良な地盤でない か	地盤状況書類（写真等）		
		材料、寸法等	施設状況書類（写真等）		
10	排水施設	計画配置（位置、延長、間隔、勾配 等）	施設状況書類 （図面・写真等）		
		計画構造（材料、管径、厚さ、幅、 勾配等）	施設状況書類（写真等）		
11	崖面保護	計画種別	保護工状況書類 （図面・写真等）		
		計画形状			
12	崖面以外 の地表面 の保護	計画種別	保護工状況書類 （図面・写真等）		
		計画形状			
13	防災措置	開発事業等実施地区の周辺へ溢水等 の被害が及ばないように対策が講じら れているか	防災措置状況書類 （図面・写真等）		施工箇所毎
		（許可申請書で示した位置に排水を 接続しているか 溢水はないか）			
		調整池等の防災施設及び外周施設が 許可申請書類に基づき適切に実施さ れているか			

○工事記録写真撮影項目

【留意事項】

- ① 台風、地震等により工事中の現場が被災した際は、災害写真等を撮影するものとする。
- ② 構造物の写真撮影をするときは、布テープ・箱尺等の測定器具を用い、構造物の寸法が明確に読み取れるようにすること。
- ③ 写真は全体的な撮影とし、局部的な写真のみを撮らないよう注意すること。
- ④ 写真撮影をした箇所が明示された平面図を添付すること。

【撮影頻度】

- ① 施工状況写真と品質管理状況写真は、特に定めがない場合は、1 施工箇所ごとに1か所撮影すること。
- ② 出来形寸法写真は、特に定めがない場合は、概ね200mごととすること。
- ③ なお、200m未満の場合は1 施工箇所ごとに最低1 か所とすること。

対象	内容	状況	出来形	品質
全景	工事着手後	○		
	工事完了後	○		
材料の規格寸法	工事完了後に見えなくなる材料の規格寸法 (品質証明書がある場合は、同一の製品か)			○
盛土	盛土材料が所定の品質を確保しているか否かの各種試験状況(土質が変わること)			○
	まき出し厚さ30cm以下(土質が変わること)	○	○	
	転圧(土質が変わること)	○		
盛土地盤	伐開除根	○		
	表土除去	○		
	段切り施工		○	
	盛土地盤	○		
	地盤改良工	○	○	
切土	切土面(切土完了後かつ法面保護前)	○		
切土地盤	切土地盤(土質が変わること)	○		
鉄筋コンクリート造等擁壁	床掘		○	
	埋戻	○		
	根入れ(上墨等で深さが判読できること)		○	
	基礎砕石等		○	
	底板配筋		○	
	縦壁配筋		○	
	躯体出来高寸法		○	
	隅角部補強		○	
	止水版		○	
	水抜き穴(不可視部の寸法)		○	
練積み造擁壁	床掘		○	
	埋戻	○		
	根入れ(上墨等で深さが判読できること)		○	
	基礎砕石等		○	
	基礎コンクリート		○	
	裏込めコンクリートの厚さ		○	
	止水コンクリート		○	
	透水層(裏込材)		○	
	水抜き穴(不可視部の寸法)		○	
崖面崩壊防止施設	床掘		○	
	埋戻	○		
	根入れ(上墨等で深さが判読できること)		○	
	躯体出来高寸法		○	
	透水層(裏込材)		○	
排水施設	地下水排除工(基盤排水層)		○	
	盛土内排水層(水平排水層)		○	
	中央縦排水		○	
	排水工(暗渠等の不可視部)		○	
法面保護	不可視部の寸法		○	
工事中の被災写真	被災写真	○		

[土石の堆積に関する工事における除却の確認]

土石の堆積に関する工事については、堆積された土石が適切に除却されていることを確認し、問題がなければ確認済証を交付します。

許可を受けた工事が完了したときは、工事が完了した日から4日以内に下記に掲げる書類を添付し、申請する必要があります。

[土石の堆積に関する必要書類]

- ① 省令別記様式第11
- ② 工事の写真
- ③ その他知事が必要と認める図面等

[中間・完了検査の流れ]

土地の形質変更に関する検査又は土石の堆積に関する除却の確認（以下「検査等」という。）の受検の流れは以下のとおりです。

- ① 検査日の調整
検査等の申請前に、担当者と日程調整を行ってください。
- ② 検査等申請
検査等の対象となる工事が完了した日から4日以内に書面による申請（県又は受付市町）を行ってください。
- ③ 検査の受検
指定された検査項目、確認方法により検査等を受けてください。許可内容と相違がある場合は、検査済証等の交付はできません。
- ④ 検査済証等の交付
検査に合格又は除却の確認完了後、中間検査合格証、検査済証又は確認済証を交付します。

4-17 定期報告

法 律

(定期の報告) ※宅造区域

第十九条 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 略

(定期の報告) ※特盛区域

第三十八条 第三十条第一項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 略

政 令

(定期の報告を要する宅地造成等の規模) ※宅造区域

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模) ※特盛区域

第三十三条 法第三十八条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十八条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

省 令**(定期の報告) ※宅造区域**

第四十八条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間) ※宅造区域

第四十九条 法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

(定期の報告) ※特盛区域

第七十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

(定期の報告の期間) ※特盛区域

第七十九条 法第三十八条第一項の主務省令で定める期間は、第四十九条に規定する期間とする。

(定期の報告の報告事項) ※宅造区域

第五十条 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
 - 二 工事の許可年月日及び許可番号
 - 三 前回の報告年月日
- 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
 - 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
 - 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
 - 四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
 - 二 報告の時点における土石の堆積の面積
 - 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
 - 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

(定期の報告の報告事項) ※特盛区域

第八十条 法第三十八条第一項の主務省令で定める事項は、第五十条第一項各号に掲げる事項とする。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

- 2 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、第五十条第二項各号に掲げる事項について行うものとする。
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、第五十条第三項各号に掲げる事項について行うものとする。

工事の規模が以下の表に該当する場合、工事の実施の状況やその他省令で定める事項について、3ヶ月ごとに報告が必要となります。（報告期間の末日から7日以内に報告をお願いします。）

※ 休止中の工事、着手前や準備工などの現場が動いていない場合でも定期報告は必要です。

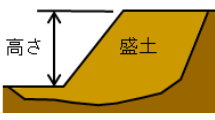
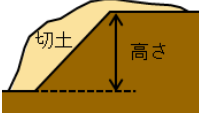
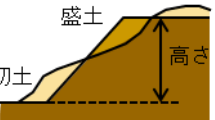

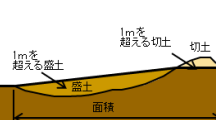
※ 工期が3ヶ月未満の場合は、定期報告は必要ありません。

報告に当たっては、報告の時点における工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真等を添付してください。


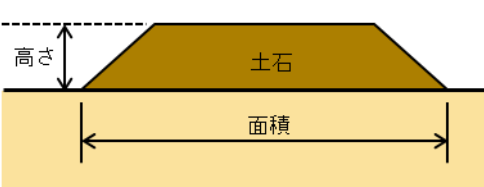
なお、都市計画法に基づく許可を受け、盛土規制法の許可を受けたものとみなされた場合であっても、要件に該当する場合、定期報告の対象になります。

[定期報告を要する工事の規模]

① 土地の形質変更

規模	①盛土の高さが 2m 超の崖を生ずるもの	②切土で高さが 5m 超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 5m 超となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする部分の面積が 3,000 m ² を超えるもの (①～④を除く)
図					

② 土石の堆積

規模	①高さが 5m を超える土石の堆積で、土地の面積が 1,500 m ² を超えるもの	②①に該当しない土石の堆積で、土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの
図		

[報告事項]

○土地の形質変更

- ① 工事が施行される土地の所在地
- ② 工事の許可年月日及び許可番号
- ③ 前回の報告年月日
- ④ 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- ⑤ 報告の時点における盛土又は切土の面積
- ⑥ 報告の時点における盛土又は切土の土量
- ⑦ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況

○土石の堆積

- ① 工事が施行される土地の所在地
- ② 工事の許可年月日及び許可番号
- ③ 前回の報告年月日
- ④ 報告の時点における土石の堆積の高さ
- ⑤ 報告の時点における土石の堆積の面積
- ⑥ 報告の時点における堆積されている土石の土量
- ⑦ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土壌及び除却された土石の土量

[必要書類]

○土地の形質変更

- ① 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（参考様式第12号）
- ② 盛土、切土をしている土地の写真
- ③ 報告対象を明示した平面図

○土石の堆積

- ① 土石の堆積に関する工事の定期報告書（参考様式第13号）
- ② 土石の堆積を行っている土地及びその周辺の写真

4-18 届出関係（特定盛土等規制区域内における許可規模未満の届出）

法 律

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

第二十七条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

3・4 略

5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（変更の届出等）

第二十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。

3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

省 令

（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法）

第九条 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項）

第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法）

第五十九条 法第二十七条第二項（法第二十八条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、第九条に規定するところにより行うものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項）

第六十条 法第二十七条第二項の主務省令で定める事項は、第五十四条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

（変更の届出）

第六十一条 特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十一の届出書に、第五十八条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二十二の届出書に、第五十八条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

特定盛土等規制区域内において行われる工事のうち、届出対象の規模に該当する工事は、その工事に着手する日の30日前までに届出を行う必要があります。

届出を要する工事は、上記の「許可又は届出を要する行為」の表のとおりです。

届出を受理した工事は、法令の規定に基づき、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地等を公表します。

※届出が必要な規模については、「許可又は届出を要する工事」（P 16）です。

※必要な書類等については、「4-3 土地の形質変更に関する工事の必要書類等」又は「4-4 土石の堆積に関する工事の必要書類等」をご確認ください。

また、工事の計画を変更する場合には、「特定盛土等に関する工事の変更届出書」（別記様式第二十一）又は「土石の堆積に関する工事の変更届出書」（省令別記様式第二十二）に、変更の内容及び理由等を記載し、位置図、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類等（当初の内容と変更内容を比較できる書類）を添付して、提出してください。

なお、盛土規制法の届出対象となる規模の盛土又は切土で、都市計画法第29条第1項又は第2項等に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による届出をしたものとみなされるため、同法による届出の必要はありません。

【公表事項】

- ① 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ② 工事の届出年月日
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑤ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

第5章 その他の届出

5-1 区域指定時着手工事の届出

法 律

(工事等の届出) ※宅造区域

第二十一条 地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

(工事等の届出) ※特盛区域

第四十条 特定盛土等規制区域の指定の際、当該特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

省 令

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

- 2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする こと。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を 行う必要がない場合は、 その旨を付すること。

3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする こと。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表の方法) ※宅造区域

第五十三条 法第二十一条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項） ※宅造区域

第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

（特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の方法） ※特盛区域

第八十二条 特定盛土等に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第五十二条第二項の規定を準用する。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式十六の届出書を提出しなければならない。この場合においては、第五十二条第四項の規定を準用する。

（特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表の方法） ※特盛区域

第八十三条 法第四十条第二項の規定による公表は、第五十三条に規定するところにより行うものとする。

（特定盛土等規制区域内において行われている特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に係る公表事項） ※特盛区域

第八十四条 法第四十条第二項の主務省令で定める事項は、第五十四条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」に読み替えるものとする。

規制区域指定の際に既に行われている（着手済み）盛土等に関する許可・届出の対象となる工事は、法第21条第1項又は第40条第1項に基づき、その指定があった日から21日以内に、届出書を提出する必要があります。ただし、法の対象外や、政令第5条で定める災害の発生のおそれがないと認められる工事等（許可不要工事）については、届出の対象外です。

※ 「既に行われている（着手済み）」とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更又は土石の堆積が行われた時点をいいます。

また、届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表するほか、関係市町に通知します。

[届出期限]

令和8年1月5日に特定盛土等規制区域を指定するため、令和8年1月26日までに届出を行う必要があります。

[土地の形質変更に関する書類]

次の①から⑤に該当する規模の工事である場合には、届出書（省令別記様式第十五）を提出してください。

- ① 盛土をした土地の部分に高さが1mを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが2mを超えるもの
- ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が500㎡を超えるもの（高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超えるものに限る）

なお、次の①から⑤に該当する規模の工事である場合は、届出書に加えて、下表の図面及び盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況が分かる写真を添付してください。（届出を代理人に委任する場合は委任状（参考様式第1号））

- ① 盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
- ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
- ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000㎡を超えるもの（高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超えるものに限る）

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	・縮尺 ・方位 ・道路及び目標となる地物	
地形図	・縮尺 ・方位 ・土地の境界線	等高線は、2mの標高差を示すものとする。
土地の平面図	・縮尺 ・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止杭又はグラウンドアンカー その他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

[土石の堆積に関する書類]

次の①・②に該当する規模の工事である場合には、届出書（省令別記様式第十六）を提出してください。

- ① 高さが2mを超える土石の堆積で、その面積が300㎡を超えるもの
- ② ①に該当しない土石の堆積で、その面積が500㎡を超えるもの
（※高さが2m以下であって、土地の地盤面の標高と土石の堆積の標高との差が1mを超えるものに限る）

なお、次の①・②に該当する規模の工事である場合は、届出書に加えて、下表の図面及び土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況が分かる写真等を添付してください。（届出を代理人に委任する場合は委任状（参考様式第1号））

- ① 高さが5mを超える土石の堆積で、その面積が1,500㎡を超えるもの
- ② ①に該当しない土石の堆積で、その面積が3,000㎡を超えるもの
（※高さが2m以下であって、土地の地盤面の標高と土石の堆積の標高との差が1mを超えるものに限る）

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 ・方位 ・道路及び目標となる地物 	
地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 ・方位 ・土地の境界線 	等高線は、2mの標高差を示すものとする。
土地の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺 ・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設 ・土砂の流出防止措置 	

[公表事項]

- ① 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ② 工事の届出年月日
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑤ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

5-2 擁壁等を除却する工事の届出

法 律

(工事等の届出) ※宅造区域

第二十一条 1・2 略

- 3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(工事等の届出) ※特盛区域

第四十条 1・2 略

- 3 特定盛土等規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

政 令

(届出を要する工事) ※宅造区域

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

- 2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

(届出を要する工事) ※特盛区域

第三十四条 法第四十条第三項の政令で定める工事は、第二十六条第一項に規定する工事とする。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

省 令

(擁壁等に関する工事の届出) ※宅造区域

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

(擁壁等に関する工事の届出) ※特盛区域

第八十五条 法第四十条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

規制区域内の土地において以下の工事を行う場合は、工事に着手する日の14日前までに擁壁等に関する工事の届出書（省令別記様式第十七）を提出する必要があります。

なお、工事の許可を受けている場合は、届出は不要です。

[届出が必要な工事（次の全部又は一部の除却工事）]

- ① 高さが2m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- ② 地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- ③ 地滑り抑止ぐい等の除却工事

[必要書類]

- ① 省令別記様式第十七
- ② 委任状（参考様式第1号） ※届出を代理人に委任する場合
- ③ 工事を行う土地の位置図
- ④ 工事概要が分かる資料

5-3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

法 律

(工事等の届出) ※宅造区域

第二十一条 1～3 略

- 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(工事等の届出) ※特盛区域

第四十条 1～3 略

- 4 特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可を受け、又は第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三十五条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

省 令

(公共施設用地の転用の届出) ※宅造区域

- 第五十六条** 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

(公共施設用地の転用の届出) ※特盛区域

- 第八十六条** 法第四十条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

規制区域内の土地において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、公共施設用地の転用の届出書（省令別記様式第十八）を提出する必要があります。

なお、工事の許可を受けている場合は、届出は不要です。

[必要書類]

- ① 省令別記様式第十八
- ② 委任状（参考様式第1号） ※届出を代理人に委任する場合
- ③ 転用した土地の位置図

第6章 工事の技術基準

6-1 技術基準全般

法律

(宅地造成等に関する工事の許可) ※宅造区域

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二～四 略

3・4 略

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可) ※特盛区域

第三十条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積

(大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きいものとして政令で定める規模のものに限る。以下この条から第三十九条まで及び第五十五条第一項第二号において同じ。)に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

二～四 略

3・4 略

法 律

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等) ※宅造区域

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等) ※特盛区域

第三十一条 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第四十条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

政 令

(擁壁、排水施設その他の施設) ※宅造区域

第六条 法第十三条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

(特定盛土等に関する工事の技術的基準) ※宅造区域

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準) ※特盛区域

第三十条 法第三十一条第一項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から第十七条まで及び第二十条の規定を準用する。この場合において、第十三条中「第十二条第一項又は第十六条第一項」とあるのは「第三十条第一項又は第三十五条第一項」と、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

2 法第三十一条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準については、第十九条及び第二十条第二項の規定を準用する

- 宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において、許可対象規模の宅地造成等を行う場合には、盛土等に伴う災害を防止するために、盛土規制法で定める技術的基準に従う必要があります。（災害の発生のおそれがないと認められる工事を除きます。）
- 工事の計画に当たっては盛土規制法や関係法令、国通知等、盛土等防災マニュアル及び同解説及びその他の関連する技術指針等を参考としてください。
- なお、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の技術的基準は同じであることに留意してください。 ※宅地造成等工事規制区域はありません。

[参考] 政令に規定する宅地造成・特定盛土等に関する技術的基準

技術的基準	政令	内容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について（注1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第15条第2項	地表面（注2）の雨水その地表水からの浸食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

注1) 国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

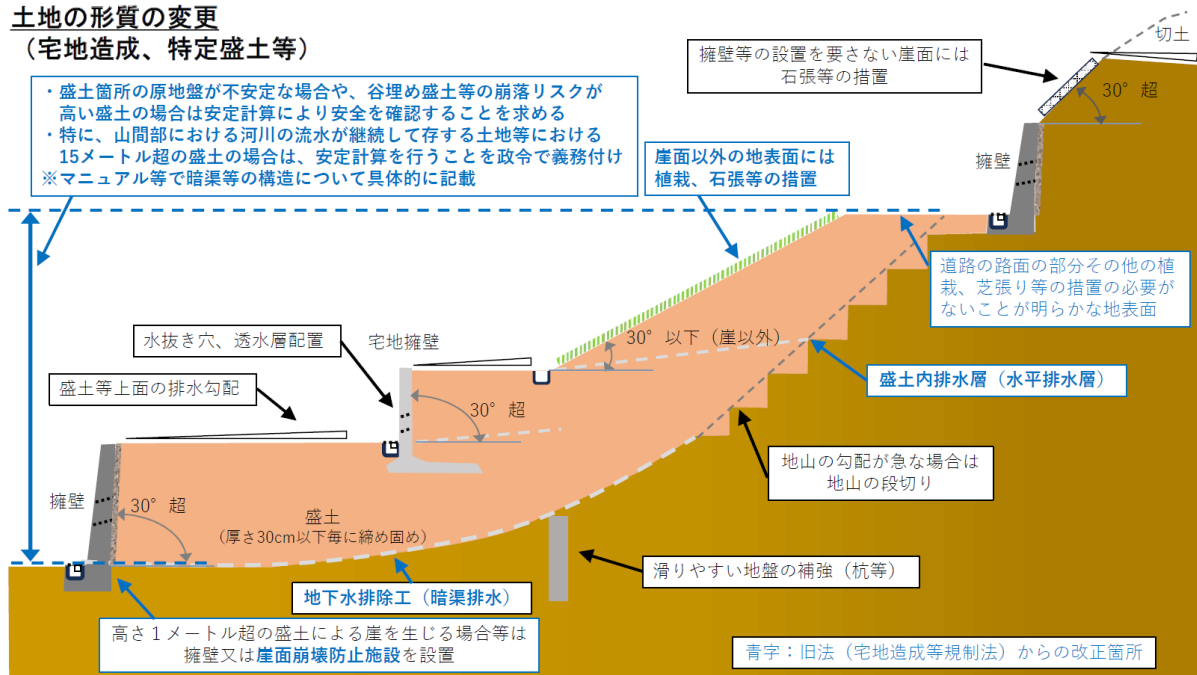
注2) 特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用される。（政令第18条）

[参考] 土地の形質変更のイメージ図

土地の形質の変更

(宅地造成、特定盛土等)

- ・盛土箇所の原地盤が不安定な場合や、谷埋め盛土等の崩落リスクが高い盛土の場合は安定計算により安全を確認することを求める
 - ・特に、山間部における河川の流水が継続して存する土地等における15メートル超の盛土の場合は、安定計算を行うことを政令で義務付け
- ※マニュアル等で暗渠等の構造について具体的に記載

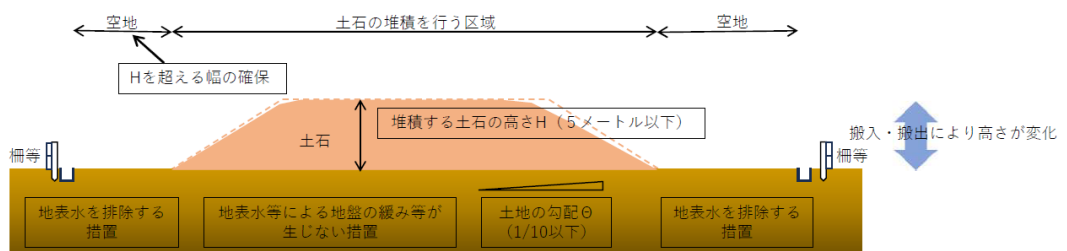


[参考] 政令に規定する土石の堆積に関する技術的基準

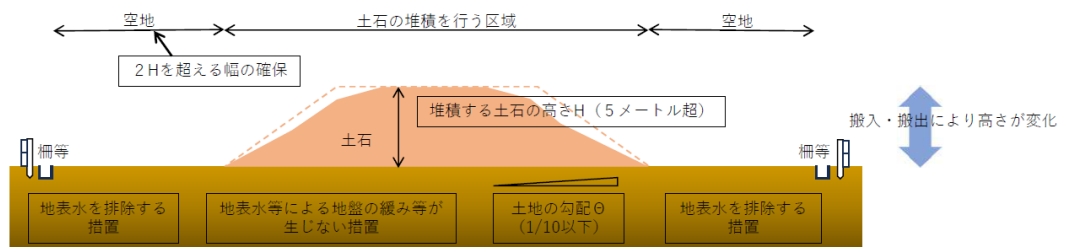
技術的基準	政令	内容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について（勾配1/10以下）
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

[参考] 土石の堆積のイメージ図

堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



6-2 みなし許可との関係

都市計画法施行令

(開発許可の基準)

第三十三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項及び第五項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。

一～六 略

七 地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。この場合において、開発区域内の土地の全部又は一部が次の表の上欄に掲げる区域内の土地であるときは、当該土地における同表の中欄に掲げる工事の計画が、同表の下欄に掲げる基準に適合していること。

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第十条第一項の宅地造成等工事規制区域	開発行為に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条の規定に適合するものであること。
宅地造成及び特定盛土等規制法第二十六条第一項の特定盛土等規制区域	開発行為(宅地造成及び特定盛土等規制法第三十条第一項の政令で定める規模(同法第三十二条の条例が定められているときは、当該条例で定める規模)のものに限る。)に関する工事	宅地造成及び特定盛土等規制法第三十一条の規定に適合するものであること。
略	略	略

- 都市計画法に基づく開発許可において、盛土規制法のみなし許可となる場合、技術的基準については、都市計画法及び盛土規制法の両方の基準に適合していることが必要です。
- みなし許可となる場合には、「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き」の技術的基準に加えて、盛土規制法独自の基準(下記に該当する盛土等であるかを確認)に該当する場合は、必要な技術的基準を満たすように計画してください。

[盛土規制法独自の基準]

- ① 溪流等における盛土
- ② 崖面崩壊防止施設
- ③ のり面の全面保護
- ④ 地下水排除工

6-3 原地盤及び周辺地盤の把握

マニュアルV・1 原地盤及び周辺地盤の把握

盛土の設計に際しては、地形・地質調査等を行って盛土の基礎地盤の安定性を検討することが必要である。

特に、盛土の安定性に多大な影響を及ぼす軟弱地盤、傾斜地盤、山地・森林の場が有する複雑性・脆弱性が懸念される地盤については、入念に調査する。また、溪流・集水地形等において、流水、湧水及び地下水の流入、遮断が懸念される場合は、周辺地盤も適宜調査する。これらの調査を通じて盛土のり面の安定性のみならず、基礎地盤及び周辺地盤を含めた盛土全体の安定性について検討することが必要である。

工事を実施する土地が軟弱地盤である場合は、土の置換えや地盤改良、各種ドレーン工法による水抜き等の措置を講じ、地盤の沈下や工事区域外の隆起等、隣接地も含めた造成上の問題点を総合的に検討する必要があります。このため、軟弱地盤上へ盛土を行う場合には、施工中、施工直後及び完成後の将来にわたり、常にその安全性を確保する必要があり、事前に十分な調査・検討を行い、いかなる場合においても周辺施設に重大な影響を及ぼすことのないよう対策を行ってください。

〔軟弱地盤の判定〕

- 河川沿いの平野部や海岸沿いの平坦地、湖沼や谷などの区域において工事を行うときは軟弱地盤が予想されるため、原則として、標準貫入試験等の調査を行ってください。
- 地表面下10mまでの地盤に次のような土層の存在が認められる場合は、軟弱地盤対策の検討が必要です。
- また、これらの試験等による判定が困難な場合には、必要に応じて土質試験を行い判定してください。

1) 有機質土、高有機質土

2) 粘性土

- ・標準貫入試験：N値が2以下
- ・スウェーデン式サウンディング試験：100kg（1kN）以下の荷重で自沈
- ・オランダ式二重管コーン貫入試験：コーン指数（qc）が4kgf/cm²（400kN/m²）以下

3) 砂質土

- ・標準貫入試験：N値が10以下
- ・スウェーデン式サウンディング試験：半回転数（N_{sw}）が50以下
- ・オランダ式二重管コーン貫入試験：コーン指数（qc）が40kgf/cm²（4000kN/m²）以下

なお、軟弱地盤の判定にあたって土質試験結果が得られている場合は、そのデータも参考にする。

出典：盛土等防災マニュアルの解説を一部改変

[軟弱地盤対策]

- 軟弱地盤と判定された場合、軟弱地盤の性状、土地利用計画、工期・工程、施工環境、経済性、施工実績等の諸条件を総合的に検討し、対策が必要な場合は、最も適当と思われる工法を選択してください。
- なお、工法等具体の対策については、「盛土等防災マニュアルの解説」等を参照してください。

[その他留意事項]

- 原地盤の処理として、樹木の伐採、除根及び除草を行い、滑り・緩み・有害な沈下を生じないように適切に処分してください。

6-4 締め固め

政 令

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準) ※宅造区域

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

(特定盛土等に関する工事の技術的基準) ※宅造区域

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

※ 特盛区域については、第三十条で準用

マニュアルV・6 盛土の施工上の留意事項

4) 敷き均し

盛土の施工に当たっては、1回の敷均し厚さ（まき出し厚さ）をおおむね0.30メートル以下に設定し、均等かつ所定の厚さ以内に敷均す。

6) 締固め

盛土の締固めに当たっては、所定の品質の盛土を仕上げるため、盛土材料、工法等に応じた適切な締固めを行う。

- 盛土材料の搬入に当たっては、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、盛土材料として適切か確認する必要があります。
- なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにしなければなりません。
- 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね30cm以下の層の厚さに分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する適切な建設機械を用いて締め固めてください。
- なお、盛土の平均的な立ち上げ速度は（まき出しと放置を含めた盛土速度）は、工期にもよるが、地盤の性質に応じて以下の値以下にするのが望ましい。

地盤の性質	平均施工速度
厚い粘土質地盤及び泥炭質地盤	3cm/日
普通の粘土質地盤	5cm/日
薄い粘土質地盤及び泥炭質地盤	10cm/日

- 盛土の締固めに当たっては、所定の品質の盛土を仕上げるため、盛土材料、工法等に応じた適切な締固めを行ってください。
- なお、盛土の安定性に関する検討を行った箇所については、盛土材の土質を確認しながら、締固め度が90%以上となるよう締固めを行わなければなりません。

[留意事項]

- 盛土と切土の接合部は、地盤支持力が不連続になったり、盛土部に湧水、浸透水等が集まり盛土が軟化して完成後仕上げ面に段違いを生じたり、地震時には滑り面になったりするおそれもあることから、十分な締固めを行う必要があります。
- 申請に当たっては、締固め機械及び締固め方法が確認できる資料（重機のカタログ等）を添付してください。

[審査基準]

図面・施工計画等により、必要な措置が講じられる計画となっているかを確認します。

- 一層あたりのまきだし厚さが、おおむね30cm以下であり、かつ、振動ローラー等適切な締固め機械を用いて入念に締め固める計画となっているか。
- 盛土の施工にあたり、締固め度90%以上を確保するための施工計画になっているか。（安定計算が行われている場合）

6-5 地滑り抑止ぐい等

政 令

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。

※ 特定盛土等については、第十八条で準用

※ 特盛区域については、第三十条で準用

- 盛土を行う場合、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の措置を講じてください。
- 照査方法は、「地すべり防止技術指針（国土交通省）」、「地すべり防止技術指針解説（国立研究開発法人土木研究所）」、「土地改良事業計画設計基準計画農地地すべり防止対策（農林水産省）」、「河川砂防技術基準計画編（国土交通省）」など、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

[審査基準]

図面や安定計算書等により、必要な措置が講じられていることを確認します。

- 必要に応じて地滑り抑止ぐい・グラウンドアンカー等の設置等の措置を講じているか。

6-6 段切り

政 令

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。
- 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

※ 特定盛土等については、第十八条で準用

※ 特盛区域については、第三十条で準用

マニュアルV・6 盛土の施工上の留意事項

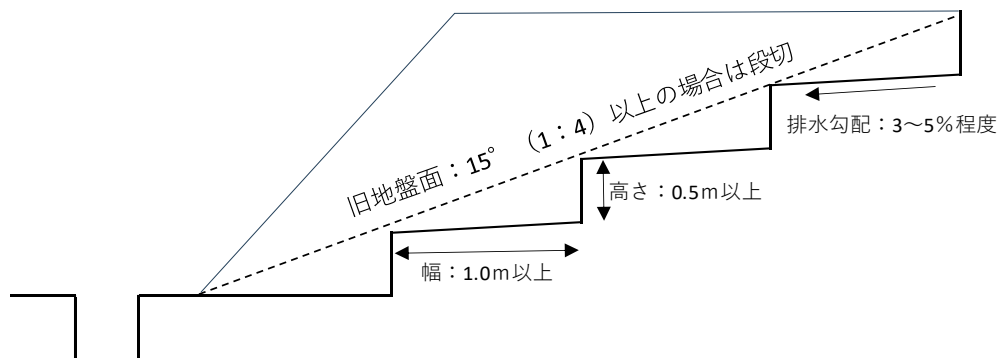
2) 傾斜地盤上の盛土

盛土基礎地盤の表土は十分に除去するとともに、勾配が15度（約1：4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように、原則として段切りを行うことが必要である。

また、谷地形等で地下水位が高くなる箇所における傾斜地盤上の盛土では、勾配にかかわらず段切りを行うことが望ましい。

- 盛土基礎地盤の表土は十分に除去するとともに、勾配が15度（約1：4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように、原則として段切りを行うことが必要です。
- また、谷地形等で地下水位が高くなる箇所における傾斜地盤上の盛土では、勾配にかかわらず段切りを行うことが望ましい。
- 段切り面の寸法は、原則、高さ0.5m、幅1.0m以上とし、段切り面の排水勾配は、のり尻方向に3～5%程度としてください。
- 段切りが必要な場合には、確実に施工されるよう設計図書（図面等）に明示してください。

[段切りのイメージ]



[審査基準]

図面等により、必要な措置が講じられていることを確認します。

- 地盤面の勾配が15° (約1:4)程度以上の土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切り等の措置を講じているか。

6-7 崖面の排水

政 令

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 1 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

※ 特定盛土等については、第十八条で準用

※ 特盛区域については、第三十条で準用

マニュアルⅦ・6 のり面排水工の設計・施工上の留意事項

2) 崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、地盤に勾配を付すること。ただし、崖の反対方向へ地盤の勾配を付することが困難な場合は、のり面へ雨水その他の地表水が入らないように、適切に排水施設を設置すること

- 雨水その他の地表水が崖面を表流し崖面を侵食すること、また、崖面上端付近で雨水その他の地表水が崖地盤へ浸透することを防止するための措置として、崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付してください。

[審査基準]

図面等により、必要な措置が講じられていることを確認します。

- 盛土・切土をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、その崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付しているか。（政令3条4号・5号の場合を除く。）

6-8 盛土のり面

マニュアルV・3・1 盛土のり面の勾配

盛土のり面の勾配は、のり高、盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として30度以下とする。 略

マニュアルV・3・3 盛土のり面の形状

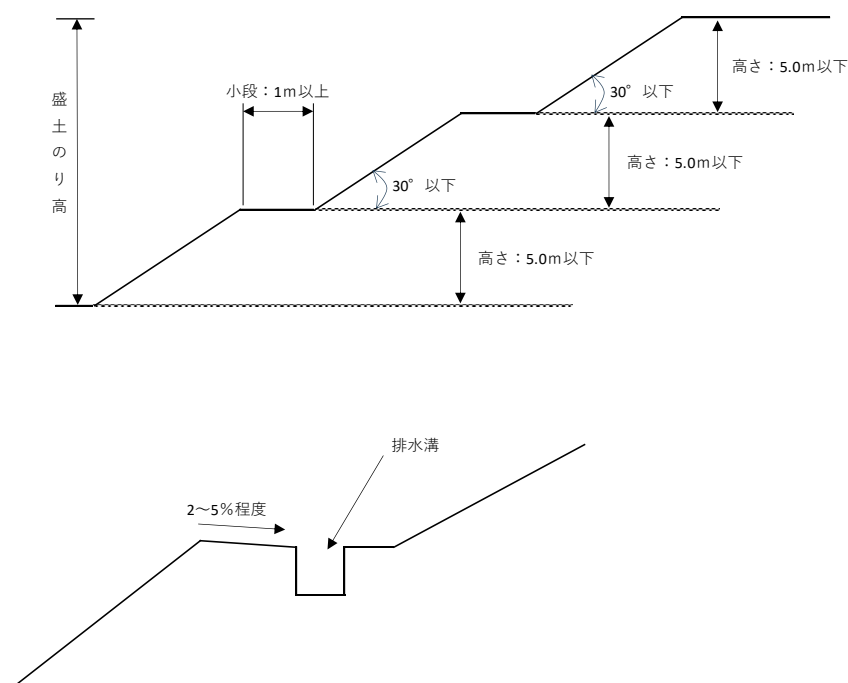
盛土のり面の形状は、気象、地盤条件、盛土材料、盛土の安定性、施工性、経済性、維持管理等を考慮して合理的に設計するものとする。

なお、のり高が小さい場合には、のり面の勾配を単一とし、のり高が大きい場合には、のり高5メートル程度ごとに小段を設けることを原則とする。小段幅は1～2メートルとすることが一般的である。

また、この場合、二つの小段にはさまれた部分は単一勾配とし、地表水が集中しないように適切に小段に排水勾配を設ける必要がある。

- 盛土のり面の勾配は、のり高、盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として30度以下としてください。
- 盛土のり面の形状は、のり高が小さい場合には、のり面の勾配を単一とし、のり高が5mを超える場合には、のり高5m以内ごとに幅1.0～2.0m以上の小段を設けてください。
- なお、盛土のり高とは、のり肩とのり尻の高低差をいいます。

[盛土のり面のイメージ]



盛土材料及び盛土高に対する標準法面勾配の目安

盛土材料	盛土高 (m)	勾配	摘要
粒度の良い砂 (S)、礫及び細粒分混じり礫 (G)	5m以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響がなく、道路土工盛土工指針に示す締固め管理基準値を満足する盛土に適用する。標準法面勾配の範囲外の場合は安定計算を行う。
	5~15m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
粒度の悪い砂 (SG)	10m以下	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
岩塊 (ずりを含む)	10m以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	
	10~20m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
砂質土 (SF)、硬い粘質土、硬い粘土 (洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ローム等)	5m以下	1 : 1.5 ~ 1 : 1.8	
	5~10m	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	
火山灰質粘性土 (V)	5m以下	1 : 1.8 ~ 1 : 2.0	

参考：盛土等防災マニュアルの解説

道路土工盛土工指針（（社）日本道路協会、平成22年4月）

マニュアルV・3・1 盛土のり面の勾配

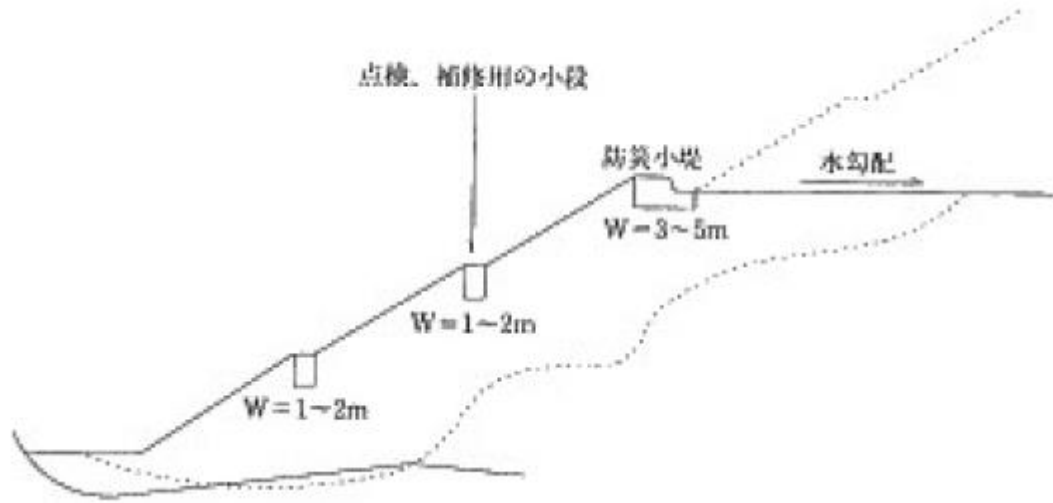
盛土のり面の勾配は、のり高、盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として30度以下とする。なお、次のような場合には、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある。

- 1) のり高が特に大きい場合
- 2) 盛土が地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすい場合
- 3) 盛土箇所の原地盤が不安定な場合
- 4) 盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合
- 5) 腹付け盛土となる場合
- 6) 締固め難い材料を盛土に用いる場合

○ 次のような場合には、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要があります。

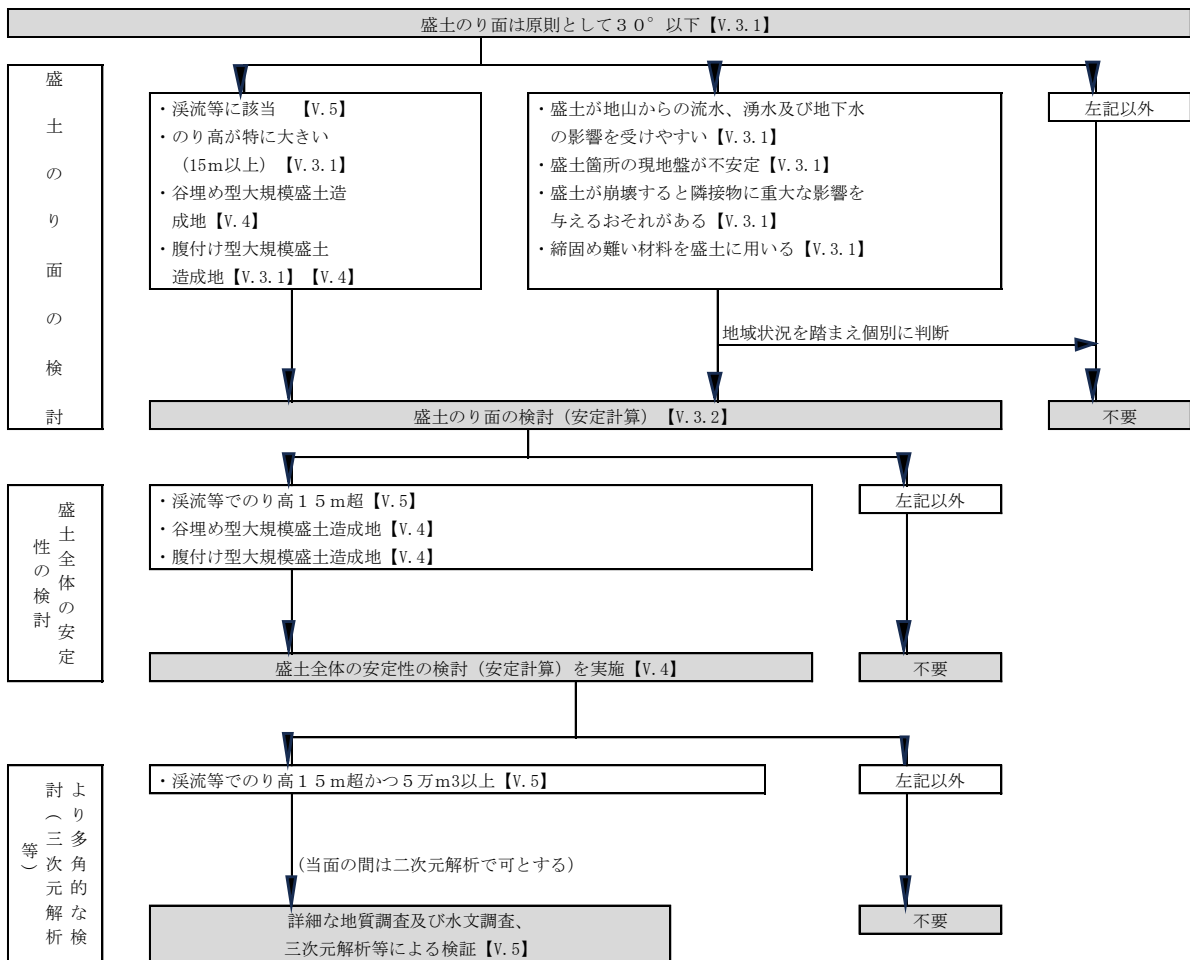
- 1) のり高が特に大きい場合
のり高が特に大きい場合とは、15m以上の高盛土をいう。
- 2) 盛土が地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすい場合
片切り・片盛り、腹付け盛土、斜面上の盛土、谷間を埋める盛土など
- 3) 盛土箇所の原地盤が不安定な場合
軟弱地盤や地すべり地など
- 4) 盛土の崩壊が隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合
住宅などの人の居住する施設が隣接しているなど、
- 5) 腹付け盛土となる場合
腹付型大規模盛土造成地(盛土をする前の地盤面が水平面に対して20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5m以上であるもの。)
- 6) 締固め難い材料を盛土に用いる場合
火山灰質土等（ローム等）の高含水の細粒土など火山灰質土（ローム等）の高含水の細粒土等、締固め度による密度管理が難しい材料を盛土材料に用いる場合

高盛土における小段の設置例



出典：盛土等防災マニュアルの解説

盛土の安定性に関する検討フロー（参考）



マニュアルV・3・2 盛土のり面の安定性の検討

盛土のり面の安定性の検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要がある。ただし、のり面勾配等の決定に当たっては、安定計算の結果に加え、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照した上で総合的に検討することが大切である。

1) 安定計算

盛土のり面の安定性については、円弧滑り面法により検討することを標準とする。また、円弧滑り面法のうち簡便なフェレニウス式（簡便法）によることを標準とするが、現地状況等に応じて他の適切な安定計算式を用いる。

2) 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力（ c ）及び内部摩擦角（ ϕ ）の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

3) 間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。

しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安全性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。また、溪流等においては、高さ15メートル超の盛土は間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧（ u ）とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいですが、溪流等における高さ15メートル超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化現象等を考慮し、液状化判定等を実施する。

4) 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率（FS）は、盛土施工直後において、FS \geq 1.5であることを標準とする。また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時にFS \geq 1.0とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値を乗じて得た数値とする。

- 盛土のり面の安定性の検討に当たっては、上記マニュアルの各事項に十分留意する必要があります。

間げき水圧を考慮する盛土及び間げき水圧の考え方

盛土	間げき水圧		設定水位	設定水位等に関する補足
常時流水等が認められる傾斜地盤上の盛土	U_s	盛土内の静水圧	盛土高の3分の1を基本	・現場条件等 ^{※1} により、設定水位を盛土高の2分の1にすることも考えられる。
渓流等における高さ15メートル超の盛土	U_s	盛土内の静水圧	盛土高の3分の1を基本	・現場条件等 ^{※1} により、設定水位を盛土高の2分の1にすることも考えられる。 ・盛土が5万立方メートルを超えるような場合は、三次元浸透流解析等もあわせて設定水位を検討する。
	U_o	地震時に盛土内に発生する過剰間げき水圧	液状化に対する安全率等により過剰間げき水圧を設定	・盛土条件の変更が行えない等、やむを得ない場合に限り、過剰間げき水圧を考慮した安定計算を行う。
基礎地盤の液状化が懸念される平地部等の盛土	U_s	基礎地盤内の静水圧	既存の地盤調査結果等により水位を設定	・盛土内の間げき水圧については、平地部の盛土等、地下水位の上昇が考えられない場合は見込まない。
	U_L	液状化（基礎地盤）により発生する過剰間げき水圧	液状化に対する安全率等により過剰間げき水圧を設定	・基礎地盤が緩い飽和砂質土等の場合に液状化判定を行う。

※1 現場条件等は、多量の湧水等があり集水性が高い地形である場合等を指す。

出典：盛土等防災マニュアルの解説

【常時（簡便法）】	
(全応力法)	
$F_s = \frac{M_R}{M_D} = \frac{\Sigma \{c \cdot \ell + (W \cos \alpha - U_s \cdot \ell) \tan \phi\}}{\Sigma \sin \alpha}$	
(有効応力法)	
$F_s = \frac{M_R}{M_D} = \frac{\Sigma \{c' \cdot \ell + (W \cos \alpha - U_s \cdot \ell - U_A \cdot \ell) \tan \phi'\}}{\Sigma \sin \alpha}$	
F_s	安全率
M_R	土塊の抵抗モーメント (kN・m/m)
M_D	土塊の滑動モーメント (kN・m/m)
c	盛土の粘着力 (kN・m ²)
c'	有効応力に関する盛土の粘着力 (kN/m ²)
ϕ	盛土の内部摩擦角 (°)
ϕ'	有効応力に関する盛土の内部摩擦角 (°)
ℓ	各スライスのすべり面の長さ (m)
W	各スライスの単位長さ重量 (kN/m)
α	各スライスのすべり面の中点とすべり面を円弧とする円の中心とを結ぶ直線が円直線となす角度 (°)
U	各スライスのすべり面上に働く間隙水圧 (kN/m ²)
	$U = U_s + U_A$
	U_s 常時の地下水の静水圧時における間隙水圧 (kN/m ²)
	U_A すべりに伴って（せん断に伴って）発生する過剰間隙水圧 (kN/m ²)

【地震時（簡便法）】

（全応力法）

$$F_S = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum [c \cdot \ell + \{W(\cos \alpha - kh \cdot \sin \alpha) - U_s \cdot \ell\} \tan \phi]}{\sum (W \sin \alpha + kh \cdot W \cdot h/r)}$$

（有効応力法）

$$F_S = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum [c' \cdot \ell + \{W(\cos \alpha - kh \cdot \sin \alpha) - U_s \cdot \ell - U_e \cdot \ell\} \tan \phi']}{\sum (W \sin \alpha + kh \cdot W \cdot h/r)}$$

間隙水圧の測定を伴う繰り返し三軸試験を行い、想定するすべり面上の各部位の非排水せん断動的強度の値を直接使用する場合は次式を用いることができる。

$$F_S = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum (c_u \cdot \ell)}{\sum (W \sin \alpha + kh \cdot W \cdot h/r)}$$

F_S	安全率（地震時）
M'_R	地震時の土塊の抵抗モーメント（ $kN \cdot m/m$ ）
M'_D	地震時の土塊の滑動モーメント（ $kN \cdot m/m$ ）
c	盛土の粘着力（ $kN \cdot m^2$ ）
c'	有効応力に関する盛土の粘着力（ kN/m^2 ）
c_u	各分割片のすべり面の非排水せん断動的強度
ϕ	盛土の内部摩擦角（ $^{\circ}$ ）
ϕ'	有効応力に関する盛土の内部摩擦角（ $^{\circ}$ ）
ℓ	各分割片のすべり面の長さ（ m ）
W	各分割片の単位長さ重量（ kN/m ）
kh	設計水平震度（地震力の作用位置は分割片の重心位置）
U	各分割片のすべり面上に働く間隙水圧（ kN/m^2 ）
	$U = U_s + U_e$
	U_s 常時の地下水の静水圧時における間隙水圧（ kN/m^2 ）
	U_e 地震時に発生する過剰間隙水圧（ kN/m^2 ）

修正フェレニウス式を用いる場合は「盛土等防災マニュアルの解説」を参照

【審査基準】

図面や安定計算書により基準に適合していることを確認します。

6-9 盛土全体の安定性の検討

マニュアルV・4 盛土全体の安定性の検討

盛土全体の安定性を検討する場合は、造成する盛土の規模が、次に該当する場合である。

1) 谷埋め型大規模盛土造成地

盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの。

2) 腹付け型大規模盛土造成地

盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるもの。

検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要がある。ただし、安定計算の結果のみを重視して盛土形状を決定することは避け、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照することが大切である。

①安定計算

谷埋め型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法により検討することを標準とする。ただし、溪流等における盛土は「V・5 溪流等における盛土の基本的な考え方」を参照すること。

腹付け型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法のうち簡便法により検討することを標準とする。

②設計土質定数

安定計算に用いる粘着力(c)及び内部摩擦角(ϕ)の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

③間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安定性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧(u)とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくい。しかし、溪流等における高さ15メートル超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化判定等を実施すること。

④最小安全率

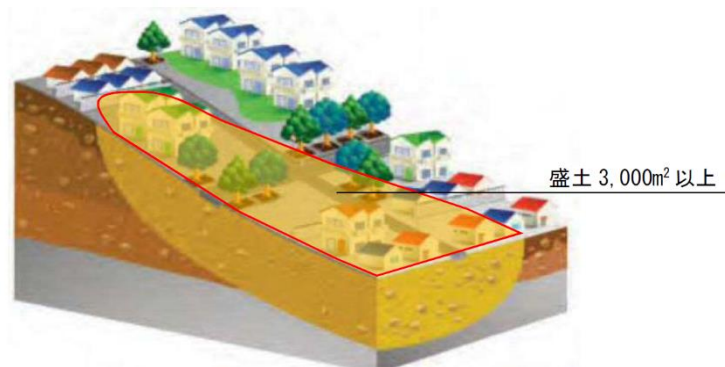
盛土のり面の安定に必要な最小安全率(F_s)は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定するZの数値を乗じて得た数値とする。

- 盛土が以下の大規模盛土造成地に該当する場合は、盛土全体の安定性の検討を行うこと。（上記マニュアルの各事項に十分留意すること）

[谷埋め型大規模盛土造成地のイメージ]

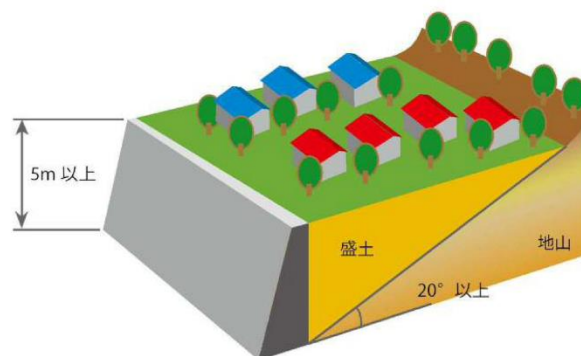
盛土をする土地の面積が3,000㎡以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの。



出典：大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省）

[腹付け型大規模盛土造成地のイメージ]

盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5 m以上となるもの。



出典：大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省）

【谷埋型大規模盛土造成地の安定検討（簡便法）】

（全応力法）

$$F_s = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum [[c \cdot \ell + \{W(\cos \alpha - kh \cdot \sin \alpha) - U_s \cdot \ell\} \tan \phi] \cdot Rt]}{\sum w \cdot R_w - \sum W (\cos \alpha - kh \cdot \sin \alpha) \cdot R_r + \sum kh \cdot W \cdot Re}$$

（有効応力法）

$$F_s = \frac{M'_R + \Delta M'_R}{M'_D} = \frac{\sum [[c' \cdot \ell + \{W(\cos \alpha - kh \cdot \sin \alpha) - U \cdot \ell\} \tan \phi'] \cdot Rt]}{\sum w \cdot R_w - \sum W (\cos \alpha - kh \cdot \sin \alpha) \cdot R_r + \sum kh \cdot W \cdot Re}$$

間隙水圧の測定を伴う繰り返し三軸試験を行い、想定するすべり面上の各部位の非排水せん断動的強度の値を直接使用する場合は次式を用いることができる。

$$F_s = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum (c_u \cdot \ell \cdot Rt)}{\sum w \cdot R_w - \sum W (\cos \alpha - kh \cdot \sin \alpha) \cdot R_r + \sum kh \cdot W \cdot Re}$$

F_s	安全率（地震時）
M'_R	地震時の土塊の抵抗モーメント（ $kN \cdot m/m$ ）
M'_D	地震時の土塊の滑動モーメント（ $kN \cdot m/m$ ）
c	盛土の粘着力（ $kN \cdot m^2$ ）
c'	有効応力に関する盛土の粘着力（ kN/m^2 ）
c_u	各分割片のすべり面の非排水せん断動的強度
ϕ	盛土の内部摩擦角（ $^\circ$ ）
ϕ'	有効応力に関する盛土の内部摩擦角（ $^\circ$ ）
ℓ	各分割片のすべり面の長さ（ m ）
W	各分割片の単位長さ重量（ kN/m ）
α	次の式によって計算した各分割片のすべり面の勾配（ rad ） $\alpha = \tan^{-1}(H/L)$ この式においてH及びLはそれぞれ次の数値を表すものとする。 H:各分割片のすべり面の最下流端と最上流端の標高差を計測した数値（ m ） L:各分割片のすべり面の標高差を計測した二地点間の水平距離を計測した数値（ m ）
kh	設計水平震度（地震力の作用位置は分割片の重心位置）
U	各分割片のすべり面上に働く間隙水圧（ kN/m^2 ） $U=U_s+U_e$ U_s 常時の地下水の静水圧時における間隙水圧（ kN/m^2 ） U_e 地震時に発生する過剰間隙水圧（ kN/m^2 ）
R_t	分割されたそれぞれのすべり面のモーメントの腕の長さ（ m ）
R_w	各分割片のすべり面上の自重によるモーメントの腕の長さ（ m ）
R_r	各分割片のすべり面上の底面反力によるモーメントの腕の長さ（ m ）
R_e	各分割片のすべり面上に作用する地震力によるモーメントの腕の長さ（ m ）

すべり面上の摩擦抵抗力の項において、それぞれの有効重量を用いる場合は「盛土等防災マニュアルの解説」を参照

[審査基準]

図面や安定計算書により基準に適合していることを確認します。

6-10 溪流等における盛土における考え方

政 令

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

※ 特定盛土等については、第十八条で準用

※ 特盛区域については、第三十条で準用

省 令

(宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地)

第十二条 令第七条第二項第二号(令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地

三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

マニュアルV・5 溪流等における盛土の基本的な考え方

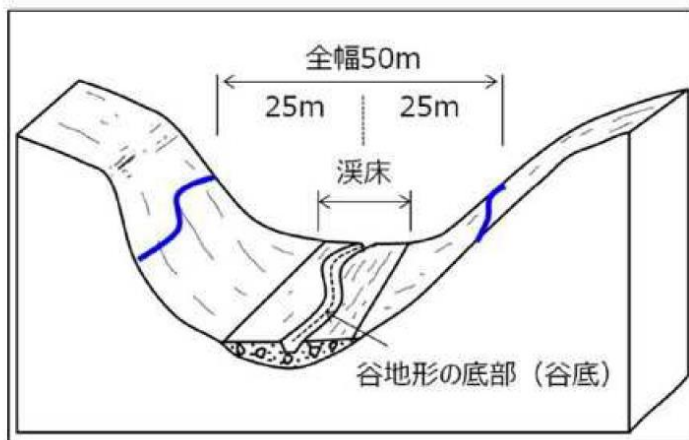
溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要がある。やむを得ず、溪流等に対し盛土を行う場合には、原地盤及び周辺地盤の地形、地質、土質、湧水、地下水等の現地状況を調査し、土砂の流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安定性等の検討を行い、通常 of 盛土の規定に加え、次の措置を講ずる必要がある。なお、溪流等に限らず、湧水やその痕跡が確認される場合においても、溪流等における盛土と同様な措置を講ずる必要がある。

ここで、溪流等の範囲とは、溪床勾配10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とする。なお、自治体は地形・地質条件に応じて溪流等の範囲を拡大・縮小することが可能である。また、自治体は開発事業者等に対し、範囲設定の考え方を明確にする必要がある。

- 溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要があります。
- やむを得ず溪流等において盛土を行う場合には、原地盤及び周辺地盤の地形、地質、土質、湧水及び地下水等の現地状況を調査し、土砂流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安全性等の検討を行い、通常の盛土の規定に加え、次の措置を講ずる必要があります。
- なお、溪流等の範囲とは、溪床勾配10度以上の0次谷を含む一連の谷地形であり、その中心線から全幅50mに含まれる範囲を基本とします。

〔溪流等の範囲〕

- ・ 溪床勾配10°以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形の底部の中心線（上端は谷地形の最上部まで含む。）
- ・ 中心線からの距離が25m以内（全幅50m）の範囲
- ・ 上記の地形条件に該当しない場合においても、現地にて湧水や地下水の影響が懸念される場合は、溪流等における盛土と同様に扱います。



出典：盛土等防災マニュアルの解説

※1 0次谷：
 常時流水のないものを含めた谷型の地形のうち、地形図の等高線の凹み具合から、等高線群の間口よりも奥行が小さくなる地形をいう。
 谷地形の源頭部や谷壁斜面等の凹地部分が該当する。

6-1-1 溪流等における盛土に講ずる措置

マニュアルV・5 溪流等における盛土の基本的な考え方

1) 盛土高

盛土の高さは15メートル以下を基本とし、「V・3 盛土のり面の検討」に示す安定計算等の措置を行う。ただし、盛土の高さが15メートルを超える場合は、次のとおりとする。

- ① より詳細な地質調査、盛土材料調査、土質試験等を行った上で二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保しなければならない。
- ② 間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。（「V・3・2 盛土のり面の安定性の検討」を参照）
- ③ 液状化判定等を実施する。（「V・3・2 盛土のり面の安定性の検討」を参照）
- ④ 大規模な盛土は、二次元の安定計算に加え、三次元の変形解析や浸透流解析等（以下「三次元解析」という。）により多角的に検証を行うことが望ましい。ただし、三次元解析を行う場合には、より綿密な調査によって解析条件を適切に設定しなければその精度が担保されないこと、結果の評価には高度な技術的判断を要することに留意する必要があることや、綿密な調査の結果等から二次元の変形解析や浸透流解析等（以下「二次元解析」という。）での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。

2) のり面処理

- ① のり面の下部については、湧水等を確認するとともに、その影響を十分に検討し、必要に応じて、擁壁等の構造物を検討するものとする。
- ② のり面は、必ず植生等によって処理するものとし、裸地で残してはならない。
- ③ のり面の末端が流水に接触する場合には、のり面は、盛土の高さにかかわらず、豪雨時に想定される水位に対し十分安全を確保できる高さまで構造物で処理しなければならない。

3) 排水施設

盛土を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように、原則として開水路によって処理し、地山からの湧水のみ暗渠排水工にて処理するものとする。また、溪流を埋め立てる場合には、本川、支川を問わず在来の溪床に必ず暗渠排水工を設けなければならない。

4) 工事中及び工事完了後の防災

工事中の土砂の流出や河川汚濁を防止するため、防災ダムや沈泥池等を設ける必要がある。また、工事完了後の土砂の流出を防止するため沈砂池を設けなければならない。防災ダムは、工事中に土砂の流出がない場合には、工事完了後、沈砂池として利用できる。

[溪流等における盛土に講ずる追加措置]

措置の対象	措置の内容	
盛土等の安定性の検討方法	盛土高さ15m以下	<ul style="list-style-type: none"> ・「V・3・2 盛土のり面の安定性の検討」に示す安定計算方法に準じて盛土の安定性を検討する。 ・また、大規模盛土造成地に該当する場合は「V・4 盛土全体の安定性の検討」に示す安定計算方法に準じて安定性を検討する。
	盛土高さ15m超で盛土量5万m ³ 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土高さ15m以下の盛土と同様の方法で安定性を検討するが、間げき水圧を考慮した安定計算を実施することを標準とする。 ・地震時の間げき水圧の上昇及び繰返し载荷による盛土の強度低下の有無を判定し、強度低下が生じると判定された場合は、盛土の強度低下を考慮した安定計算を行う。 ・盛土基礎地盤及び周辺斜面を対象とした一般的な調査（地質調査、盛土材料調査、土質試験等）に加え、盛土の上下流域を含めた詳細な地質調査・盛土材料調査等の実施が望ましい。
	盛土高さ15m超で盛土量5万m ³ 超	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に示した安定性の検討を基本とするが、盛土規模が大きく数多くのリスク要因（地盤・地下水・地震動等）が盛土の安定性に大きな影響を与えることになるため、三次元解析（変形解析や浸透流解析等）により二次元の安定計算モデルや計算結果（すべり面の発生位置等）の妥当性について検証することが望ましい。 ・三次元解析を行う場合は、詳細な地質調査及び水文調査を追加で実施する。 ・三次元解析結果について、許可権者は専門家に諮ることが望ましい。 <p>※二次元解析（変形解析や浸透流解析等）での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。</p>
のり面処理	<ul style="list-style-type: none"> ・標準的なのり面保護工に加え、周辺の湧水状況に応じて構造物による保護を講ずることが望ましい。また、常時流水が存する河川等が面する場合は、豪雨時の最高水位高さまで構造物で保護する等の処理をしなければならない。 	
排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流等の流水は地表水排除工及び排水路により処理することを原則とし、地山からの伏流水が造成地盤面に現れることが懸念されるため、盛土と地山の境界にも地表水排除工を設ける。 ・浸透水は地下水排除工（在来の溪床には必ず暗渠工・基盤排水層等を設置）にて処理する。 	
工事中及び工事完了後の防災	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中には、用地外への土砂の流出を防止するために防災ダムを、河川汚濁を防止するために沈泥池をそれぞれ先行して設置する等、防災対策に十分留意しなければならない。 ・防災ダムは、工事中に土砂の流出がなく、開発後の沈砂池の容量等の基準を満たす場合には、防災ダムを工事完了後の沈砂池として利用することが可能である。 	

[審査基準]

以下①～③に該当する土地において、高さが15mを超える盛土をする場合、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験等の調査・試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを盛土の安定計算書より確認します。

- ① 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
 - ② 山間部における、地形、草木の生茂の状況等が①の土地に類する状況を呈している土地
 - ③ ①・②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水等の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地
- 盛土に応じた安定計算がなされ、安全率が施工直後1.5以上、地震時1.0以上が確保されているか。
- 溪床部には暗渠排水工・基盤排水層等が設置される計画となっているか。

6-12 切土のり面の勾配と形状

マニュアルⅥ・1 切土のり面の勾配

切土のり面の勾配は、のり高、のり面の土質等に応じて適切に設定するものとし、その崖面は、原則として擁壁（これにより難い場合は「IX 崖面崩壊防止施設」）で覆わなければならない。

ただし、次表に示すのり面は、擁壁等の設置を要しない。

なお、次のような場合には、切土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある。

- 1) のり高が特に大きい場合
- 2) のり面が割れ目の多い岩、流れ盤、風化の速い岩、侵食に弱い土質、崩積土等である場合
- 3) のり面に湧水等が多い場合
- 4) のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透しやすい場合

表 切土のり面の勾配（擁壁等の設置を要しない場合）

のり面の土質	のり高	崖の上端からの垂直距離	
		①H ≤ 5 m	②H > 5 m
軟岩 (風化の著しいものは除く)		80度 以下 (約1 : 0.2)	60度 以下 (約1 : 0.6)
風化の著しい岩		50度 以下 (約1 : 0.9)	40度 以下 (約1 : 1.2)
砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、 その他これらに類するもの		45度 以下 (約1 : 1.0)	35度 以下 (約1 : 1.5)

マニュアルⅥ・3 切土のり面の形状

切土のり面の形状には、単一勾配ののり面及び土質により勾配を変化させたのり面があるが、その採用に当たっては、のり面の土質状況を十分に勘案し、適切な形状とする必要がある。

なお、のり高が大きい切土のり面では、のり高5メートル程度ごとに幅1～2メートルの小段を設けることが一般的である。

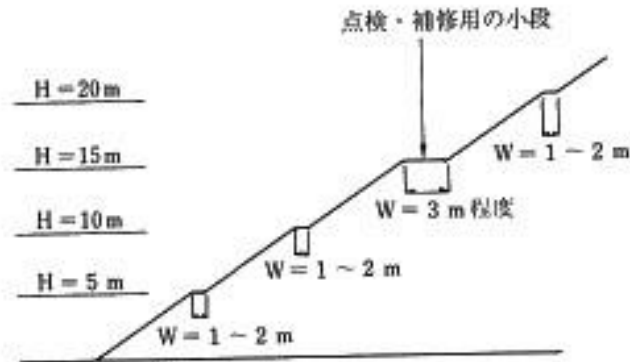
【切土のり面の勾配】

- 切土のり面の勾配は、のり高、のり面の土質に応じて適切に設定するものとし、そのがけ面は、原則として擁壁で覆わなければなりません。
- 次のような場合には、切土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要があります。
 - ・ のり高が特に大きい場合（一般的にのり高15mを超えるもの）
 - ・ のり面が、割れ目の多い岩、流れ盤、風化の早い岩、侵食に弱い土質、崩積土等である場合
 - ・ のり面に湧水等が多い場合
 - ・ のり面及びがけの上端面に雨水が浸透しやすい場合
- なお、擁壁の設置を要しない切土のり面勾配は、本表を標準とします。
- 擁壁を要しない切土のり面においては、崖面及びその他の地表面についてはのり面保護工等による措置を行ってください。

[切土のり面の形状]

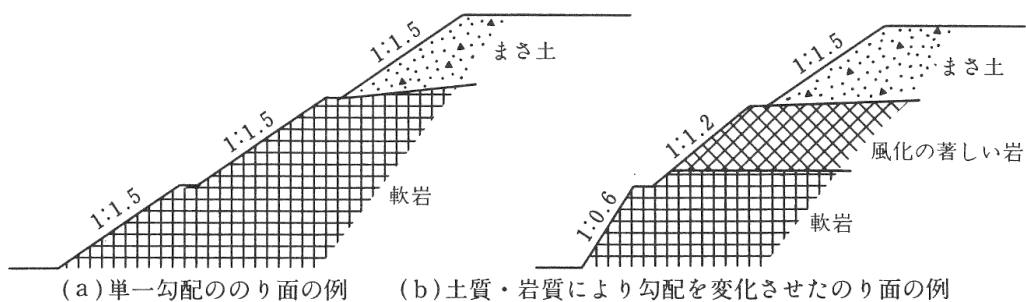
- 切土のり面の形状には、単一勾配のり面及び土質により勾配を変化させたのり面があるが、その採用に当たっては、のり面の土質状況を十分に勘案し、適切な形状とする必要があります。
- なお、のり高が大きい切土のり面では、のり高5m程度ごとに幅1～2mの小段を設けることが一般的です。
- また、のり高の大きい切土のり面の下部では、のり面上部からの表面流水の流量や流速が増加して洗掘力が大きくなるため、のり面の途中にほぼ水平な小段を設け、ここで表面流水の流速を低下させたり、小段に排水溝を設けてのり面の外部に排水したりする等、のり面下部に表面流水が集中することを防止しなければなりません。

小段の設置例



出典：盛土等防災マニュアルの解説

地山状態と法面形状



出典：盛土等防災マニュアルの解説

[審査基準]

図面や安定計算書により基準に適合していることを確認します。

6-13 切土のり面の検討

政 令

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

※ 特定盛土等については、第十八条で準用

※ 特盛区域については、第三十条で準用

マニュアルⅥ・2 切土のり面の安定性の検討

切土のり面の安定性の検討に当たっては、安定計算に必要な数値を土質試験等によりの確に求めることが困難な場合が多いので、一般に次の事項を総合的に検討した上で、のり面の安定性を確保するよう配慮する必要がある。

1) のり高が特に大きい場合

地山は一般に複雑な地層構成をなしていることが多いので、のり高が大きくなるに伴って不安定要因が増してくる。したがって、のり高が特に大きい場合には、地山の状況に応じて次の2)～7)の各事項について検討を加え、できれば余裕のあるのり面勾配にする等、のり面の安定化を図るよう配慮する必要がある。

2) のり面が割れ目の多い岩又は流れ盤である場合

地山には、地質構造上、割れ目が発達していることが多く、切土した際にこれらの割れ目に沿って崩壊が発生しやすい。したがって、割れ目の発達程度、岩の破碎の度合、地層の傾斜等について調査・検討を行い、周辺の既設のり面の施工実績等も勘案の上、のり面の勾配を決定する必要がある。

特に、のり面が流れ盤の場合には、滑りに対して十分留意し、のり面の勾配を決定することが大切である。

3) のり面が風化の速い岩である場合

のり面が風化の速い岩である場合は、掘削時には硬く安定したのり面であっても、切土後の時間の経過とともに表層から風化が進み、崩壊が発生しやすくなるおそれがある。したがって、このような場合には、のり面保護工により風化を抑制する等の配慮が必要である。

4) のり面が侵食に弱い土質である場合

砂質土からなるのり面は、表面流水による侵食に特に弱く、落石、崩壊及び土砂の流出が生じる場合が多いので、地山の固結度及び粒度に応じた適切なのり面勾配とするとともに、のり面全体の排水等に十分配慮する必要がある。

5) のり面が崩積土等である場合

崖すい等の固結度の低い崩積土からなる地山において、自然状態よりも急な勾配で切土をした場合には、のり面が不安定となって崩壊が発生するおそれがあるので、安定性の検討を十分に行い、適切なのり面勾配を設定する必要がある。

6) のり面に湧水等が多い場合

湧水の多い箇所又は地下水位の高い箇所を切土する場合には、のり面が不安定になりやすいので、のり面勾配を緩くしたり、湧水の軽減及び地下水位の低下のためののり面排水工を検討したりする必要がある。

7) のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透しやすい場合

切土によるのり面又は崖の上端に続く地盤面に砂層、礫層等の透水性が高い地層又は破碎帯が露出するような場合には、切土後に雨水が浸透しやすくなり、崩壊の危険性が高くなるので、のり面を不透水性材料で覆う等の浸透防止対策を検討する必要がある。

[審査基準]

図面や安定計算書により基準に適合していることを確認します。

6-14 擁壁の設置義務

政 令

(定義等)

第一条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

3 小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

4 略

(宅地造成及び特定盛土等)

第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）

四・五 略

政 令**（擁壁の設置に関する技術的基準）**

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
 - (1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
 - (2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）
- ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
- ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

別表第一（第八条、第三十条関係）

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	三十五度	四十五度

- 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
- 2 前項第一号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

※ 特定盛土等については、第十八条で準用

※ 特盛区域については、第三十条で準用

マニュアルⅧ・1 擁壁の基本的な考え方

開発事業等において、次のような「崖」が生じた場合には、崖面の崩壊を防ぐため、原則としてその崖面を擁壁で覆わなければならない。

- 1) 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超える「崖」
- 2) 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」
- 3) 盛土と切土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」

ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖の部分で、[Ⅵ・1切土のり面の勾配]の表に該当する崖面については、擁壁を設置しなくてもよい。また、対象の崖面において、基礎地盤の支持力が小さく擁壁設置後に壁体に変状が生じてその機能及び性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、擁壁の適用に問題がある場合、擁壁に代えて、「Ⅸ崖面崩壊防止施設」を適用する。

マニュアルⅥ・1 切土のり面の勾配

切土のり面の勾配は、のり高、のり面の土質等に応じて適切に設定するものとし、その崖面は、原則として擁壁（これにより難しい場合は「Ⅸ 崖面崩壊防止施設」）で覆わなければならない。

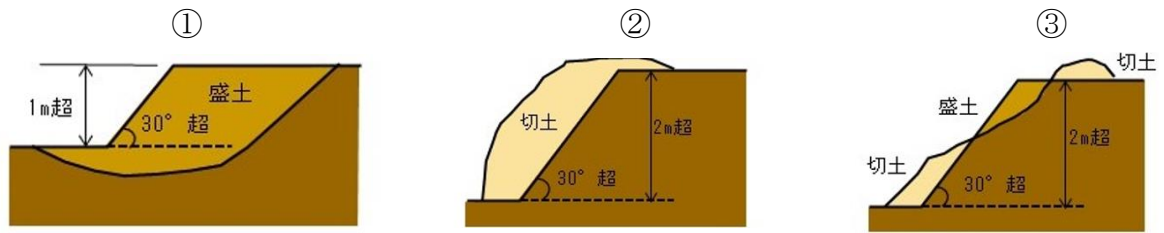
表 切土のり面の勾配（擁壁等の設置を要しない場合）

のり面の土質	のり高	崖の上端からの垂直距離	
		①H ≤ 5 m	②H > 5 m
軟岩 (風化の著しいものは除く)		80度 以下 (約1 : 0.2)	60度 以下 (約1 : 0.6)
風化の著しい岩		50度 以下 (約1 : 0.9)	40度 以下 (約1 : 1.2)
砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、 その他これらに類するもの		45度 以下 (約1 : 1.0)	35度 以下 (約1 : 1.5)

- この規定により設置する擁壁を「義務設置擁壁」といいます。（これ以外のものを「任意設置擁壁」といいます。）

[擁壁を設置する必要がある崖面]

- 次のような崖が生じた場合、崖面の崩壊を防ぐため、原則としてその崖面を擁壁で覆わなければなりません。
- ① 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超える崖
 - ② 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超える崖
 - ③ 盛土と切土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超える崖
- ※ 崖とは地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。



- なお、対象の崖面において、基礎地盤の支持力が小さく擁壁設置後に壁体に変状が生じてその機能及び性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、壁面の適用に問題がある場合、擁壁に代えて「崖面崩壊防止施設」を適用します。

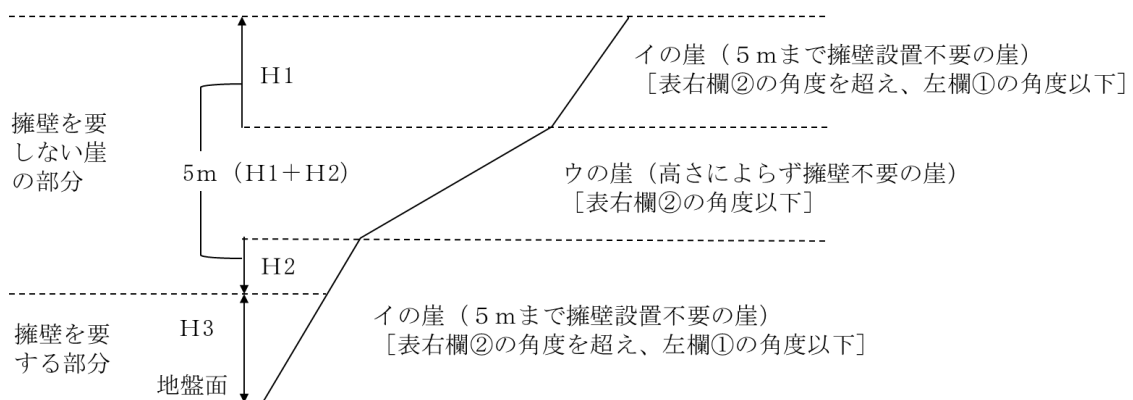
〔擁壁を要しない崖面〕

- 崖が生じた場合であっても、次のいずれかに該当する場合は擁壁を設置する必要はありません。
 - ・ 政令第3条第4号・第5号に該当する盛土又は切土
 - ・ 切土により生じた崖面であって、土質に応じ崖の勾配が、「盛土等防災マニュアルVI・1 切土のり面の勾配」のいずれかに該当する場合
 - ・ 安定計算により擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
 - ・ 崖面崩壊防止施設が設置された崖面

〔崖の途中で角度が変化する場合の擁壁〕

- 崖高さの上端から5m以内の範囲において擁壁を要しない勾配の崖について、その崖が下図中のウ（「擁壁を要しない勾配の上限」よりも勾配が緩い崖）によって上下に分離される場合、ウの崖は存在しないものとみなし、擁壁を要しない上端からの高さを算定します。
- 上下に区分されたイの崖の上端から5mまで擁壁が不要となります（図中のH1+H2に対応）
- 従って、H3の部分のみ擁壁が必要となります。

上下に分離された崖の部分がある場合の考え方（政令8条第2項）



参考：盛土等防災マニュアルの解説を一部改変

6-15 擁壁の種類

政 令

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第八条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

(定義等)

第一条 1～3略

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

※ 特定盛土等については、第十八条で準用

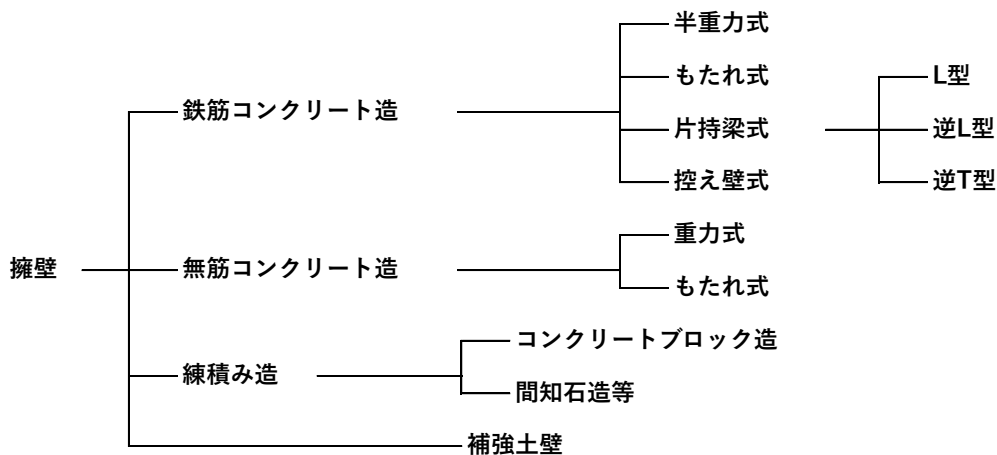
※ 特盛区域については、第三十条で準用

○ 擁壁の種類は、以下のとおりです。

マニュアルⅧ・2 擁壁の種類及び選定

擁壁は、材料、形状等により、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造等に分類される。

擁壁の選定に当たっては、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、擁壁に求められる安全性を確保できるものを選定しなければならない。



※ 補強土壁は大臣認定擁壁に限る。

○ 擁壁の高さとは地上高さ（見え高）となるので留意してください。

[審査基準]

以下の項目について、図面、構造計算書等で確認します。

- 盛土・切土をした土地の部分に生ずる崖面は擁壁で覆われているか。
 - ※ 政令3条4号・5号の場合を除く。
 - ※ 以下の場合を除きます。
 - ・ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質毎の勾配が一定以下の場合（崖の途中で角度が変化する場合は、崖の連続性（政令8条2項）に注意）
 - ・ 土質試験等の調査・試験に基づき地盤の安定計算をした結果、崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
 - ・ 崖面崩壊防止施設が設置された崖面

- 擁壁は、以下のものとなっているか。
 - 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造
 - 練積み造（間知石練積み造、S40建設省告示1485号のブロック擁壁）
 - 政令17条に基づく大臣認定擁壁

- 上記の擁壁を設置する場合、次の基準に適合しているか
（S40建設省告示1485号のブロック擁壁、政令17条に基づく大臣認定擁壁を除く。）
 - 政令9条（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の場合）
 - 政令10条（練積み造の場合）
 - 政令11条（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）
 - 政令12条（擁壁の水抜穴）
 - 上記以外の擁壁で高さ2mを超えるものについては、政令13条に基づき、建築基準法政令142条（同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く。）に適合しているか擁壁の安定計算書で確認

6-16 擁壁設置上の留意事項

マニュアルⅧ・3・2・4 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項

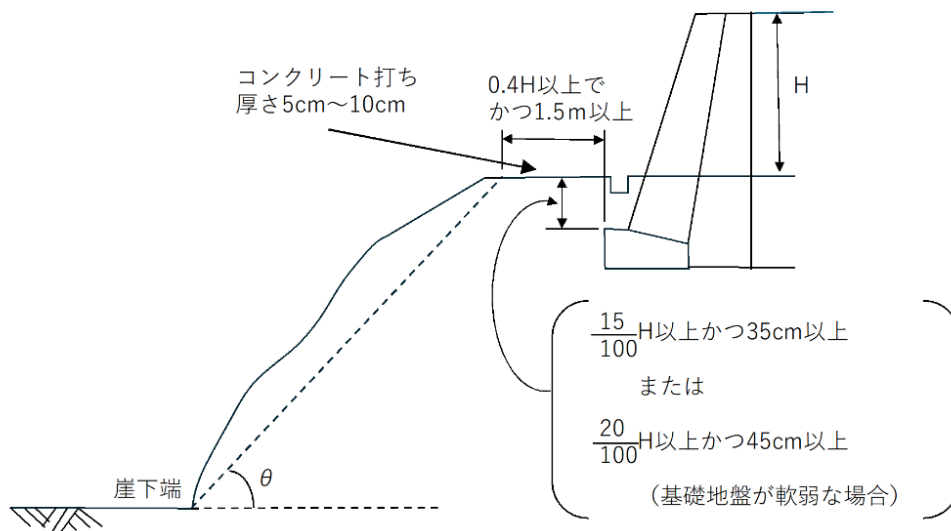
7) その他

崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意する。

【斜面上に設置する擁壁】

- 斜面上に擁壁を設置する場合には、下図のように擁壁基礎前端より擁壁の高さの0.4H以上でかつ1.5m以上だけ土質に応じた勾配線（ θ ）より後退し、その部分はコンクリート打ち等により風化浸食のおそれのない状態にしてください。

斜面上に擁壁を設置する場合



土質別角度（ θ ）

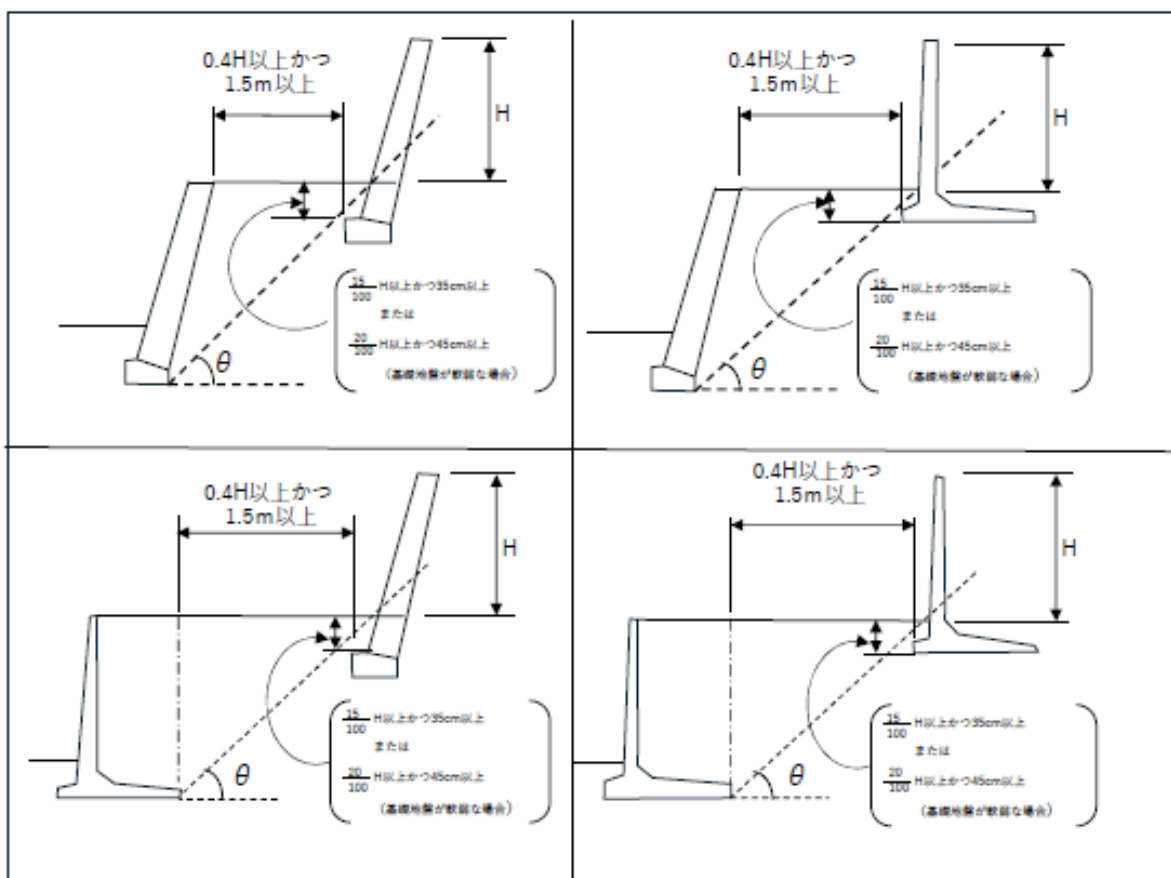
背面土質	軟岩	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、 硬質粘土その他これらに 類するもの	盛土又は腐植土
角度（ θ ）	60°	40°	35°	25°

出典：盛土等防災マニュアルの解説

〔擁壁上に設置する擁壁〕

- 下図に示す擁壁で、上表の θ 角度内に入っていないものは、二段の擁壁とみなされるので、一体の擁壁として設計を行う必要があります。
- なお、上部擁壁が 上表の θ 角度内に入っている場合は、個別の擁壁として扱うが、水平距離を $0.4H$ 以上かつ $1.5m$ 以上離さなければなりません。
- 二段擁壁となる場合は、下部の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう上部擁壁の根入れ深さを深くする、基礎地盤を改良する、あるいはRC擁壁の場合は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置するとともに、上部擁壁の基礎の支持力についても十分な安全を見込んでおく必要があります。

上部・下部擁壁を近接して設置する場合



6-17 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造

政 令

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第十四条第二号ロにおいて「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。

四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

※ 特定盛土等については、第十八条で準用

※ 特盛区域については、第三十条で準用

Ⅷ・3・2・1 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計上の一般的留意事項

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁（以下「鉄筋コンクリート造等擁壁」という。）の設計に当たっては、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における擁壁の要求性能を満足するように、次の各事項についての安全性を検討するものとする。

1) 土圧、水圧、自重等（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと

2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと

3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと

4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと

- 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の設計に当たっては、土圧、水圧、自重及び積載荷重の影響により、擁壁が損壊、転倒、滑り、沈下しないことを構造計算により確認してください。

[審査基準]

以下の項目について、安定計算書で確認します。

- 土圧・水圧・自重によって擁壁が破壊されないよう、擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材・コンクリートの許容応力度を超えないか。
- 土圧・水圧・自重によって擁壁が転倒しないよう、擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であるか。
- 土圧・水圧・自重によって擁壁の基礎が滑らないよう、擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の抵抗力の3分の2以下であるか。
- 土圧・水圧・自重によって擁壁が沈下しないよう、擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないか。
※ 基礎ぐいを用いた場合においては、土圧・水圧・自重によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないか。

6-18 鉄筋コンクリート造等の擁壁の設計定数

政 令

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 1・2 略

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

別表第二 (第九条、第三十条、第三十五条関係)

土質	単位体積重量 (一立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	一・八トン	〇・三五
砂質土	一・七トン	〇・四〇
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	一・六トン	〇・五〇

二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百三十八号) 第九十条 (表一を除く。)、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値

三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

※ 特定盛土等については、第十八条で準用

※ 特盛区域については、第三十条で準用

別表第三 (第九条、第三十条、第三十五条関係)

土質	摩擦係数
岩、岩層 ^{せつ} 、砂利又は砂	〇・五
砂質土	〇・四
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土 (擁壁の基礎底面から少なくとも十五センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	〇・三

建築基準法施行令

(鋼材等)

第九十条 鋼材等の許容応力度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

一 略

二

種類	許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
		圧縮	引張り		圧縮	引張り			
			せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合		
丸鋼		F/1.5(当該数値が一五五を超える場合には、一五五)	F/1.5(当該数値が一五五を超える場合には、一五五)	F/1.5(当該数値が一五五を超える場合には、一九五)	F	F	F(当該数値が二九五を超える場合には、二九五)		
異形鉄筋	径二十八ミリメートル以下のもの	F/1.5(当該数値が二一五を超える場合には、二一五)	F/1.5(当該数値が二一五を超える場合には、二一五)	F/1.5(当該数値が一五五を超える場合には、一九五)	F	F	F(当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇)		
	径二十八ミリメートルを超えるもの	F/1.5(当該数値が一五五を超える場合には、一九五)	F/1.5(当該数値が一五五を超える場合には、一九五)	F/1.5(当該数値が一五五を超える場合には、一九五)	F	F	F(当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇)		
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網	—	F/1.5	F/1.5	—	F(ただし、床版に用いる場合に限る。)		F		

この表において、Fは、表一に規定する基準強度を表すものとする。

(コンクリート)

第九十一条 コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)				短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
F/3	F/30(Fが二を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)	—	〇・七(軽量骨材を使用するものにあつては、〇・六)	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の二倍(Fが二を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値)とする。			

この表において、Fは、設計基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。

(地盤及び基礎ぐい)

第九十三条 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

地盤	長期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方メートルにつきキロニュートン)	短期に生ずる力に対する許容応力度(単位 一平方メートルにつきキロニュートン)
岩盤	一、〇〇〇	長期に生ずる力に対する許容応力度のそれぞれの数値の二倍とする。
固結した砂	五〇〇	
土丹盤	三〇〇	
密実な ^{れき} 礫層	三〇〇	
密実な砂質地盤	二〇〇	
砂質地盤(地震時に液状化のおそれのないものに限る。)	五〇	
堅い粘土質地盤	一〇〇	
粘土質地盤	二〇	
堅いローム層	一〇〇	
ローム層	五〇	

マニュアルⅧ 3・2・2 鉄筋コンクリート造等擁壁に作用する土圧等の考え方

- 1) 擁壁に作用する土圧は、擁壁背面の地盤の状況にあわせて算出するものとし、次の各事項に留意する。
 - ① 盛土部に設置される擁壁は、裏込め地盤が均一であるとして土圧を算定できる。
 - ② 切土部に設置される擁壁は、切土面の位置及び勾配、のり面の粗度、湧水及び地下水の状況等に応じて、適切な土圧の算定方法を検討しなければならない。
 - ③ 地震時土圧を試行くさび法によって算定する場合は、土くさびに水平方向の地震時慣性力を作用させる方法を用い、土圧公式を用いる場合には、岡部・物部式によることを標準とする。
- 2) 擁壁背面の地盤面上にある建築物、工作物、積雪等の積載荷重は、擁壁設置箇所の実状に応じて適切に設定するものとする。
- 3) 設計に用いる地震時荷重は、1) ③で述べた地震時土圧による荷重、又は擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち大きい方とする。

マニュアルⅧ 3・2・3 鉄筋コンクリート造等擁壁の底版と基礎地盤との摩擦係数

擁壁底版と基礎地盤との摩擦係数は、原則として土質試験結果に基づき、次式により求める。

$$\mu = \tan \phi \quad (\phi : \text{基礎地盤の内部摩擦角})$$

ただし、基礎地盤が土の場合は、0.6を超えないものとする。

なお、土質試験がなされない場合には、盛土規制法施行令別表第三の値を用いることができる。

マニュアルⅧ 3・2・5 鉄筋コンクリート造等擁壁の基礎工の設計

鉄筋コンクリート造等擁壁の基礎は、直接基礎とすることを原則とする。また、直接基礎は良質な支持層上に設けることを原則とするが、軟弱地盤等で必要地耐力が期待できない場合は、地盤の安定処理又は置換によって築造した改良地盤に直接基礎を設ける。また、直接基礎によることが困難な場合は、杭基礎を考慮する。

○ 設計定数の設定方法は、次のとおりです。

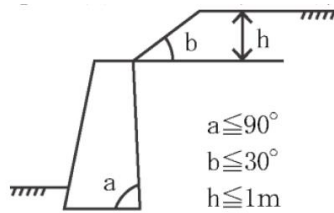
[土質条件]

- ・ 構造計算に必要な単位体積重量、内部摩擦角 Φ 及び粘着力 c については、使用する材料により土質試験を行い求めてください。
- ・ 盛土において、土質試験を行わない場合は、盛土の土質に応じ政令別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができます。

単位堆積重量と土圧係数

土質	単位体積重量 (KN/m ³)	土圧係数
砂利又は砂	18	0.35
砂質土	17	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	16	0.50

政令別表第二の土圧係数の考え方



出典：盛土等防災マニュアルの解説

[鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力]

- ・ 建築基準法施行令第90条、91条、及び93条に規定する長期力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の記述により、計算された数値を用います。
- ・ なお、建築基準法施行令第93条の地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定めるための地盤調査は、平成13年7月国交省告示第1113号に基づき行ってください。

[鉄筋コンクリート造等擁壁の底版と基礎地盤との摩擦係数]

- ・ 擁壁底版と基礎地盤との摩擦係数は、原則として土質試験結果に基づいてください。ただし、基礎地盤が土の場合は、0.6を超えないものとします。
- ・ 土質試験を行わない場合は、政令別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

摩擦係数 $\mu = \tan \Phi$

Φ ：基礎地盤の内部摩擦角

基礎地盤と摩擦係数

土質	摩擦係数
岩、岩 ^{せつ} 層、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも十五センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。）	0.3

[積載荷重]

- ・ 擁壁に作用する積載荷重は、住宅地においては一般的な戸建て住宅が建てられることを想定して、5～10kN/m²程度の均等荷重をかけることを標準とします。
- ・ また、住宅地以外の土地利用が想定される場合は、実状に応じて適切な載積荷重を設定します。
- ・ なお、政令の別表第二を用いる場合は、土圧係数に5kN/m²程度の積載荷重が含まれることに留意してください。

[自重]

- ・ 鉄筋コンクリートの単位体積重量は、実況に応じた値又は24.5kN/m³として計算してください。
- ・ 逆T型、L型擁壁などの片持ばり式擁壁の場合、躯体重量のほか、仮想背面の取り方によって、計算上の擁壁の自重が異なるので留意してください。

[鉄筋コンクリート造等擁壁に作用する土圧等の考え方]

- ・ 地震時土圧を試行くさび法によって算定する場合は、土くさびに水平方向の地震時慣性力を作用させる方法を用い、土圧公式を用いる場合においては、岡部・物部式によることを標準とします。

[地震時の荷重]

- ・ 設計時に用いる地震時荷重は、①地震時土圧による荷重、又は②擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち、いずれか大きい方としてください。

[鉄筋コンクリート造等擁壁の基礎工の設計]

- ・ 鉄筋コンクリート造等擁壁の基礎は、直接基礎とすることを原則とします。また、直接基礎は良質な支持層上に設けることを原則としますが、軟弱地盤等で必要地耐力が期待できない場合は、地盤の安定処理又は置換によって築造した改良地盤に直接基礎を設けてください。また、直接基礎によることが困難な場合は、杭基礎を考慮してください。

[鉄筋コンクリート造等擁壁の根入れの深さ]

- ・ 根入れの深さは、基礎底版が地表に出ないように、また、排水施設等の構造物により十分な余裕をみて設定してください。
- ・ なお、隣接する既存の擁壁等の構造物に影響を及ぼすおそれがある時は、根入れの深さを検討し、山留め工等適切な防護措置を講じたうえ、施工しなければなりません。

[審査基準]

以下の項目について、構造計算書で確認します。

- 構造計算に必要な土圧・水圧・自重の値は、実況に応じて計算された数値を用いているか。
 - ※ 盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ政令別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
- 構造計算に必要な鋼材・コンクリート・地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力の値は、建築基準法施行令第90条（表一を除く）・第91条・第93条・第94条の長期の値を用いているか。
- 構造計算に必要な擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の抵抗力の値は、実況に応じて計算された数値を用いているか。
 - ※ その地盤の土質に応じ政令別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

6-19 練積み造の擁壁の構造

政 令

(練積み造の擁壁の構造)

第十条 第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。

※ 特定盛土等については、第十八条で準用

※ 特盛区域については、第三十条で準用

別表第四（第十条、第三十条関係）

土質	擁壁		
	勾配	高さ	下端部分の厚さ
第一種 岩、岩屑、砂利 又は砂利混じり 砂	七十度を 超え七十 五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
	六十五度を 超え七十 五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	四十五センチメートル以上
		三メートルを超え四メートル以下	五十センチメートル以上
	六十五度以下	三メートル以下	四十センチメートル以上
		三メートルを超え四メートル以下	四十五センチメートル以上
		四メートルを超え五メートル以下	六十センチメートル以上
	第二種 真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	七十度を 超え七十 五度以下	二メートル以下
二メートルを超え三メートル以下			七十センチメートル以上
六十五度を 超え七十 五度以下		二メートル以下	四十五センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	六十センチメートル以上
		三メートルを超え四メートル以下	七十五センチメートル以上
六十五度以下		二メートル以下	四十センチメートル以上
		二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
		三メートルを超え四メートル以下	六十五センチメートル以上
		四メートルを超え五メートル以下	八十センチメートル以上

第三種	その他の土質	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	八十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	九十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	七十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	百五センチメートル以上
		六十五度以下	二メートル以下	七十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	九十五センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	百二十センチメートル以上

二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗(くり)石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

三 前二号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

マニュアルⅧ・3・3・1 練積み造擁壁の設計上の留意事項

間知石練積み造擁壁その他の練積み造擁壁の構造は、勾配、背面の土質、高さ、擁壁の厚さ、根入れ深さ等に応じて適切に設計するものとする。

ただし、原則として地上高さは5メートルを限度とする。

なお、擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁には、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けるものとする。

また、崖の状況等により、はらみ出しその他の破壊のおそれがあるときには、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の措置を講ずる必要がある。

- 練積み擁壁の構造は、勾配、背面の土質、高さ、擁壁の厚さ、根入れ深さ等に応じて適切に設計していること。原則として地上高さは5mを限度とします。
- なお、擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、練積み擁壁は、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けるものとします。

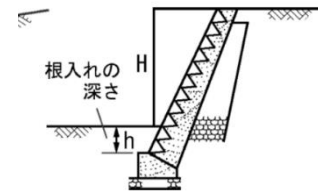
[政令で定める構造]

擁壁の形状が次図に定める形状に合致するようにしてください。

- ① 擁壁の勾配 (θ)、高さ (H)、下端部分の厚さ (Y) が、崖の区分に応じ、政令別表第4に定める基準に適合
- ② 擁壁上端部分の厚さ (X) について、土質に応じて次の基準に適合
 第1種、第2種の場合： $X \geq 40\text{cm}$
 第3種： $X \geq 70\text{cm}$ 以上
- ③ 根入れ深さ (h) について、土質に応じて次の基準に適合※一般擁壁の場合
 第1種、第2種： $h \geq 15H/100$ 以上 (35cmに満たないときは35cm)
 第3種： $h \geq 20H/100$ 以上 (45cmに満たないときは45cm)

根入れの深さ

土質		根入れ深さ (m)
第一種	岩、岩屑、砂利、又は砂 砂利交じり砂	擁壁高さ：H 35 cm以上かつ擁壁 高さの 15/100 以上
第二種	真砂土、関東ローム 硬質年度その他これらに類するもの	
第三種	その他の土質	45 cm以上かつ擁壁 高さの 20/100 以上



参考：盛土等防災マニュアルの解説

- ④ 組積材の控え長さが30cm以上であること。
- ⑤ 組積材がコンクリートにより一体化されていること。
- ⑥ 擁壁背面に有効な裏込め（栗石砂利又は砂利混じり砂）がされていること。
- ⑦ 崖の状況等により、はらみ出しその他の破壊のおそれがあるときには、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の措置を講ずること。

[積載荷重]

擁壁に作用する積載荷重は、5kN/m²以下としてください。

[審査基準]

図面等により、次の構造に適合していることを確認します。

- 練積み造の擁壁の構造は、勾配・高さ・下端部分の厚さが、崖の土質に応じ政令別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが40cm以上（擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第四上欄の第一種・第二種に該当しない場合は70cm以上）となっているか。
- 石材等の組積材は、控え長さを30cm 以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石・砂利・砂利混じり砂で有効に裏込めしているか。
- 崖の状況等によりはらみ出し等の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の必要な措置を講じているか。
- 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の高さの15%（最低35cm）（擁壁の設置される地盤の土質が政令別表第四上欄の第一種又は第二種に該当しない場合は、擁壁の高さの20%（最低45cm））となっているか。

6-20 設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用

政 令

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十一条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条（第三項を除。）、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

- 義務設置擁壁（政令第8条第1項第1号の規定により設置される擁壁）は、政令で定める技術的基準のほか、建築基準法施行令に定める規定に適合してください。

[準用する建築基準法施行令の規定]

建築基準法施行令	規定の概要
第三十六条の三	構造設計の原則
第三十六条の四	別の建築物とみなすことができる部分
第三十七条	構造部材の耐久
第三十八条	基礎
第三十九条	屋根ふき材等
第五十二条（第三項を除く）	組積造の施工
第七十二条	コンクリートの材料
第七十三条	鉄筋の継手及び定着
第七十四条	コンクリートの強度
第七十五条	コンクリートの養生
第七十九条	鉄筋のかぶり厚さ

6-2-1 擁壁の水抜穴及び透水層

政 令

(擁壁の水抜穴)

第十二条 第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

※ 特定盛土等については、第十八条で準用

※ 特盛区域については、第三十条で準用

マニュアルⅧ・3・2・4 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項

6) 排水

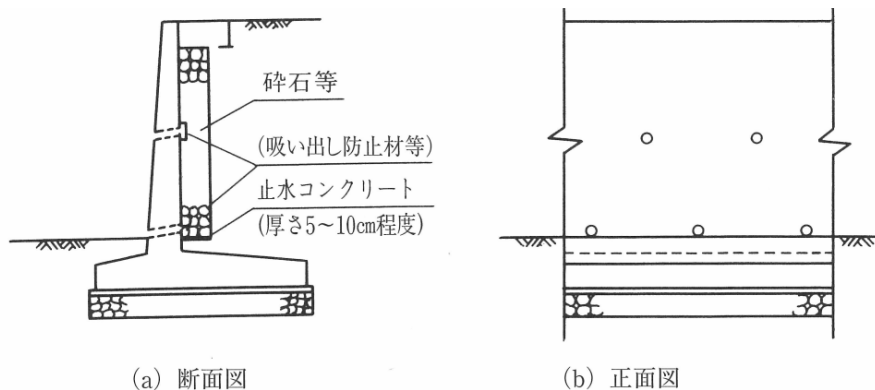
擁壁背面の排水をよくするため、透水層、水抜き穴等を適切な位置に設ける。

- 義務設置擁壁には、擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜き穴及び透水層を適切な位置に設けてください。

[水抜き穴]

- ① 擁壁の裏面で、水抜き穴の周辺その他必要な場所に砂利等の透水層を設けてください。
- ② 水抜き穴は、擁壁の下部地表近く及び湧水等のある箇所に特に重点的に設けてください。
- ③ 水抜き穴は、内径7.5cm以上とし、その配置は、3㎡に1箇所の割で千鳥配置としてください。
- ④ 水抜き穴は、排水方向に適当な勾配をとってください。
- ⑤ 水抜き穴の入口には、水抜き穴から流出しない程度の大きさの碎石等（吸い出し防止材等を含む。）を置き、砂利、砂、背面土等が流出しないよう配慮してください。
- ⑥ 地盤面下の壁面で地下水の流路にあたっている壁面がある場合は、有効に水抜き穴を設けて地下水を排出してください。
- ⑦ 水抜き穴に使用する材料は、コンクリートの圧力で潰れないものを使用してください。

水抜き穴の配置図



注) 天端面から雨水等の侵入がないように配慮する。

出典：盛土等防災マニュアルの解説

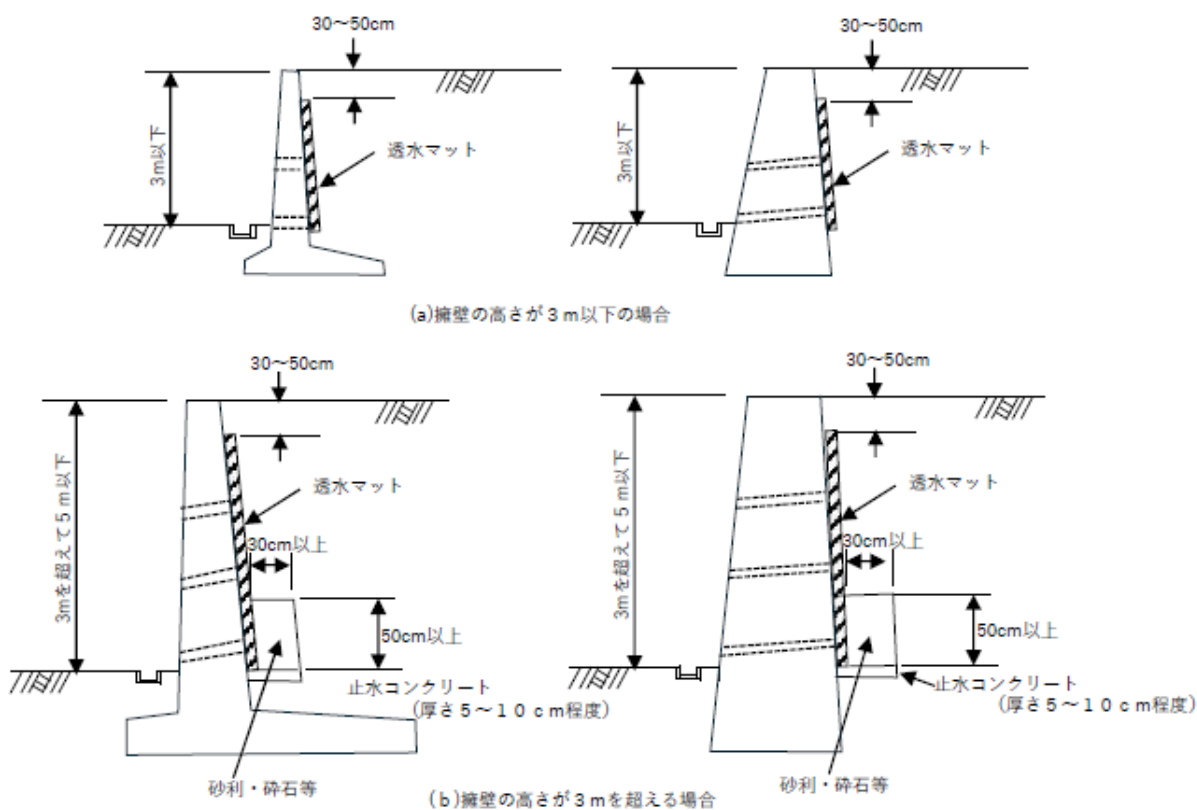
[透水層]

擁壁の背面の全面に透水層（砕石等）を設けること。砕石を用いる場合は、透水層の厚さ30cm以上としてください。

[透水マット]

透水マットは、高さが5m以下の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁に限り、透水層として使用できるものとします。ただし、高さが3mを超える擁壁に透水マットを用いる場合には、下部水抜穴の位置に、厚さ30cm以上、高さ50cm以上の砂利又は砕石の透水層を全長にわたって設置してください。

透水マットの取付け断面



[審査基準]

図面等により、基準に適合していることを確認します。

- 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3㎡以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5cm以上の陶管等の耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺等の必要な場所には、砂利等の資材を用いて透水層を設けているか。

6-2-2 特殊の材料又は工法による擁壁

政 令

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十七条 構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

※ 特定盛土等については、第十八条で準用

※ 特盛区域については、第三十条で準用

建設省告示第1485号

○ 宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件（昭和40年6月14日）

宅地造成等規制法施行令昭和三十七年政令第十七号第十五条の規定に基づき、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁は、次の各号に定めるところによる場合においては、同令第八条の規定による練積み造の擁壁と同等以上の効力があると認める。

一～三 略

四 コンクリートブロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造耐力上支障のないものであり、その形状は、胴込めに用いるコンクリートによって擁壁全体が一体性を有する構造となるものであり、かつ、その施工が容易なものであること。

○ 大臣認定擁壁については、政令に基づく技術的基準の適用はありません。

※ 胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁は、認定擁壁として認める基準が建設省告示第1485号により定められています。

[国土交通大臣による認定擁壁一覧]

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

[審査基準]

図面、認定擁壁の仕様書等により、擁壁の認定条件に適合していることを確認します。

6-23 任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用

政 令

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

第十三条 法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの(第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。)については、建築基準法施行令第百四十二条(同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。)の規定を準用する。

※ 特定盛土等については、第十八条で準用

※ 特盛区域については、第三十条で準用

建築基準法施行令

(擁壁)

第百四十二条 第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁(以下この条において単に「擁壁」という。)に関する法第八十八条第一項において読み替えて準用する法第二十条第一項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。

- 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
- 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
- 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
- 四 次項において準用する規定(第七章の八(第百三十六条の六を除く。)の規定を除く。)に適合する構造方法を用いること。
- 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

2 擁壁については、第三十六条の三、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十条(第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。)、第八十条の二並びに第七章の八(第百三十六条の六を除く。)の規定を準用する。

- 任意設置擁壁のうち、高さ2mを超えるものについては、建築基準法施行令第142条の規定を準用してください。

[審査基準]

図面等により、基準に適合していることを確認します。

6-24 崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準

政 令

(擁壁、排水施設その他の施設) ※宅造区域

第六条 法第十三条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準) ※宅造区域

第十四条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第八条第一項第一号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

※ 特定盛土等については、第十八条で準用

※ 特盛区域については、第三十条で準用

省 令

(崖面崩壊防止施設)

第十一条 令第六条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

(擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)

第三十一条 令第十四条第一号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

マニュアル区 1 崖面崩壊防止施設の基本的な考え方

崖面崩壊防止施設は、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する。本施設は、対象の崖面において、基礎地盤の支持力が小さく不同沈下等により擁壁設置後に壁体に変状が生じてその機能及び性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、擁壁の適用に問題がある場合、擁壁に代えて設置する。ただし、住宅建築物を建築する宅地の地盤に用いられる擁壁の代替施設としては利用できない。

崖面崩壊防止施設は、擁壁と同様に、土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造とする。また、崖面崩壊防止施設の設置に当たっては、大量の土砂等を固定することやその他の工作物の基礎とすること等で過大な土圧が発生する場合や、保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合等は、適用性を慎重に判断する必要がある。

マニュアル区 2 崖面崩壊防止施設の種類及び選定

崖面崩壊防止施設の工種は、鋼製枠工や大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工等がある。

崖面崩壊防止施設の選定に当たっては、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、崖面崩壊防止施設に求められる安定性を確保できるものを選定しなければならない。また、その構造上、過大な土圧が発生する場合や、保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合等は適用性が低いことに注意が必要である。

特に、設置箇所と保全対象との位置関係等について調査し、必要な強度、耐久性等について十分な検討が必要である。

マニュアル区 3 崖面崩壊防止施設の設計・施工上の留意事項

崖面崩壊防止施設の設計・施工に当たっては、崖面崩壊防止施設の種類によって設計方法や材料が異なるため、選定した崖面崩壊防止施設に応じた安定性の検討が必要である。また、必要に応じて、崖面崩壊防止施設自体の安定性はもとより崖面崩壊防止施設を含めた地盤面全体の安定性についても総合的に検討する。

崖面崩壊防止施設自体の安定性については、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における崖面崩壊防止施設の要求性能を満足するように、次の各事項についての安定性を検討するものとする。

- 1) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が損壊しないこと
- 2) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が転倒しないこと
- 3) 土圧等によって崖面崩壊防止施設の基礎が滑らないこと
- 4) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が沈下しないこと

山地・森林等で設置する場合は、山地・森林の場が有する特性に考慮した設計・施工を行う必要がある。

- 崖面崩壊防止施設は、設置する地盤等の条件から擁壁の機能及び性能の維持が困難な場合に用いられる代替施設であり、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する施設です。
- 崖面崩壊防止施設は、住宅地等の地盤の変形が許容されない土地には適用できません。
- なお、崖面崩壊防止施設は、都市計画法に基づく開発許可では使用不可であることに留意してください。

崖面崩壊防止施設の種類

項目		崖面崩壊防止施設		
代表 工種	工種名	鋼製枠工	大型かご枠工	ジオテキスタイル補強土壁工
	イメージ 写真			
施設の構造特性		<ul style="list-style-type: none"> ・土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造 ・地盤の変形に追従することができる構造 ・構造物の全面が透水性を有しており、背面地下水を速やかに排水できる構造 		
地盤の変形への 追従性		中程度	高い	中程度
耐土圧性		相対的に小さい土圧		相対的に中程度の土圧
透水性		高い (中詰め材を高透水性材料とすることで 施設全面からの排水が可能)		中程度 (一般に排水施設を設置する)

[審査基準]

図面等により基準に適合していることを確認します。

6-25 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準

政 令

(崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準)

第十五条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

2 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

一 第七条第二項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面

二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

※ 特定盛土等については、第十八条で準用

※ 特盛区域については、第三十条で準用

[参照政令]

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第七条 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

マニュアルⅦ・1 のり面保護工及びその他の地表面の措置の基本的な考え方

(中略) また、開発事業等に伴って生じる崖面以外の地表面についても、侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面緑化工等により地表面を保護するものとする。

マニュアルⅦ・2 のり面保護工の種類

のり面保護工の種類としては、のり面緑化工、構造物によるのり面保護工及びのり面排水工がある。

マニュアルⅦ・3 のり面保護工の選定

のり面保護工は、のり面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性、将来の維持管理等について総合的に検討し、経済性・施工性にすぐれた工法を選定するものとする。

工法の選定に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 植生可能なのり面では、植生の被覆効果及び根系の緊縛効果がのり面の安定性向上に寄与することに着目し、のり面緑化工の選定を基本とする。ただし、植生に適さないのり面又はのり面緑化工では安定性が確保できないのり面においては、構造物によるのり面保護工を選定する。
- 2) のり面緑化工及び構造物によるのり面保護工では、一般にのり面排水工が併設される。
- 3) 同一のり面においても、土質及び地下水の状態は必ずしも一様でない場合が多いので、それぞれの条件に適した工法を選定する必要がある。

マニュアルⅦ・4 のり面緑化工の設計・施工上の留意事項

のり面緑化工の成否は、植物の生育いかんによるため、その設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) のり面緑化工の完成に必要な施工場所の立地条件を調査すること
- 2) のり面の勾配は、なるべく40度（約1：1.2）より緩くすること
- 3) のり面の土質は、植物の生育に適した土壌とすること
- 4) 植物の種類は、活着性がよく、生育の早いものを選定すること
- 5) 施工時期は、なるべく春期とし、発芽に必要な温度・水分が得られる範囲で、可能な限り早い時期とすること
- 6) 発芽・生育を円滑に行うため、条件に応じた適切な補助工法を併用すること
- 7) 日光の当たらない場所等植物の生育の困難な場所は避けること

マニュアルⅦ・5 構造物によるのり面保護工の設計・施工上の留意事項

構造物によるのり面保護工の設計・施工に当たっては、のり面の勾配、土質、湧水の有無等について十分に検討することが大切である。

マニュアルⅦ・6 のり面排水工の設計・施工上の留意事項

のり面排水工の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 湧水及び地下水の状況を把握するため、事前に十分な調査を行うこと
- 2) 崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、地盤に勾配を付すること。ただし、崖の反対方向へ地盤の勾配を付することが困難な場合は、のり面へ雨水その他の地表水が入らないように、適切に排水施設を設置すること
- 3) ～5) 略

マニュアルⅦ・7 崖面以外の地表面に講ずる措置

開発事業等に伴って生じる地表面は、裸地となることにより、風化、雨水等による侵食や洗掘が生じやすい。

侵食や洗掘が進行した場合、崩壊が生じる可能性がある。このため崖面以外の地表面についても、侵食や洗掘を防止するため、排水施設等の設置により適切に排水を行うとともに、植生工等により地表面を保護する必要がある。

特に、太陽光発電施設等の施設が設置される地盤については、施設の設置に伴う雨水の流出量の増大等が生じ、侵食を生じやすくなることが想定されるため、十分な検討を行うことが大切である。

なお、次の各事項に該当するものは、地表面の保護を要さない。

- 1) 排水勾配を付した盛土又は切土の上面
- 2) 道路の路面の部分その他の地表面を保護する必要がないことが明らかなもの
- 3) 農地等で植物の生育が確保される地表面

- 崖面を擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆わない場合、盛土又は切土に伴って生じるのり面（崖面を含む）は、風化、侵食等から保護されるよう、のり面保護工（石張り、芝張り、モルタルの吹付け 等）を措置してください。
- 盛土規制法で規定される土地の形質の変更で生じる地表面は、崖面（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなすもの（硬岩盤以外））と崖面以外の地表面（地表面が水平面に対し30度以下の角度をなすもの）に区分されます。

土工区分と地表面の勾配ごとに設置を要する構造物等の区分

土工区分	地表面の勾配	設置を要する構造物等
盛土	崖面（水平面に対し30度を超える）	擁壁/崖面崩壊防止施設
	崖面以外の地表面（水平面に対し30度を超える）	のり面保護工※1
切土	崖面（水平面に対し30度を超える）	擁壁/崖面崩壊防止施設※2
	崖面以外の地表面（水平面に対し30度を超える）	のり面保護工※1

※1 土地利用等により保護する必要がないことが明らかな地表面を除く

※2 擁壁の設置を要しない切土のり面の土質・勾配を満足する場合を除く

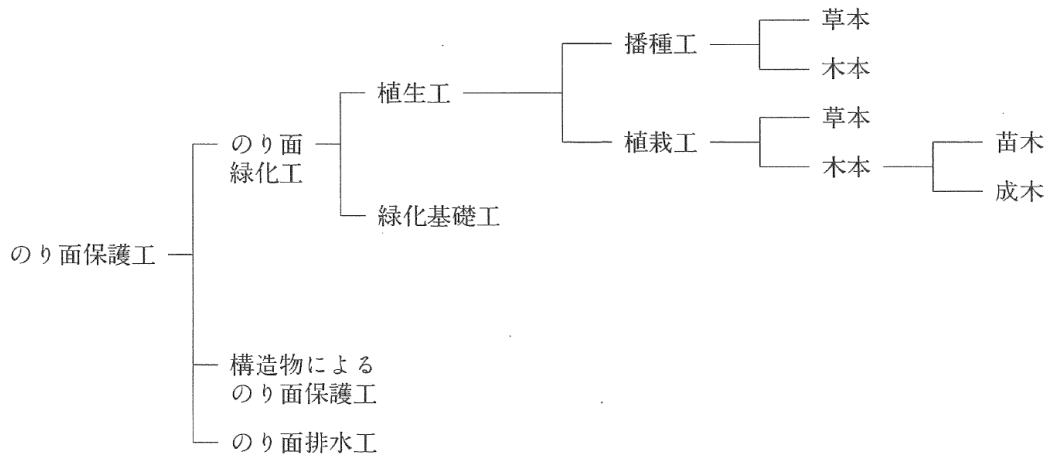
[措置が不要な地盤面]

- ・ 排水勾配を付した盛土又は切土の上面
- ・ 道路の路面の部分その他の地表面を保護する必要がないことが明らかなもの
- ・ 農地等で植物の生育が確保される地表面

[のり面保護工の種類]

のり面保護工の種類としては、のり面緑化工、構造物によるのり面保護工及びのり面排水工があります。

のり面保護工の分類



出典：盛土等防災マニュアルの解説

〔のり面保護工の選定〕

のり面保護工は、のり面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性、将来の維持管理等について総合的に検討し、経済性・施工性にすぐれた工法を選定してください。

工法の選定に当たっては、次の各事項に留意することが大切です。

- ・ 植生可能なのり面では、植生の被覆効果及び根系の緊縛効果がのり面の安定性向上に寄与することに着目し、のり面緑化工の選定を基本とします。ただし、植生に適さないのり面又はのり面緑化工では安定性が確保できないのり面においては、構造物によるのり面保護工を選定してください。
- ・ のり面緑化工及び構造物によるのり面保護工では、一般にのり面排水工が併設されます。
- ・ 同一のり面においても、土質及び地下水の状態は必ずしも一様でない場合が多いので、それぞれの条件に適した工法を選定する必要があります。

※ 「盛土等防災マニュアルの解説」のほか、「道路土工 - 切土工・斜面安定工指針」、「道路土工 - 盛土工指針」、「新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 - 本編」等の関連書籍や、「のり枠工の設計・施工指針」、「グラウンドアンカー設計・施工基準」等の工法毎の技術資料を参考にすること。

[審査基準]

以下の項目について、図面等で確認します。

- 盛土・切土をした土地の部分に生ずる崖面について、風化等の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等の措置を講じているか。
※擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。

- 崖面ではない盛土・切土をした後の土地の地表面について、当該地表面が雨水等の地表水による侵食から保護されるよう、植栽・芝張り・板柵工等の措置を講じているか。

※以下の場合を除く。

- ・ 崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付した土地の地表面（政令7条2項1号）
- ・ 道路の路面の部分等、当該措置の必要がないことが明らかな地表面
- ・ 特定盛土等で農地等における植物の生育が確保される部分の地表面（政令18条）

6-26 治水・排水対策の考え方

マニュアルⅩⅡ・1・1 治水・排水対策の基本的な考え方

開発事業等においては、開発事業等実施地区及び周辺に溢水等の被害が生じないように、当該地区内の雨水・地表水や地下水並びに当該地区外から流入する雨水・地表水や地下水を安全に流下させるための治水・排水対策を実施するものとする。

マニュアルⅩⅡ・1・2 治水・排水対策の種類

治水・排水対策は、開発事業等実施地区内の雨水（当該地区外から流入する雨水・地下水も含む。）を適切に排出し、盛土のり面及び切土のり面の侵食、崩壊、地盤面の冠水等の被害を防止するための排水対策と開発事業等に伴う流出形態の変化等による開発事業等実施地区及び下流域の洪水被害を防止するための治水対策に大別される。

治水対策は、さらに下流河川等の改修による対策と流出抑制施設による対策に分けられる。

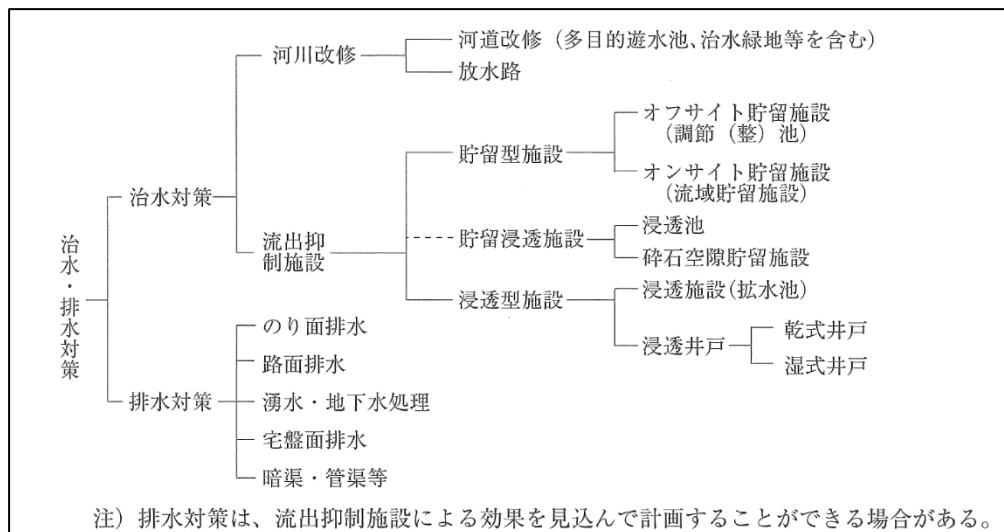
○ 治水・排水対策の概要は以下のとおりです。

治水・排水対策の概要

治水対策	宅地開発等の開発事業に伴い、流出形態の変化等による洪水被害を防止するため、河川改修などの積極的な対策とあわせて、その流域のもつ保水・遊水機能を適正に確保するための総合的な対策をいう。 その施設とは、調節池、調整池、校庭・公園・集合住宅の棟間などの公共施設用地等に設ける雨水貯留施設、浸透施設等がある。
排水対策	宅地造成等に関する工事について、降雨・湧水などによる崖崩れ又は土砂の流出による災害を防止するために設置される開渠、のり面等における縦排水溝、導水管、道路側溝、地下水・湧水等の排水暗渠、雨水管渠、集水ます、人孔等の施設による対策をいう。

参考：盛土等防災マニュアルの解説

治水・排水対策の種類



参考：盛土等防災マニュアルの解説

○ 下流河川等への治水・排水対策

排水施設等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該排水施設の管理者の同意に加え、当該排水施設が接続する下流河川等において安全に流下できるよう、併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものである必要があります。

また、放流先の排水能力がないと認められるときは、管理者と協議のうえ、盛土等に関する工事の現場内に一時雨水を貯留する調整池等の施設を設けてください。

○ 治水対策の種類

開発事業等に伴い必要となる下流域の治水対策は、原則として、次の①及び②の併用又はいずれかによってください。

- ① 下流の河川、水路等の改修
- ② 流出抑制施設の設置

○ 調整池の設置

盛土規制区域内における1 ha以上の開発行為については、一時、雨水を貯留する調整池の設置を検討してください。

設置基準は「大規模開発における調整池の設計基準（案）（平成24年4月佐賀県県土づくり本部河川砂防課）」又は、その他法令の技術基準によるものとします。

6-27 排水工に関する技術的基準

政 令

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準) ※宅造区域

第七条 略

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

(排水施設の設置に関する技術的基準) ※宅造区域

第十六条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
 - 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
 - 三 その管渠(きよ)の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
 - 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法(のり)幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
 - 五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
 - 六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜(た)めが設けられているものであること。
- 2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

※ 特定盛土等については、第十八条で準用

※ 特盛区域については、第三十条で準用

マニュアルⅦ・6 のり面排水工の設計・施工上の留意事項

のり面排水工の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 湧水及び地下水の状況を把握するため、事前に十分な調査を行うこと
- 2) 崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、地盤に勾配を付すること。ただし、崖の反対方向へ地盤の勾配を付することが困難な場合は、のり面へ雨水その他の地表水が入らないように、適切に排水施設を設置すること
- 3) のり面を流下する地表水は、のり肩及び小段に排水溝を設けて排除すること
- 4) 浸透水は、地下の排水施設により速やかに地表の排水溝に導き排除すること
- 5) のり面排水工の流末は、十分な排水能力のある排水施設に接続すること

マニュアルⅩⅡ・2・1 排水施設の配置

開発事業等実施地区内の一般に次に掲げる箇所においては、排水施設の設置を検討しなければならない。

- 1) 盛土のり面及び切土のり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われたものを含む。）の下端
- 2) のり面周辺から流入し又はのり面を流下する地表水等进行处理するために必要な箇所
- 3) 道路又は道路となるべき土地の両側及び交差部
- 4) 湧水又は湧水のおそれがある箇所
- 5) 盛土が施工される箇所の地盤で地表水の集中する流路又は湧水箇所
- 6) 溪流等の地表水や地下水が流入する箇所
- 7) 排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するために必要な箇所
- 8) その他、地表水等を速やかに排除する必要のある箇所

マニュアルV・2・1 地下水排除工

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、次の各事項に留意して盛土内に十分な地下水排除工を設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図るものとする。特に山地・森林では、谷部等において浸透水が集中しやすいため、現地踏査等によって、原地盤及び周辺地盤の水文状況を適切に把握することが必要である。

1) 暗渠排水工

暗渠排水工は、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とする。

2) 基盤排水層

基盤排水層は、透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土におけるのり尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とする。

3) 暗渠流末の処理

暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるように、マス、マンホール、かご工等で保護を行うことを基本とする。

4) 施工時の仮設排水対策

施工時における中央縦排水は、暗渠排水工と併用せず、別系統の排水管を設置することを基本とする。また、中央縦排水に土砂が入らないように縦排水管の口元は十分な保護を行うことを基本とする。

マニュアルV・2・2 盛土内排水層

盛土内に地下水排除工を設置する場合に、あわせて盛土内に水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除して、盛土の安定を図ることが必要である。

水平排水層は、透水性が高い材料を用い、盛土のり面の小段ごとに設置することを基本とする。

排水工の種類

表面排水工 (法面排水工)	法肩排水工
	小段排水工
	縦排水工
	法尻排水工
	法尻工 (ふとんかご・じゃかご工)
地下排水工	暗渠排水工
	基盤排水層
	法尻工 (ふとんかご・じゃかご工)
	水平排水層

参考：道路土工盛土工指針（社）日本道路協会 平成22年4月

[排水施設の構造]

- 排水工は、堅固で耐久性を有する構造のものである必要があります。
- 排水工は、陶器、コンクリート、その他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限にする措置が講ぜられている必要があります。
- 管渠の勾配及び断面積は、流量計算により求め、排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるようにしてください。
- 雨水その他の地表水を排除すべき排水工は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものである必要があります。
 - 管渠が始まる箇所
 - 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所
 - 管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な場所
- ます又はマンホールに、ふたが設けられている必要があります。
- ますの底に、深さ150mm以上の泥だめが設けられている必要があります。

※ 排水施設の規模は、原則流量計算を行い、計画流出量を安全に排除できるよう決定してください。ただし、工事完了後の土地利用が、建築物の利用を前提としている500㎡未満の造成行為で、集水区域の地表水が排水勾配により全て最終宅内桝で集水できるものについては、最終宅内桝の設置のみで構いません（流量計算を要しない）。

[表面排水工（のり面排水工）]

のり面排水工の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意してください。

- 湧水及び地下水の状況を把握するため、事前に十分な調査を行ってください。
- 崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、地盤に勾配を付してください。ただし、崖の反対方向へ地盤の勾配を付することが困難な場合は、のり面へ雨水その他の地表水が入らないように、適切に排水施設を設置してください。
- のり面を流下する地表水は、のり肩及び小段に排水溝を設けて排除してください。
- 浸透水は、地下の排水施設により速やかに地表の排水溝に導き排除してください。
- のり面排水工の流末は、十分な排水能力のある排水施設に接続してください。

表面排水工（法面排水工）の種類

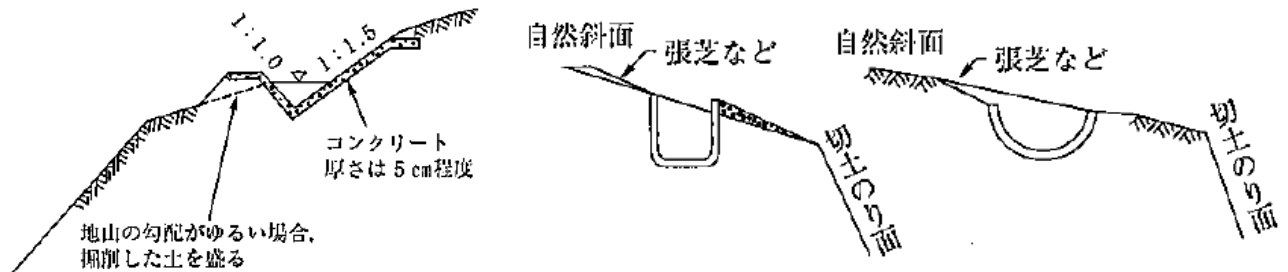
種類	機能	必要な性能
法肩排水工	法面への表面水の流下を防ぐ	想定する降雨に対し溢水、跳水、越流しない
小段排水工	法面への雨水を縦排水へ導く	
縦排水工	法肩排水工、小段排水工の水を法尻へ導く	
法尻排水工	法面への雨水、縦排水工の水を排水する	十分な透水性の確保
法尻工（ふとんかご・じゃかご工）	盛土内の浸透水の処理及び法尻崩壊を防止する	

参考：道路土工盛土工指針（（社）日本道路協会 平成22年4月）

① 法肩排水溝

盛土又は切土法面以外からの地表水が流下する場所には、切土及び盛土法面の upper 端に法肩排水溝を設け、法面以外から地表水が流入しないようにしてください。

法肩排水溝の例



(コンクリートによる場合)

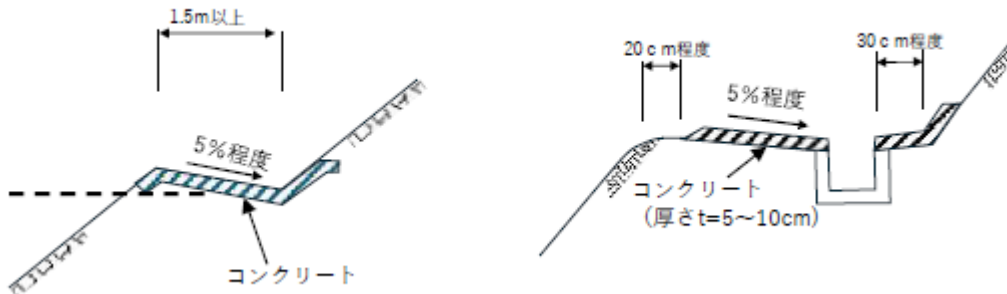
(プレキャスト製品による場合)

参考：盛土等防災マニュアルの解説

② 小段排水溝

- ・ 小段に設ける排水溝は、小段上部のり面の下端に沿って設けてください。
- ・ 小段は排水溝の方向に5%程度の下り勾配を付してください。

小段排水工の種類



③ 縦排水溝

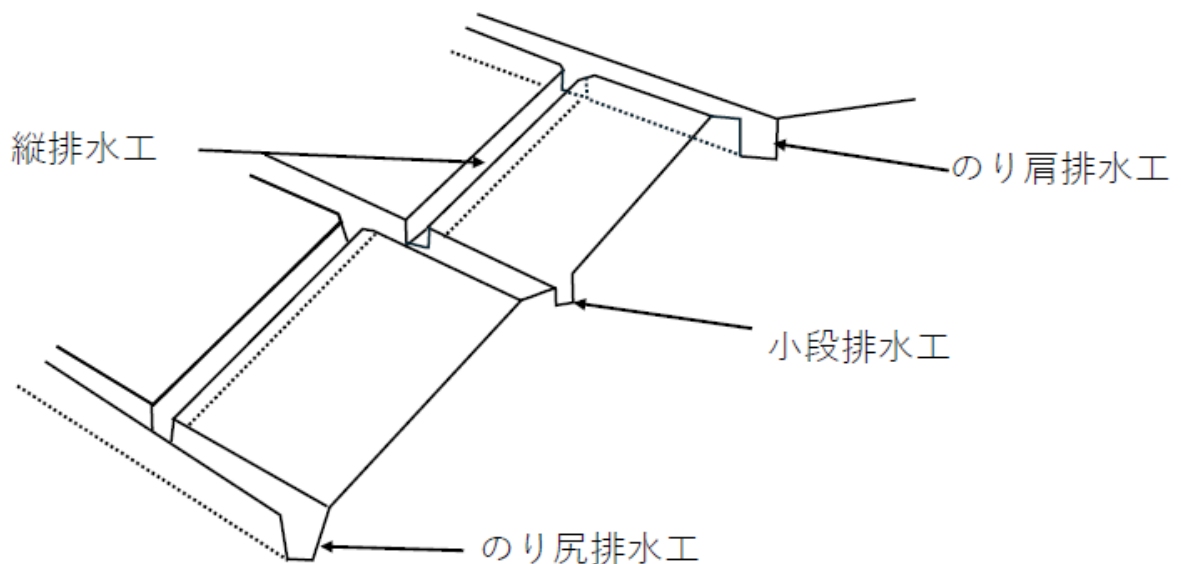
- ・ 流量の分散を図るため間隔は流量の分散を図るため間隔は20m程度とします。
- ・ 排水溝には既製コンクリートU型溝（ソケット付がよい）、鉄筋コンクリートベンチフリューム、コルゲートU字フリューム、鉄筋コンクリート管、陶管、石張り水路等を用いてください。
- ・ のり長3m程度の間隔で、縦排水溝下部に滑り止めを設置してください。
- ・ 縦排水溝の側面は、勾配を付して張芝や石張りを施すのが一般的です。
- ・ 縦排水溝の設置の際は、地形的にできるだけ凹部の水の集まりやすい箇所を選定してください。
- ・ 縦排水溝の断面は流量を検討して決定するが、接続する横排水溝の断面、土砂や枝葉等の流入、堆積物を考慮して十分余裕のあるものとしてください。
- ・ 法面の上部に自然斜面が続いて、その斜面に常時流水のある沢や水路がある場合は、縦排水溝の断面に十分余裕をもたせるようにしてください。

- ・ 縦排水溝の構造は、水が漏れたり飛び散ったりすることのないように計画する。特にのり尻等の勾配変化点では跳水や溢水によるのり面の侵食や洗掘は懸念されるため、排水溝への跳水防止版の設置、排水溝の外側への保護コンクリート等の措置を講ずる必要があります。
- ・ 排水溝の合流する箇所には、必ずマス进行けて、マスには水が飛び散らないようにふたを設ける。また、マスには泥溜を設けてください。

④ 法尻排水溝

- ・ 法尻排水溝は、法面を流下する地表水が宅地及び開発事業等実施地区外等に流出するのを防ぐために設けるが、その設置に当たっては、道路管理者や地権者との協議が必要な場合があります。
- ・ 集水量が多い場合には、流量計算に基づいて断面を決定し、適切な流末処理を行います。
- ・ 浸透により法面の滑りが生じないように十分な対策を行うことが必要です。

縦排水溝の例



[地下水排除工]

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、盛土内に地下水排除工を十分に設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図る必要があります。

特に山地・森林では、谷部等において浸透水が集中しやすいため、現地踏査等によって、原地盤及び周辺地盤の水文状況を適切に把握することが必要です。

地下水排水工の種類と役割

排水種別	排水機能	排水工の種類	役割
地下排水工	地下排水工 (盛土内)	暗渠排水工	盛土全体の安定を保つため盛土基礎地盤周辺の地下排水を排除するもので、盛土施工前の基礎地盤に設置する
		基盤排水層	
		暗渠流末の処理	
	盛土内排水層	水平排水層	盛土のり面の侵食・表層滑り対策のため盛土内地下水を排除するもので、盛土の小段毎に設置する
	地下水排除工 (切土法面)	暗渠排水工 (切土法面)	切土のり面の安定を図るため切土のり面に浸透した水を速やかに地表に排除するもので、切土のり面に設置する
水平排水孔			

① 暗渠排水工

暗渠排水工は、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とします。

特に、溪流等の雨水や地下水が集中する箇所や、湧水量の多い箇所では、集水管の設置を必須とし、流水や湧水の有無にかかわらず旧沢地形に沿って面的に設置する必要があります。

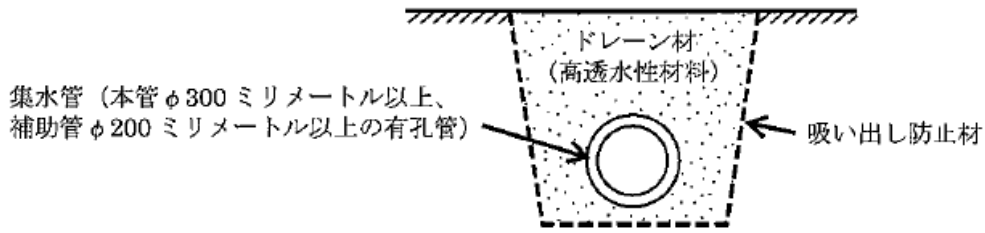
※暗渠排水工は中間検査対象となる特定工程となります。

(令第24条第1項 (法第18条第1項関係))

② 基盤排水層

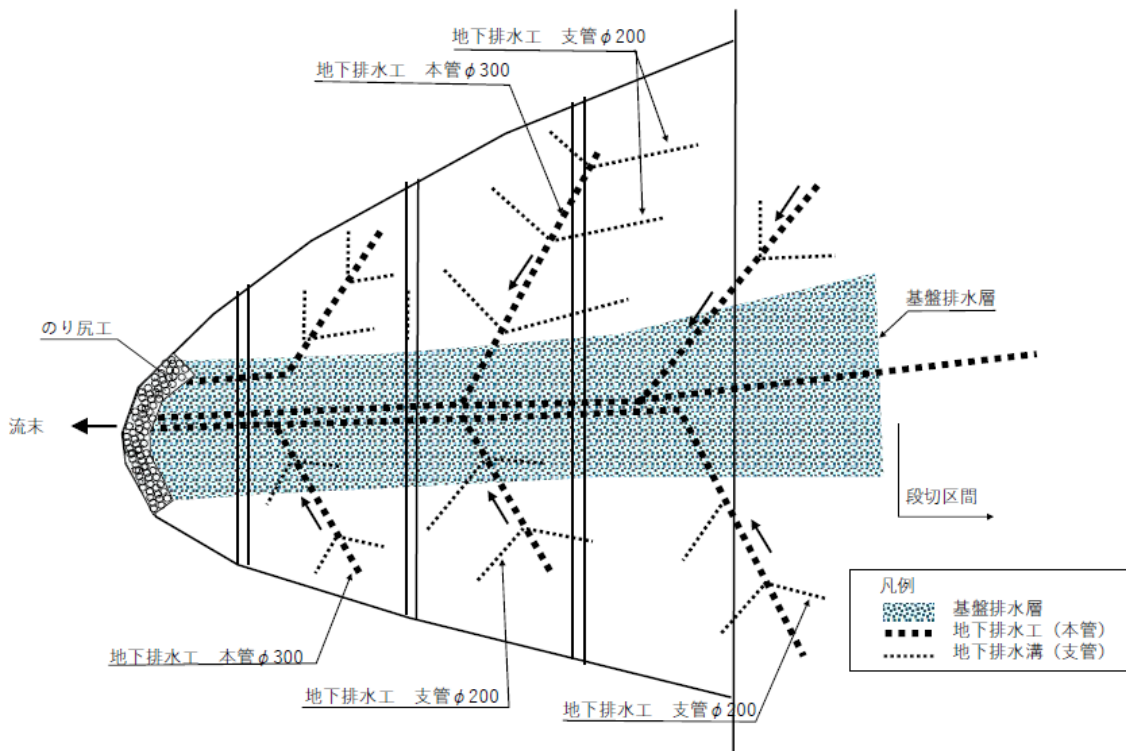
基盤排水層は、主に谷埋め盛土におけるのり尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とし、地山から盛土への水の浸透を防止するために、地山の表面に設置してください。特に、片盛り・片切り、腹付け盛土、傾斜地盤上の盛土のほか、谷間を埋める盛土等は、地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすいため、基盤排水層による地下水の排水効果が高いとされており、原則、暗渠排水工と併せて設置してください。

暗渠排水工・基盤排水層（盛土法面）の例



図V・2-3 暗渠排水工の基本構造

参考：盛土等防災マニュアルの解説



③ 暗渠流末の処理

暗渠排水工の流末は、盛土造成後においても施設の維持管理や点検が行えるように、集水マスやマンホールを接続することや、かご工等で保護することを基本とし、土地利用等に応じて適切な構造としてください。

④ 水平排水層

盛土内に地下水排除工を設置する場合には、併せて水平排水層を設置する必要があります。

水平排水層の設置基準

	層厚	配置	層の長さ	排水勾配	材料
水平排水層	0.3m以上	小段ごとに設ける	小段高さの1/2以上	5~6%	透水性の高い材料 (碎石や砂)

⑤ 暗渠排水工（切土のり面）

地中に浸透した水は、暗渠排水溝等の排水施設により速やかに地表の排水溝に導く必要があります。暗渠排水溝の標準断面は下図によります。

※暗渠排水工は中間検査対象（令第24条第1項（法第18条第1項関係））

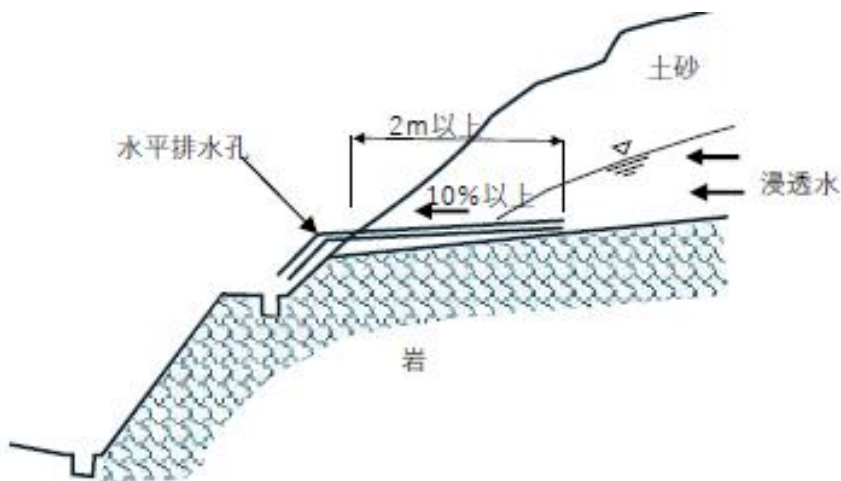
暗渠排水工は、支線により浸透水を集めて、本線により地表の排水溝（小段排水溝等）に排出されるようにネットワーク化するようにしてください。

- ・ 暗渠排水工は暗渠排水管又は砕石構造としてください。
- ・ 暗渠排水工の底には、漏水防止のため防水シート又はアスファルト板の敷設が効果的な場合があります。
- ・ 暗渠排水管等の上面や側面には、そだや砂利等によるフィルターを設けて土で埋め戻してください。

① 水平排水孔

切土のり面において、深い位置に帯水層があり、湧水等がある場合には、水平排水孔を設けてください。この場合、下図に示す例のように、水平排水孔の長さは一般に2 m以上、勾配は10%以上として施工してください。

水平排水孔（切土法面）



[審査基準]

図面、流量計算書により、基準に適合していることを確認します。

- 盛土・切土をする場合において、地表水・地下水により崖崩れ・土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水・地下水を排除することができるよう、排水施設を設置しているか。
- 盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設を設置しているか。
- 盛土の暗渠排水工の計画に際しては、基盤排水層、水平排水層を併せて設置する計画となっているか。
- 排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか。
- 排水施設は、陶器・コンクリート・れんが等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか。
※ 崖崩れ・土砂の流出の防止上、支障がない場合においては、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 排水施設は、その管渠及び開水路の勾配及び断面積が、排除すべき地表水・地下水を支障なく流下させることができるものとなっているか。（ただし、建築物の利用を前提としている500 m²未満で、地表水が排水勾配により全て最終宅内枳で集水できるものについては流量計算を要しない）
- 当該地盤面に設置する排水施設は、上記項目（※を除く）のいずれにも該当するものとなっているか。
- 専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の以下の箇所に、ます・マンホールが設けられているか。
 - ・ 管渠の始まる箇所
 - ・ 排水の流路の方向・勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ・ 管渠の内径・内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの清掃上適当な箇所
- ます・マンホールに、蓋が設けられているか。
- ますの底に、深さが15cm以上の泥溜めが設けられているか。

6-28 工事施工中の防災措置

マニュアルⅩⅢ・1 工事施工中の防災措置の基本的な考え方

開発事業等においては、一般に、広範囲にわたって地形、植生状況等を改変するので、工事施工中の崖崩れ、土砂の流出等による災害を防止することが重要である。したがって、気象、地質、土質、周辺環境等を考慮して、適切な防災工法の選択、施工時期の選定、工程に関する配慮等、必要な防災措置を工事に先行して講ずるとともに、防災体制の確立等の総合的な対策により、工事施工中の災害の発生を未然に防止することが大切である。

マニュアルⅩⅢ・2 工事施工中の仮の防災調整池等

工事施工中においては、急激な出水、濁水及び土砂の流出が生じないように、周辺の土地利用状況、造成規模、施工時期等を勘案し、必要な箇所については、濁水等を一時的に滞留させ、あわせて土砂を沈澱させる機能等を有する施設を設置することが大切である。

マニュアルⅩⅢ・3 簡易な土砂流出防止工（流土止め工）

周辺状況、工事現場状況等により、開発事業等実施地区外へ土砂を流出させないようにするため、仮の防災調整池等によらず、ふとんかご等の簡易な土砂流出防止工（流土止め工）を用いる場合には、地形、地質状況等を十分に検討した上で、その配置及び形状を決定することが大切である。

マニュアルⅩⅢ・4 仮排水工

工事施工中の排水については、開発事業等実施地区外への無秩序な流出をできるだけ防ぐとともに、当該地区内への流入及び直接降雨については、のり面の流下を避け、かつ、地下浸透が少ないように、速やかに仮の防災調整池等へ導くことが大切である。

マニュアルⅩⅢ・5 のり面からの土砂流出等の防止対策

人家、鉄道、道路等に隣接する重要な箇所には、工事施工中、のり面からの土砂の流出等による災害を防止するために柵工等の対策施設を設けることが大切である。

マニュアルⅩⅢ・6 表土等を仮置きする場合の措置

工事施工中に、表土等の掘削土を開発事業等実施地区内に仮置きするような場合には、降雨によりこれらの仮置き土が流出したり、濁水の原因となったりしないように適切な措置を講ずることが大切である。

マニュアルⅩⅢ・7 工事に伴う騒音・振動等の対策

工事現場周辺の生活環境に影響を及ぼし、住民への身体的・精神的影響が大きいと考えられる次の各事項については、適用法令を遵守するとともに、十分にその対策を講ずる必要がある。

- 1) 騒音
- 2) 振動
- 3) 水質汚濁、塵埃及び交通問題

- 工事施工中の崖崩れ、土砂の流出等による災害を防止することが重要です。
- 気象、地質、土質、周辺環境等を考慮して、適切な防災工法の選択、施工時期の選定、工程に関する配慮等、必要な防災措置を工事に先行して講ずるとともに、防災体制の確立等の総合的な対策により、工事施工中の災害の発生を未然に防止するようにしてください。

6-29 土石の堆積

政 令

(土石の堆積に関する工事の技術的基準) ※宅造区域

第十九条 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。
 - 二 土石の堆積を行うことによって表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
 - 三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が十分の一以下であるものに限る。）を設けること。
 - イ 堆積する土石の高さが五メートル以下である場合当該高さを超える幅の空地
 - ロ 堆積する土石の高さが五メートルを超える場合当該高さの二倍を超える幅の空地
 - 四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
 - 五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
- 2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

※ 特盛区域については、第三十条で準用

省 令

(堆積した土石の崩壊を防止するための措置)

第三十二条 令第十九条第一項第一号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が十分の一以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

(柵その他これに類するものの設置)

第三十三条 令第十九条第一項第四号（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

(土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置)

第三十四条 令第十九条第二項（令第三十条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること
 - 二 次に掲げる全ての措置
 - イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
 - ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置
- 2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

マニュアルXVI・1 土石の堆積の定義

土石の堆積とは、盛土規制法で指定される規制区域において行われる、一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為である。

なお、土石の堆積の許可期間は最大5年とする。

マニュアルXVI・2 土石の堆積の基本的な考え方

土石の堆積は、行為の性質上、締固め等の盛土の崩壊防止に資する技術的基準を適用することは適当ではないことを踏まえ、崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないよう空地や措置を設けることを基本とする。

堆積箇所の選定に当たっては、法令等による行為規制、自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、周辺への安全性を確保できるよう検討する必要がある。

土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配は10分の1以下とする。ただし、堆積した土石の崩壊が生じないよう設計する場合はこの限りではない。また、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置が必要である。

土石の堆積形状は、周辺の安全確保を目的とし、次のいずれかによる周辺の安全確保及び柵等の設置が必要である。

- 1) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置
- 2) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置

なお、これらの措置については、鋼矢板等その他必要な措置に代えることができる。

また、雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないよう、適切な排水措置等が必要である。

マニュアルXVI・3 土石の堆積の設計・施工上の留意事項

土石の堆積の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

1) 原地盤の処理

堆積の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々であるので、現地踏査、土質調査等によって原地盤の適切な把握を行うこと。

2) 計画

周辺の安全確保が可能な堆積形状や空地、土石の崩壊に伴う流出を防止する措置を計画すること。

雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないように、適切な排水措置等を行い、堆積した土石の安定を図ること。

堆積する土石の安全な運搬経路を確保すること。

3) 土石の受け入れ

堆積する土石を受け入れる際には、土石が計画の材質であることを確認すること。

マニュアルXVI・4・1 定義

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置とは、空地を設けない場合や土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が10分の1を超える場合において、堆積した土石の流出等を防止することを目的とした措置である。

マニュアルXVI・4・2 種類と選定

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する代表的な措置として、次のものが挙げられる。

1) 地盤の勾配が10分の1を超える場合の措置

土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の崩壊を防止すること。

措置の選定に当たっては、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、堆積する土石の土圧等に十分に耐えうる措置を選定しなければならない。

2) 空地を設けない場合の措置

① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設を設置すること。

② 堆積した土石の斜面の勾配を土質に応じた安定を保つことができる角度以下とし、堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等により、雨水その他の地表水が侵入することを防ぐこと。

マニュアルXVI・4・3 設計・施工方法

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の設計・施工に当たっては、土石の最大堆積時に発生する土圧等に対して、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置に求められる性能に応じた安全性の検討が必要である。

- 土石の堆積とは、規制区域において行われる、一定期間を経過した後に除却することを前提とした、土石を一時的に堆積する行為です。（許可期間は最大5年とします。）
- スtockヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き、土石に該当する製品等の堆積等が該当します。

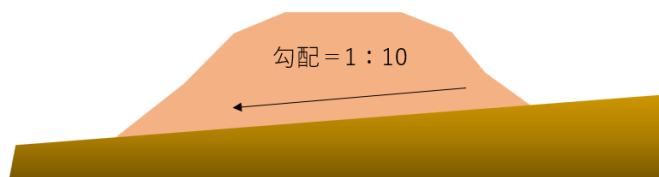
[土石の堆積の設計]

- ・ 土石の堆積は、崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないような空地や措置を設ける必要があります。
- ・ 堆積箇所の選定に当たっては、法令等による行為規制、自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術的基準等を考慮し、周囲への安全性を確保できるよう検討する必要があります。

[堆積する土地等の地盤の勾配]

- ・ 土石を堆積する土地（空き地を含む）の勾配は10分の1以下としてください。
※ 土砂の流出を防止する措置を講ずる場合は、この限りではありません。
- ・ 地表水等による地盤の緩み等が生じない措置を講ずるようにしてください。

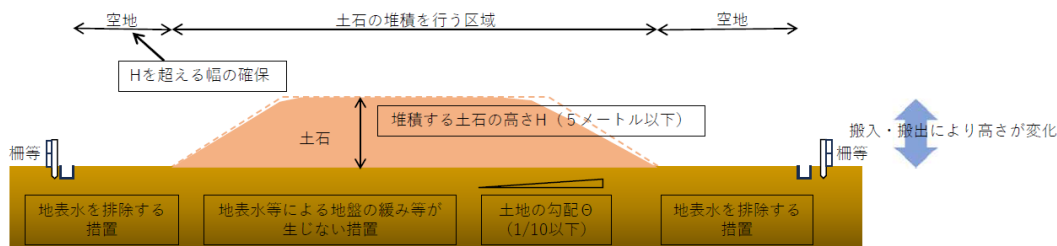
勾配のイメージ



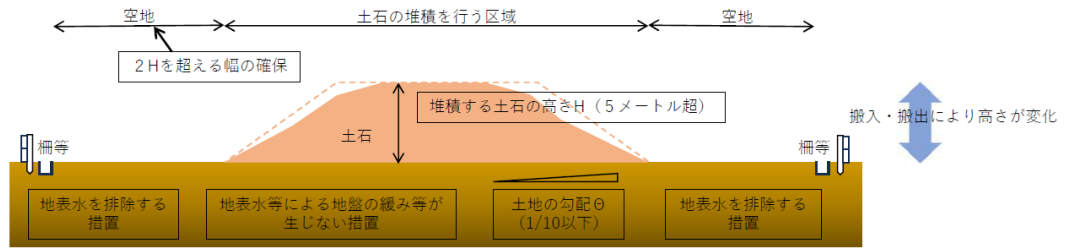
[空地]

- ・ 土石の堆積形状は、周辺の安全確保を目的とし、次のいずれかに該当する空地を確保及び柵等の設置が必要です。
- ・ 柵等は、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能です。
- ・ 排水施設は、地表水の流出入を防止できる場合は、素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能です。

① 堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地



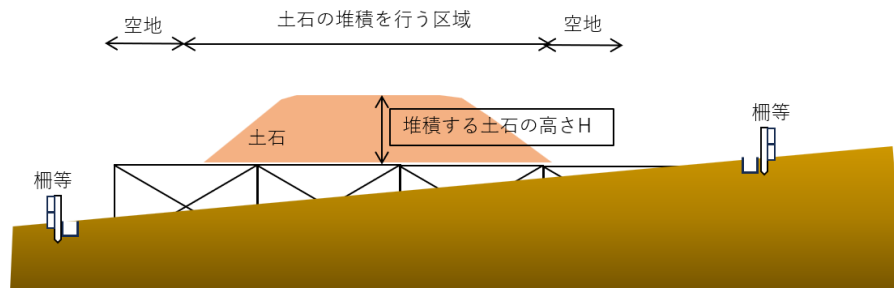
② 堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地



[地盤勾配（空地を含む）が10分の1を超える場合]

- 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する構台等の堅固な構造物を設置するようにしてください。
- 土石の堆積を行う面の勾配は、10分の1以下を確保してください。
- 想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造としてください。

構台のイメージ



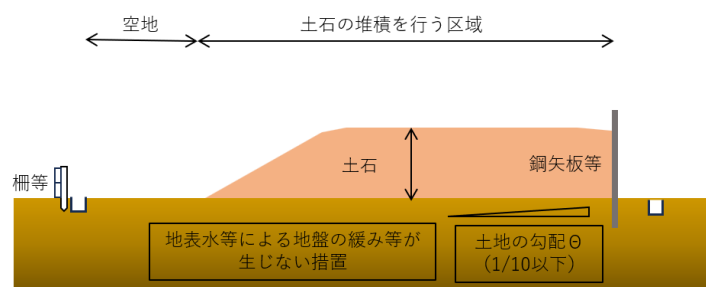
[十分な空地の設置が困難な場合]

以下のいずれかの措置を講ずるようにしてください。

① 鋼矢板等の設置

- 堆積高さを超える鋼矢板やこれに類する施設を設置してください。
- 鋼矢板やこれに類する施設は、想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に対して、損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造としてください。
- 鋼矢板等の設計については、鋼矢板土留めによることとしてください。

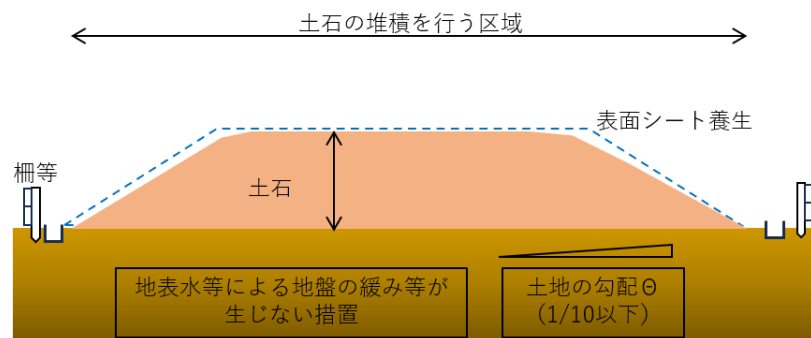
鋼矢板等のイメージ



② 堆積勾配の規制及び防水性のシート等による保護

- 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積し、降雨等による侵食を防ぐために堆積した土石を防水性のシート等で覆い表面を保護するようにしてください。
- 堆積勾配は安定性を確保するために、最も緩い勾配1:2.0よりも緩い勾配とすることが望ましい。

防水性シート等による保護のイメージ



[審査基準]

- 土石の堆積は、勾配が10分の1以下である土地か。
 - ※堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く。
堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る）を有する堅固な構造物を設置する措置等の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置となっていることが必要

- 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講じているか。

- 堆積した土石の周囲に、勾配が10分の1以下の空地を設けているか。
 - ・ 堆積する土石の高さが5m以下である場合は、当該高さを超える幅の空地
 - ・ 堆積する土石の高さが5mを超える場合は、当該高さの倍を超える幅の空地
 - ※ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合には、適用しない。

- 堆積した土石の周囲には柵等を設け、また、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示しているか。
 - ※ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合には、適用しない。

- 雨水等の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置する等の必要な措置を講じているか。

- 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置は、次のいずれかの措置となっているか。
 - ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置し、鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ② 次に掲げる全ての措置
 - ・ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
 - ・ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置

6-30 土石の堆積に関する工事の技術基準

土石の堆積に関する工事の技術基準

技術的基準	政令	内容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について（勾配1/10以下）
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第19条、第20条）

第7章 手数料・その他

7-1 手数料

申請に当たっては、佐賀県手数料条例別表に定める手数料が必要です。
 手数料の額は以下のとおりです。

申請手数料（許可申請・中間検査）

面積	盛土又は切土		土石の堆積
	許可申請	中間検査	許可申請
500 m ² 以内のもの	22,000 円	11,000 円	17,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	33,000 円	12,000 円	19,000 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	45,000 円	13,000 円	22,000 円
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	63,000 円	14,000 円	25,000 円
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	72,000 円	16,000 円	34,000 円
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	96,000 円	16,000 円	37,000 円
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	150,000 円	17,000 円	44,000 円
20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	228,000 円	18,000 円	58,000 円
40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	355,000 円	20,000 円	78,000 円
70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	499,000 円	26,000 円	114,000 円
100,000 m ² を超えるもの	643,000 円	27,000 円	138,000 円

変更許可申請手数料

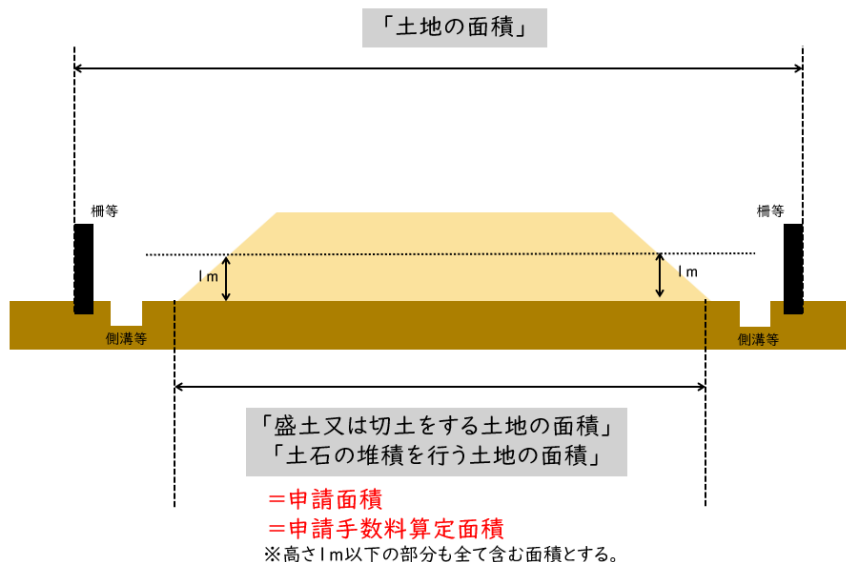
変更許可申請1件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、その合計の上限額は、盛土・切土の場合は643,000円、土石の堆積の場合は138,000円です。

1	面積の変化なし 従前の面積に対応する手数料額×1/10	
2	面積の減少 変更後の面積に対応する手数料額×1/10	
3	面積の増加 ①従前の面積に対応する手数料額×1/10＋増加した面積に対応する手数料額 ②増加した面積に対応する手数料額（設計変更なしで面積のみ増加する場合）	
4	面積の増減 従前の面積から減少分を差し引いた面積に対応する手数料額×1/10 ＋増えた面積に対応する手数料額	
※	面積は盛土・切土（土石の堆積）をする面積	
※	1～4のいずれかで手数料額算定	
5	その他の変更 設計の変更及び面積の増減を伴わない変更	10,000 円
※	1～4のいずれかと同時に変更した場合は加算	

手数料算定における面積の考え方

一団の土地で、盛土、切土又は土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が1m超の部分と1m以下の部分がある場合、その合わせた範囲の面積が3,000㎡を超える場合は、許可の対象とし、盛土、切土又は土石の堆積をする面積に応じた手数料が必要となります。ただし、地盤標高差1m以下の部分的である場合については、個別に検討しますのでご相談ください。

イメージ図



適合証明書の発行手数料

規則第88条の規定に基づく証明書 1通あたり350円

手数料の納付方法

県の収入証紙でお支払いください。

証紙について、郵送を希望される場合は、ご相談ください。

[佐賀県証紙売りさばき所一覧]

https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00336790/index.html

7-2 適合証明

省 令

(法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第八十八条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

建築基準法では、建築確認の際に、盛土規制法等に適合することを確認する旨が規定されています。そのため、建築確認を求めるものに対し、各許可権者が証明書を発行する事務が定められています。

建築主事に本適合証明書を提示することで、建築確認が円滑に進む可能性があります。

適合証明書交付申請書（参考様式第15号）を県建設・技術課に提出してください。
また、交付の際には1件当たり手数料350円が必要となります。

なお、佐賀県内の各土木事務所に建築確認を申請される場合については、県のホームページに運用を掲載していますのでご確認ください。

URL：https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji003116886/index.html

[添付書類]


政令第5条関係		
	関係条項	添付書類
	一号 (鉱山保安法関係) 二号 (鉱業法関係) 三号 (採石法関係) 四号 (砂利採取法関係)	各号に定める工事に該当することを証する書類
省令第8条関係		
	関係条項	添付書類
	一号 (土地改良法関係) 二号 (火薬類取締法関係) 三号 (家畜伝染病予防法関係) 四号 (廃棄物処理法関係) 五号 (土壌汚染対策法関係) 六号 (放射性物質汚染対策特措法関係) 七号 (森林作業道等を整備する工事)	各号に定める工事に該当することを証する書類
	九号 (宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1mを超えないもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・現況写真 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図 ・求積図
	十号 イ及びロ (土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの又は土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が1mを超えないもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・現況写真 ・位置図 ・土地の平面図 ・土地の断面図
	十号 ハ (工事の施工に付随して行われる土石の体積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・主となる本体工事の施工範囲・工事期間が読み取れる工事施工計画書その他の書類 ・現況写真 ・位置図 ・地形図

7-3 申請様式等

省令で定める様式及び法令で定められていないものの許可申請又は届出に必要な様式（参考様式）は以下のとおりです。

各種申請に必要な様式について、佐賀県のホームページで公表しています。
 URL : <https://www.pref.saga.lg.jp/kiiji003115406/index.html>

佐賀県 盛土規制法



○省令で定める様式

様式番号	様式名	根拠規定
様式第二	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項
様式第三	資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）	法第 12 条第 2 項第 3 号
様式第四	土石の堆積に関する工事の許可申請書	法第 12 条第 1 項 法第 30 条第 1 項
様式第五	資金計画書（土石の堆積に関する工事）	法第 12 条第 2 項第 3 号
様式第七	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	法第 16 条第 1 項 法第 35 条第 1 項
様式第八	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	法第 16 条第 1 項 法第 35 条第 1 項
様式第九	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	法第 17 条第 1 項 法第 36 条第 1 項
様式第十一	土石の堆積に関する工事の確認申請書	法第 17 条第 4 項 法第 36 条第 4 項
様式第十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	法第 18 条第 1 項 法第 37 条第 1 項
様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項
様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項
様式第十七	擁壁等に関する工事の届出書	法第 21 条第 3 項 法第 40 条第 3 項
様式第十八	公共施設用地の転用の届出書	法第 21 条第 4 項 法第 40 条第 4 項
様式第十九	特定盛土等に関する工事の届出書	法第 27 条第 1 項
様式第二十	土石の堆積に関する工事の届出書	法第 27 条第 1 項
様式第二十一	特定盛土等に関する工事の変更届出書	法第 28 条第 1 項
様式第二十二	土石の堆積に関する工事の変更届出書	法第 28 条第 1 項
様式第二十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	法第 49 条
様式第二十四	土石の堆積に関する工事の標識	法第 49 条

○参考様式

様式番号	様式名	根拠規定
参考様式第1号	委任状	—
参考様式第2号	周知措置報告書	法第11条 法第29条
参考様式第3号	工事主の資力及び信用に関する申告書	法第12条第2項第2号 法第30条第2項第2号
参考様式第4号	工事施行者の能力に関する申告書	法第12条第2項第3号 法第30条第2項第3号
参考様式第5号	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の施行同意書	法第12条第2項第4号 法第30条第2項第4号
参考様式第6号	設計者の資格に関する申告書	法第13条第2項 法第31条第2項
参考様式第7号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書	法第15条第1項 法第34条第1項
参考様式第8号	土石の堆積に関する工事の協議申出書	法第15条第1項 法第34条第1項
参考様式第9号	宅地造成等に関する工事の変更届出書	法第16条第2項 法第35条第2項
参考様式第10号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書	第16条第3項において準用する同法第15条第1項 第35条第3項において準用する同法第34条第1項
参考様式第11号	土石の堆積に関する工事の変更協議申出書	第16条第3項において準用する同法第15条第1項 第35条第3項において準用する同法第34条第1項
参考様式第12号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	法第19条第1項 法第38条第1項
参考様式第13号	土石の堆積に関する工事の定期報告書	法第19条第1項 法第38条第1項
参考様式第14号	誓約書	法第12条第2項第2号 法第30条第2項第2号
参考様式第15号	適合証明書交付申請書	省令第88条

7-4 問い合わせ先

部署名	郵便番号	所在地	電話番号
佐賀県 県土整備部 建設・技術課 盛土担当	840-8570	佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号	0952-25-7180

佐賀県 県土整備部
建設・技術課 盛土担当

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号

電話番号 0952-25-7180

FAX番号 0952-25-7317

メールアドレス kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp